


40

748

岩井卓藏著





# 心前絶後之疑獄

東京帝國大學教授法學博士  
內務省警保局長  
東京帝國大學教授醫學博士  
東京帝國大學教授文學博士

穗積 積重 君序  
古賀 廉造 君序  
吳 秀 君序  
信 夫 君序  
高 楠 君序  
花 井 君序  
卓 次 君序  
藏 郎 君序

東京  
大阪

鍾美堂發行

明治  
39.10.5  
内交

## 序

聽訟斷獄ノ法ハ古來三變セリ。上古宗教督制ノ時代ニ在リテハ、宗教法律未ダ分化セズ、法ハ神意ノ發現ナリトシ、司法ノ權ハ教法ノ權ニ屬ス。此時ニ當リ人智蒙昧未ダ推理歸納ノ法ヲ知ラズ、安ンゾ徵證斷案ノ術アラシヤ。故ニ疑獄必ラズ鬼神ニ禱リ、或ハ神前ニ熱湯ヲ探ラシメ、或ハ法廷ニ決闘ヲ爲サシム。又時アリテハ烈火ヲ履マシメ、毒藥ヲ服セシメ、偶然ノ結果ハ以テ神意ノ宣示ナリトシ、據テ以テ其曲直ヲ斷決ス、

嗚呼危哉。中世兵力督制ノ時代ニ在リテハ、法權武門  
ニ歸シ、斷訟專ラ酷烈ノ手段ニ依ル。當時法廷ノ恃ン  
テ以テ獄ヲ斷スル所ノ者ハ、論理推窮ノ法ニ非スシテ、  
訊杖、責石、鉛湯、伸股架等ノ獄具ナリ。故ニ兇險姦  
惡ノ徒ト雖モ頑硬ナル者ハ免ガレ、廉正忠直ノ士ト雖  
モ孱弱ナル者ハ罪セラレ、神聖ナル法廷ハ血痕常ニ絶  
ヘズ、腥風鼻ヲ撲ツ。嗚呼慘哉。近世法律督制ノ時代  
ニ當リ、法學法術大ニ發達シ、心的機能ノ作用ニ依リ、  
人證物證ニ基キテ事實ノ真偽ヲ判定スルコトヲ得ルニ  
至レリ。茲ニ於テ證據裁判ノ制始メテ定マリ、拷具廢

二

朽シ、法廷號叫ノ聲ヲ歛ムルニ至レリ。嗚呼美哉  
本邦維新以來法律ヲ改良スルモノ勝テ算フルニ遑アラ  
スト雖モ、就中口供斷獄ノ舊制ヲ廢シテ證據裁判ノ新  
法ヲ定メタルニ至リテハ、實ニ司法上ノ無血革命ト稱  
スルコトヲ得ヘシ。然リト雖、法ノ創定ハ法ノ改良ノ  
半途ナリ。法規ハ機械ノミ、形骸ノミ、良法美律ト雖  
モ、法術ニ練達セル法官狀師アリテ巧ニ之ヲ運用スル  
ニアラスンバ徒法死律ノ譏アラン而已、古人曰ク人ニ  
在ツテ法ニ在ラスト。余ハ曰ハントス、法術ニ在ツテ  
法規ニ在ラスト。方今本邦ニ於ケル聽訟法規ノ進化ハ

三

既ニ第二期ナル白狀時代ヲ過ギテ、第三期ナル證據時代ニ移リタルモノノ如シト雖モ、執拗ナル歴史ノ惰力ハ仍ホ自由口供ノ實ヲ法廷ニ存シ、法官ノ據テ以テ判決ヲ爲ス所ノモノハ主トシテ被告人ノ供述ニ依リ、證據ハ却テ其供述ノ價值ヲ輕重スルノ從素タルガ如キ觀アリ。是レ蓋シ證據時代ニ入ルノ日尚ホ淺ク、舉證ノ法術尚ホ未ダ進マズシテ、白狀時代ノ遺風ヲ存スルニ由ルモノナリト云ハサルヲ得ズ。之ヲ英米ノ法ニ於ケル如ク、被告ハ任意自白ノ外、法廷ヨリ認罪的訊問ヲ受ケサルヲ以テ憲法上ノ權利ト爲シ、被告ハ黙シテ法

廷ニ立チ、證據ヲ以テ唯一ノ裁判資料ト爲スモノニ比シ、法術進歩ノ程度如何。加之本邦ニ於テハ證人呼出ノ自由ナク、當事者ノ之ヲ請フコトアルトキハ、其許否ヲ法廷ノ辯論ニ待タズ、裁判官ハ理由ヲ與ヘズシテ單ニ要不要ノ斷言ヲ以テ之ヲ決ス。之ヲ英米ノ法ニ於ケル如ク、事實上召喚自由ノ原則ヲ採リ、其資格ノ有無及ヒ其供述ノ許否ハ辯論及ヒ決定ニ依テ之ヲ定メ、不適切ナル證據ヲ提出スルハ獨リ檢事辯護士ノ耻辱タルノミナラズ、訴訟費用ノ負擔ニ關係ヲ及ボスモノト爲スモノニ比シ、法術進歩ノ程度如何。本邦ニ於テハ

未ダ嚴ニ舉證ヲ爭點ニ集中スルノ術ヲ講セザル如ク、  
舉證往々散漫ニ亘ルコト無シトセズ。之ヲ英米ノ法ニ  
於ケルガ如ク、兩造互ニ對手方ノ不關聯證據ノ提供ヲ  
拒斥スルモノニ比シ、法術進歩ノ程度如何。本邦ニ於  
テハ證人訊問ハ判事ノ職務ニシテ、檢事辯護士ハ辯論  
ノ爲メニ法廷ニ列スルモノノ如シ。之ヲ英米ノ法ニ於  
ケル如ク、證人訊問ハ主トシテ檢事辯護士ノ職ニシテ、  
供證者ノ首問、相手方ノ反問及ビ供證者ノ再問ナル三  
回訊問ヲ經、判事ハ之ヲ監督シ且ツ自ラ訊問ヲ爲スニ  
比シ、證價ノ判定ニ關スル法術ノ進歩如何。余常ニ疑

六

ヲ是等ノ問題ニ懷キ、本邦ノ刑事訴訟法規ノ尚ホ改ム  
ベキモノアリ、法術ノ尚ホ講スベキモノアルヲ思ヘリ。  
偶々河合事件、野口事件ナル二大疑獄ノ生ズルアリ、  
當時余ハ興感ヲ以テ其裁判筆記ヲ讀ミ倍々其疑ヲ深フ  
スルコトヲ避ケ能ハザリキ。

學友花井維翠ハ法ヲ樂ムノ人ナリ、維翠ハ法學ヲ好ム  
ノミナラス、法術ヲ練ルノ人ナリ。其訴件ヲ託セラル  
ルニ當リテヤ、透明白圭ノ如キ腦髓ヲ以テ其法理ヲ考  
ヘ、銳利白刃ノ如キ筆血ヲ以テ其法術ヲ行フ。難訴ア  
レバ喜ビ、疑獄アレバ勇ム。供證辯論心ヲ盡シ思ヲ凝

七

八  
ラサザル無シ、其河合事件、野口事件ノ二大獄ヲ辯護  
スルニ當リテヤ、審ニ之ヲ法理法術ノ二點ヨリ考察シ、  
今其辯護速記ヲ刊行シテ之ヲ世ニ問ハントス、考訂成  
ルニ及ビ、余ノ書齋ヲ叩イテ稿本ヲ示ス。余其目次ヲ  
觀テ未ダ其内容ニ及バズ、談偶マ本邦ニ於ケル法術ノ  
事ニ及ビ、余ハ雜翠ニ質スニ平素疑フ所ヲ以テス、雜  
翠曰ク君余ニ問フ所ヲ筆記シテ以テ余ノ書ノ序ト爲セ、  
余ノ書ハ或ハ其疑ヲ解ク所アラント。余辭スルコト能  
ハズ、乃チ書シテ以テ序ニ代フ

明治三十九年九月上浣

法學博士 總積陳重識



## 序

刑事の訴訟は事實の真相を穿つを以て目的と爲す。事實の真相とは何ぞ。曰く事實の想像と事實自體との一致を云ふに在り。故に事實の想像と事實自體との連鎖を計るあるにあらざるよりは。遂に之を能くす可からず。事實の想像と事實自體との連鎖を計るは刑事訴訟に於て之を證據と謂ふ。證據とは何ぞ。曰く事實の確證となるべき諸般の方法を謂ふ。故に刑事訴訟に於て事實の真相を得んと欲せば。先づ事實の確證を得ることを計らざる可からず。即ち事實の成否眞偽を確信せしむるに足るべき根據を得ることを要す。然れども。確證は事實自體の真相を知るの手段に外ならざるを以て。一旦確證を得ると雖

も。未だ卒かに事實自體の真相を得たりと謂ふ可らず。  
所謂る確證とは固より想像臆測と異なるは論なく。且秋  
毫の疑念を容るゝべきものに非ずと雖も。人各其明暗智  
愚と。其遭遇するの時機に隨て其趣を異にすることあり。  
往古は天動地止を以て確證と爲せしと雖ども。後世は天  
止地動を以て確證とし。往古は天刑病を以て遺傳に因る  
と爲せしと雖も。現今は之を以て傳染に因ると爲すが如  
し。之を歴史に徴するに照々として明かならずや。確證  
の堅固ならざるに如斯し。然らば則ち證據も確證に根  
據すと雖も殆ど將さに堅固ならざらんとす。證據既に堅  
固ならざれば。則ち事實の想像と事實自體との連鎖を計  
るの道。甚だ微弱にして。而して事實の真相終に得て穿

つ可からざるに至らんとす。是に於て乎余は將さに斷言  
せんとす。刑事の訴訟に於ては。正確の證據なしと。若  
し夫れ裁判所に於て獲蒐する證據の如きは。辯論の巧拙  
に依り馬を指して鹿と爲し。麥を見て菽と爲し。以て之  
を撼搖するも難きに非ざるなり。友人辯護士花井君卓藏  
人と爲り豪宕不群。書を讀み眼光紙背に徹し。而して其  
法廷に於ける。雄辯風發前に勁敵なし。頃者一書を著は  
す。名づけて空前絶後の疑獄と云ふ。其現に擔任する所  
の河合事件及野口事件の辯論を速記し。且其顛末を詳叙  
せるもの也。稿成るに及て余に一言を求めらる。余以爲  
く。證據の論に至りては。花井君の意見蓋し余と符節を  
合するが如きものあらんと。因て所見を叙し以て之れが

序と爲す。

明治丙午秋九月十七日

古賀廉造識

序

花井卓藏君。卓犖不羈。任才負氣。有不可一世之概焉。余與君同鄉。少而相知。深推重其爲人。君以法律學成一家。聲名馳于海內。近者嘗爲野口男三郎辯護人。周搜其事。深究其人。當其公判也。辭意剴切。議論森嚴。有不滿其意也。辯難窮詰。毫髮不假借。上下壯之。同人皆快之。君不爲自足也。退而考覈焉。遂著之于書。名曰空前絕後之疑獄。分章四。曰緒論。曰各論上。曰各論下。曰結論。附以餘論。叙事曲盡。持說公明。證之法理。考之人情。慮之於民俗風教。縱橫披瀝。殆無餘蘊。君於其學之業可謂勉矣。抑彼男三郎者。爲人性狀殊異。其行事亦不可以常度律之。鞠問之狀傳于世也。一時喧噪。人莫不

口之。余謂是百年希觀之事件。法律家之及醫人所可共講求覈明也。世人亦多以爲然矣。未幾。事定刑決。余深爲刑事精神病學惜之。花井君之著書以問是非于今人與後代。於是乎最爲得吾意也。故序之。

明治三十九年九月四日

醫學博士 吳 秀 三

### 序

書云。罪疑惟輕。鄒叟曰。以生道殺民。雖死不怨殺者。蓋法律以禦罪於未發。刑罰以懲惡於既發。古聖賢所以治世撫民者深矣。今上天皇維新之政。首制法律。以秉平衡于萬民之上。設法廷。聽訟獄。而警官巡吏。摘姦縛賊。極嚴密。而民之姦惡者猶閃躲巧避。放火殺人者。日滿報紙。是以法吏訊鞠過刻。或陷冤罪。生疑獄者亦不鮮矣。是辯護士之所以不可無也。稚翠花井君卓藏備後三原人。幼而穎悟。好讀書。夙來東京。從遊山田十竹蒲生駿亭脩漢籍。又入英吉利法律學校。學政治法律。二十而爲辯護士。三十而爲衆議院議員。才學雄辯。絕無而僅有者。旣辯論伊庭想太郎於前。救護武林男三郎於後。聲名隆々

鳴于一世。夫想太之罪。其意在爲國家。條理一貫。無可疑者。男三則不然。罪迹複雜。挾童子臀肉。戕妻兄寧齋。禦人於國門之外。縊之奪金。極惡大罪。不可勝言。而其實有不然焉者。是疑獄之所以最難辯明救護也。而君能辯之。臀肉寧齋二項全消滅其罪。所謂罪疑惟輕。以生道殺之者。君之於職分。可謂盡矣。乃綴屬其事項。題曰空前絕後之疑獄。問序於余。余嘗與野口寧齋。以文字交。故惡男三如蛇蝎。且病未全治。不近筆研數日。固辭。君曰。雖僕非不惡。唯盡我職而已。夫法律貴矣。法廷重矣。檢事所論告。判事所審理。莫適而不畏敬焉。然君子惡其罪。不憎其人。故不可不發揮其事實之蘊底也。本編不獨爲研究疑獄之材料。又可以爲子女之鑑戒。子蓋辯一言。嗚呼。

爲惡於昭々之中者。人得誅之。爲惡於冥々之中者。鬼得誅之。如男三。人鬼交誅戮者。微君辯護。則刀鋸鼎鑊并受。亦不可知焉。明天子所以制法律。設辯護士。秉平衡于萬民之意。深厚也。遂序之。

明治三十九年秋九月

恕軒學人 信夫 榮撰

## PREFACE

By prof. Takakusu, M. A., Dr. Litt, Dr. phil.

My friend, Takuzo Hanai, is one of the most eloquent speakers now in Japan. He is a M. P. and advocate by profession and is a member of the committee for reforming the Japanese Criminal Law. Not infrequently has he surprised the people by his speeches in Parliament as well as at the bar. He is especially excellent in criminal defenses. In the trial of Osaburo Noguchi, the greatest criminal case of modern Japan, he made himself so famous by his unparalleled eloquence that he is deservedly called the Cicero of the present Japan. The details of the case are now recorded and published in the form of a pamphlet, which I have no doubt will be widely welcomed by the world. As he and I are of the same village and of the same alma mater, I deem it great honour on my part enthusiastically to recommend to the world this work so peculiarly fitted for showing his excellences.

J. Takakusu.

Koishikawa, Tokyo,  
September 4, 1906.

友人花井卓藏君は、我邦に於ける最も著名なる雄辯家  
の一人なり。君は國會議員にして、辯護士を兼ね、乃者、選  
れて法律取調委員となり。主として刑法審査の事に當  
る。議場に、法廷に、君の辯論に依りて世道人心を裨益し  
たるもの、其數實に枚擧に遑あらず。就中刑事辯護に至  
りては、我邦恐くは君の右に出づるものなかるべし。若  
夫野口男三郎終告事件は、我邦近來の一大疑獄なり。而  
して辯論上乘にして、特に出色。之に依りて君は、僅かに  
日本現代のシセラたることを彰明せり。今其辯論速記  
を蒐集して一卷をなす。世に公にせん。思ふに内外  
江湖の歡迎を受くるなるべし。君は余と同郷に生れ、同  
門に學ぶ。君の長所を發揚すべき好辯論に對し、滿腔の  
熱誠を捧げて之を紹介するは、余の最も光榮とする所  
なり。

明治三十九年九月四日

東都駿水の舊居に於て  
文學博士 高楠順次郎識

### 自叙

辯護士之於訟獄。猶醫師之於疾病耶。有病微而殺人者。  
有勢重而易治者。精診明察。起死骨肉。謂之良醫矣。余  
從事法廷之職。有年于茲。其間雪冤救死。不可勝數。而  
如武林男三郎。實爲空前絕後之疑獄。事項複雜。罪條多  
端。猶傷寒壞症耶。然一受其依囑。則不得不爲之辯護。  
是以或扞格判事。或抗抵檢事。公判連日。拮据經營。纔  
能得收一審之判決。頃日辯護士井關源八郎君來。請編其  
辯論速記。以流傳于世。余拒而不許。君在傍。愆憑余曰。  
此千古疑獄。一則以供法廷研究。一則以戒青年子女。子  
拒之狹矣。於是。考訂一二以上梓。古良醫之言曰。回罷  
癰於一診。救橫夭於半匕。辯護之士。書諸紳可也。

明治丙午九月初四於東都錦街稚翠書屋病窓之下

花井卓藏識

凡例

一 法廷の辯論は人の生命。身體。自由。名譽。財産を保護すべき最も堅牢なる甲冑である。往昔佛蘭西に於て。ガンベッタが國事犯の被告を辯護して佛帝那翁三世を罵り。國民に背きたる謀叛人なりと絶叫したる如き其言。稍々矯激に失せるものありと雖も。法廷武士の面影として。吾人をして長へに英風を彷彿せしめ。法廷戦場の號令として。一時歐洲全土をして。震動せしめたるは今更云ふまでも無い。余も又。我國の法廷が辯論を尊重し。如斯にして事件の真相を發揮せんことを要求するもの一人である。曾て法廷叢書を編み。辯論の要を説かんとするの念切なりしは全く此故である。今夏。疾を獲て病床に輾轉すること月餘。閑聞無聊。筆硯を枕邊に呵して斯書を考訂し。好個慰藉の料を得て。誠に面白く感じた。

一 斯書は明治三十九年五月九日及十二日。余が東京地方裁判所第一刑事



部法廷に於て爲したる武林男三郎被告事件の辯論速記を蒐輯したるものに係る。男三郎彼れ何物ぞ。無名の青年。墮落の學生。固より傳ふるに足るべき男でない。乍併。事の解すべからざる。人の解すべからざる裁判醫學。刑事人類學。社會學。性相學。其他一般刑事法より見て。研究の價值。大に有るありと思ふ。若し夫れ句を鍛ひ章を練るは。斯書の目的に非ず。辯論の要旨にして撫探することを得ば。微意は足りるのである。

一 斯書の主人公は。云ふ迄もなく男三郎である。然れども。余を以て彼を見る。實に不可解の人物である。眞。假。容易に辨じ得べからず。故に事件を論ずる。余自からの意見に基き。彼多くの陳供に採らず。百偽中。一眞を探ることを得ば。寧ろ満足と思つて居る。

一 余辯論に於て。豫め案を立てず。訴訟記録を讀み。證據物件を閱し。意に隨ひて陳述す。故に論。脈絡なく。辯。秩序なし。其言。文章の如きものあり。談話に似たるものあり。又演説に類するものあり。而して

斯書を考訂して。益々辯論學の忽にすべからざることを悟り。慨然として自ら嘆じた

一 斯書の目次を閲するときは。豫め辯論の順序でも。立てゝあつたかの様に。見ゆるけれども。決してそふでない。校訂に在り。讀者の便利を圖り。余が隨意に附したものである。

一 斯書に假名を振ることは。大反對であつたが。井關君の強ての請ひに。餘儀なくせられ。遂に諾することになつた。一々目は透さぬけれども。頗る穩かならざる所がある。乍併。余の辯論は。讀んで本文の通と心得て貰ひたい。従つて。振假名の當否に就ては。余は全然責任を負はぬ。

一 斯書は。余が病床にありて考訂せしものなれば。必ずや魯魚焉馬の誤謬多かるべしと思ふ。讀者。庶幾はくは其意の在る所を酌み。其言の蕪雜なるを咎むる勿れ。兼松謙太郎越智馨二子。常に枕邊に侍し。考訂繕寫の勞に努めた。茲に一言の謝辭を述べて置く。

明治三十九年九月初旬稚翠書屋病窓の下に於て

花井卓藏又識

四

郵便はか

神田区錦町西目三番地  
郵便  
切手

33.7.21  
II 50

卓藏

卓藏

持身お生え家足一野亭者謀役事

件被主人者とい 貴下御使志に

依頼し奉り申す 懇願仕度

仁孝御席の節 被成下 願上

東京監獄

在監被主人

野日男三郎

三月十八日

# 目次

## 五月九日の法廷

### 緒論

- (1) 空前絶後の疑獄……………一
- (2) 戀愛狂にあらざる乎……………三
- (3) 情況推測は危険也……………一四
- (4) 自白乎他白乎……………二六
- (5) 人之將死其言也善……………三九

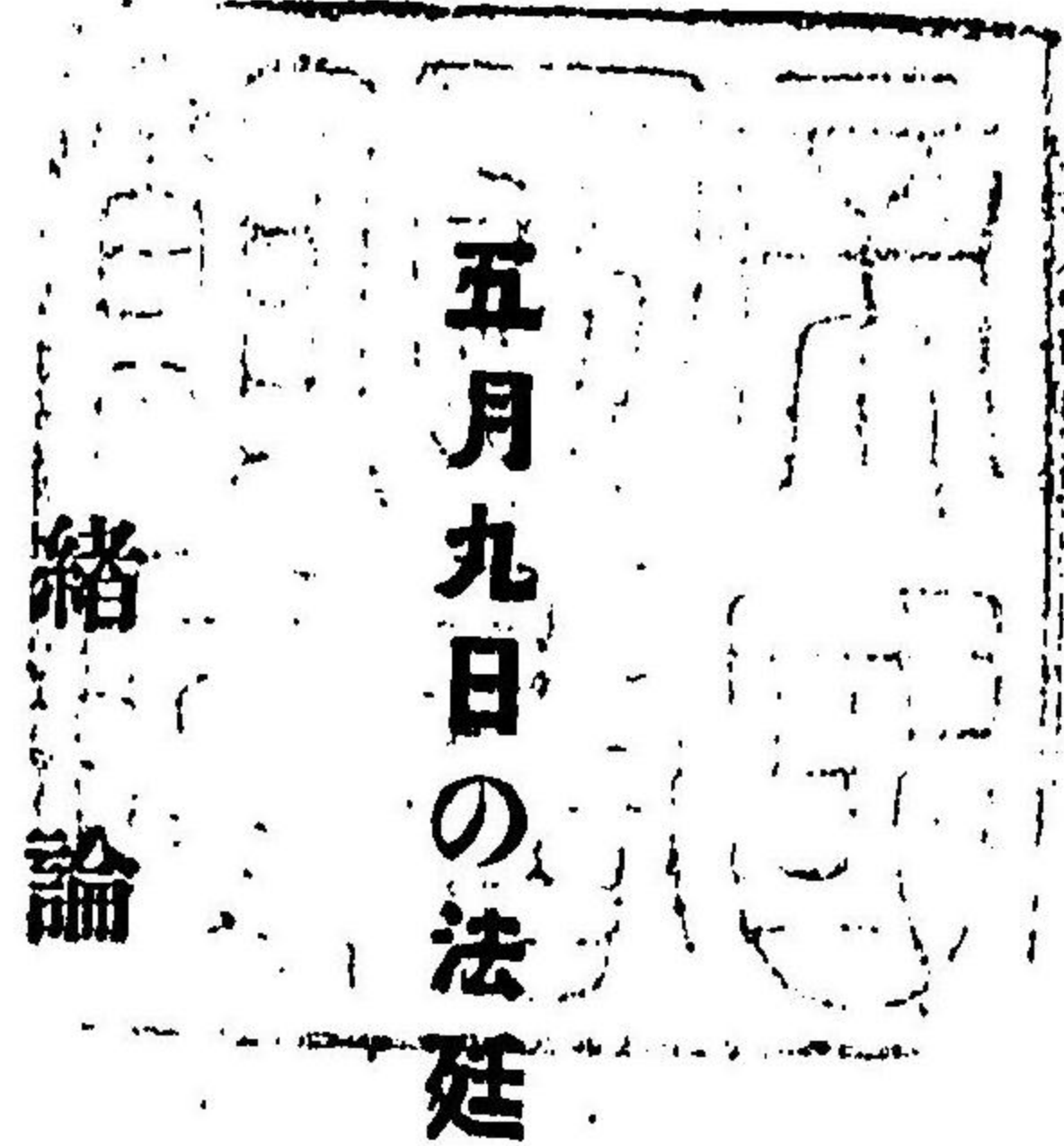
### 各論上

- (6) 河合莊亮事件……………七四
- (7) 犯人物色類なり……………七五

(8)	疑情況より來る	七八
(9)	自白の解剖其一	八一
(10)	自白の解剖其二	八八
(11)	自白の解剖其三	九一
(12)	自白の解剖其四	九六
(13)	自白と證據	一〇〇
(14)	風貌及聲韻	一〇九
(15)	檢事の論是耶辯護人の論非耶	一一四
<b>五月十二日の法廷</b>		
<b>各論下</b>		
(16)	野口寧齋事件	一二二
(17)	死時の疑	一二四
(18)	死因の疑	一二五

(19)	自白の解剖其一(毒殺問題)	一三〇
(20)	自白の解剖其二(絞殺問題)	一三六
(21)	自白の解剖其三(絞殺問題)	一四三
(22)	證據の考覈	一四八
(23)	共犯の疑	一六二
(24)	殺害の原因上	一六六
(25)	殺害の原因下	一七二
(26)	屍體の鑑定	一七四
(27)	檢事の論正き乎辯護人の論誤れる乎	一八〇
<b>結論</b>		
(28)	戀は盲目なり	一八八
(29)	情供に弱點在り	一九〇
(30)	情供に強點在り	一九三

# 空前絶後之疑獄



## (1) 空前絶後の疑獄

花井卓藏著

裁判長 本件は實に空前絶後の疑獄であります。検事の論 深刻鋭利。

## 餘論

- (31) 自由往々眞假を過る……………一九六
- (32) 自由心證主義と審理中止……………一九九
- (33) 人之性善也……………二二二

- (34) 青春子女の教訓……………二二八
- (35) 法律實際學の參考品……………三三一

○法廷日記……………三三三

## 附錄

○管蠡鈔

\* \* \* \* \*

而して固く事實を信じて。一歩も假借せられないのである。然れども。其論告は。爬羅剔抉實に三時間の上に出で、居る。知るべし。一見明瞭の問題にあらざることを。論告長しと雖も。而も證明すべき直接の證據は示されない。或は四圍の情供より彌縫し。或は男三郎の人格より按排し。立論の妙を以て事實の眞を蔽はんとせられて居る。乍併。本件若し争ひなき事實なりとせば。之に伴ふべき確的の證據存在すべきは當然でありましよう。何ぞ數時間を費して。情供人格の彌縫按排に腐心し。證據に代用するを要せんやである。本件は疑雲に蔽はれたる一大疑獄にして。眞如の月は未だ法廷を照して居りませぬ。眞に是れ空前絶後の奇獄。怪獄。而して難件であります。判事檢事の諸公請ふらくは。辯護人をして充分の意見を披瀝せしめ。共に俱に事の眞實を發見せられんことを。劈頭先づ此要求を致して置きます

二

(2) 戀愛狂にあらざる乎

事件の各論に入るに先ち。少しく大體より觀察して見ようと思ふ。第一に被告の精神状態である。抑々戀愛は煩悶の種にして。煩悶の極は狂となる。而して被告の境遇如何ん。明治三十年初夏の頃。野口曾恵と云へる戀人を知りしより此の方。八年の星霜。其間。彼の心的状態は實に煩悶の海に漂ふて居る。好んで辯をなすにあらざるが故に。其殷懃を通せし事の道行などは。玆に供述することを致しませぬ。唯。被告に就てのみ云ふのです。彼が八年間の言動態度。果して常人を以て見ることを得べきや否や。裁判所に押收せらるゝ。兩人間の艶書は。實に山の如く堆く。而して艶書映つす所の文字よりして。彼れ當時の心事を察すれば。憎むべき手憐むべき手。將た笑ふ可き乎は直に分る。通常人が戀したる場合に於ける

三

相思纏綿の情と。同視することは出来ずまい。文字に映し出されたる筆の迹。若し彼れ心事の寫生なりとせば。彼は慥に戀の一事に於て。常知常能を逸し去つて。早く既に狂となつて居る。戀の爲には其身が如何なる事に相成らうとも。行末が如何様に成り果さとも。左様の事柄には一切萬事無頓着の姿である。學文の研究も。前途の方針も。儲ては骨肉の親も。朋友の誼も。彼れ眼界心境の支配を離れて居る。一意。戀の永續を圖るを以て。運命の逢着點と妄想して居る。ブルタークの云ひし如く。情郎の精神は情婦の精神中に棲息するものと見へ。全く境遇が一變して來る。試に艶書を御覽になれば。必ず首肯して下さるであらう。艶書の數は二百幾十通。明治三十年五六月の頃よりして。最近纏に就くまで。丁寧保存せられて。十襲秘藏せられて。終に今日の法廷にまで證據として運ばれて居る。曾恵子の筆の迹は。曾恵子の顔とも見える。曾恵子は戀の人にあらすして戀の神である。我れ今。心神の總てを捧げて戀神の前に拜跪す。亦何物をか要求せん。是ぞ被告男三郎の生命であつて。而して又信仰であります。戀は

四

癖者とは申しながら。あまりに常軌を逸して居るではありませぬか。被告曩日。獄中より豫審終結決定疎明書なる長文を作り辯護人に寄せて曰く

人誰れか。對者をして己が専有物たらしめんことを望まざるべき。而して其最も著しきものは。人生の愛であらうと存じます。即ち愛の本性は自家を對者に與ふるに在ります。己を與ふることは。愛の内有法則にして。外物を與へたるのみにては。満足するものではありません。外物は或は其意志の發表として。若くは其隨伴物として。用をなしました。然れども。愛の本性は己を飽までも對者に與ふるに在るのであります。單に其所有物を與ふるのみならず。併て又。其具有物(自己)をも與へねばなりませぬ。夫れ故に。自己を頒與することは愛の第一義であります。即ち眞正の愛は必ず己れを授受することに依て成立するものと存じます。人々が友として。相親むに於けるも亦然り。己が財物を與ふるのみならず。又己れ自身を與へるのです。所謂。刎頸の交は生命を共にすべきも

五

のであります。而して夫妻の愛は相互に自己を與ふるに始まり終るものと確信して居ります。由是觀之。我が妻曾恵が被告を自己の専有物となさんことを希ふと同時に。被告も亦曾恵を我専有物となさんことを望むものであります。被告は妻の操を要求すると共に。妻に對する操を守るべきは當然の義務即ち夫妻相互頌與の法則なりと信じて疑はざるものであります。其法則を守らず。其法則に従はずして。夫妻相和するを欲するも豈得んやであります。而して被告は妻に對する義務として。法則を破つたことは決してありませぬ。云々

既に御覽になつたでしよう。百枚以上もある随分長い書面であります。多くは讀上げませぬ。否。讀上ぐるに忍びませぬ。全篇悉く戀愛の文字を以て填められてある。勿論。文字は拙劣である。然れども。被告の觀たる戀愛の眞理は乃ち有りです。曰く我れ戀人を専有物とせされは神聖の愛にあらず。曰く我れ愛者の犠牲となるにあらざれば。神聖の戀にあらず。曰く予は予の總てを曾恵に與へ。曾恵亦彼れの總てを予に與へたり。曰く野

口曾恵は予の曾恵にして。武林男三郎は彼れの男三郎なり。被告の戀愛觀陸じ來れば斯の如しである。意馬心猿は何人にも免れざることなりと雖も。其迷へる狂へる如斯は稀であります。由來英雄。美姬の爲めに國を傾く。況んや意思薄弱被告の如き人をや。可憎乎。可憐乎。將可笑乎。辯護人曾て彼れを監房に訪ひし時。曾恵を思ふて綿々の情。一睡を得ずとて。涙潑々たるを見たことがあります。戀愛に於ける被告の精神状態は。果して常人として見られましようか。狂人と見られましようか。而して豈に曾に飽書の保存と云はんや。戀愛の釋明と云はんや。被告は又。見るだに厭はしき一種の寫眞を珍藏して。肌身を離さぬのである。之が爲めに學校を落第し。卒業證書を偽造し。一年志願兵と詐はり。通譯官と稱し。人を欺き。己を欺き。果ては罪も咎もなき。都築富五郎氏を殺したのである。其動機皆戀愛に起つて居ると云ふに至つては。狂たる殆んど論は無いと信じます。カーライルは戀愛は發狂と全く同一物にあらず。然れども二者共通の點々多しと云つて居る



戀に狂へる被告男三郎は、パイロンの所謂結婚は幸福の花とならずして、罪惡の蟲となつたのである。寧ろ憐むべきではありませぬか。少年時代に神童として學校に唄はれし者。曾憲と云へる人に戀してより此のわた。學問しようと言ふではなく。立身出世しようと言ふでもなく。學校で習つたことを覺へようとするでもなく。教師の訓戒を守らんとするでもなく。外に出づれば、人と接して恰も曾憲の如く。内に歸れば、戀神として愛敬する曾憲の意を迎ふるに是れ努め。憂き身を塞つすことの憐れさ。如何に英雄も。癡女も此道計りは別とは申しながら。其狂氣じみたる態度はあまりに軌道を外づれて居るではありませぬか。百枚の疏明書は我々辯護人をして。精神状態論に重きを措かしむる好材料となるのである。而して此戀情は明治三十年四五月の頃から明治三十九年の今月今日。乃ち此法廷にまで繼續致して居ります。

辯護人は敢て事件に同情を表して。總ての罪を以て冤狂なりとし。被告を救ひ出さうとする者ではありませぬ。冤罪は進んで雪がねばならぬ。犯

したる罪には謹んで服せしめねばならぬ。夫れ故に事案を見るに於きましては。最も冷靜公平を主として居るのであります。本件の訴訟記録を精讀して。而して被告を以て。戀愛に狂せる者と斷し。普通一般の人を以て迎へられぬものとして。疑を起したゞけである。

斯く申せば。精神状態の異状とは。そんなことを申すのでは無い。被告の如きは一通の教育もあり。又相當の辯明も出来る。知能の働。缺くる所なく。唯だ戀愛に妄想を描けるだけのことである。如此者を以て精神の昏迷なりとする論は。法律の要求する精神病を誤解せるものであると云ふ反對が出るかも知れない。乍併。所謂精神状態の異状なるものは。概論の出來ないことであつて。一概には云へませぬ。我々は固より醫學上の知識は有して居りませぬ。けれども。精神病には種々なる區別の在つて存するものだそうでございます。通例は知能の障礙を以て。精神状態の異状と云ふことに看做されて居るらしゆうでございますが。知識に缺くる所なき精神病もあるそうでございます。知能に腐缺ある精神病。知能に腐缺なき精神病

醫學上の區別として斯様に認められてある。知能はありと雖も、猶且精神状態に障礙ありとせらるゝものは、感動狂となり。智性狂となる。感動狂分類せられて。或は遲鈍狂となり。或は妄想狂となり。或は迫想狂となる。知能缺くる所ありて、而して精神状態に障礙あるものは、之を先天痴狂、重白癡、輕白癡、癡狂と云ひ。又後天癡狂、麻痺性、老耄性、梅毒性癡狂、外傷性癡狂、龜狀病性癡狂と云ふ。被告は固より多少の教育あり。又此法廷に立て辯明する所は、如何にも筋が通つて居る。曾に筋が通つて居るのみではない。一の事實に就ては、必ず一の立證をする。知能の點に於て決して缺くる所なきかの如くに見ゆる。然れども、それは戀愛以外の事項である。若し被告を戀愛の一事に縮めて研究したら、どうである。其言ふ所、其行ふ所、其理想する所、普通人には絶て無き所の一種の狂の作用は、健に認められる。故に辯護人は、本件に關し、被告を以て、廣き意味に於ける精神状態に障礙あるものとして、法醫學者に命せられて、鑑定を爲しめられんことを求めたのである。或は辯護人の豫期する結果を生じたかも知れ無い。

而して私は智性狂の系統に屬する妄想狂若くは迫想狂に近いものと思ふ。法律の要求する普通の人間とは、百般の事に關し、常道を辨へ、常識を備ふる人の意義であつて、或問題の一事に限り、常道を踏まず、常識を失ふものあらば、彼れは其點に於て、廣き言葉で云へば狂である。天下婦人多し。明治三十年よりして明治三十九年、而して鐵窓に呻吟してまで、依然として一少女に戀々する必要が何處にある。戀人以外、目に見へず、戀人以外、耳に聞へず。男三郎の男三郎にあらずして、曾惠の男三郎なり。何となれば、男三郎の心身既に授受せられて、曾惠心身の領内に專屬すればなりと云ふのである。色とか戀とか云ふことになる。英雄も癡女も同じことで、歐洲を席巻したるナポレオンでも、力、山を抜く頂羽でも、大抵な所までは馬鹿を遣るものです。けれども、被告の様な思ひ切りの悪い男は見たことも聞いたこともありません。

乍併、辯護人は狂なれば、直ちに刑法第七十八條の罪を犯す時、知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざるものは其罪を論せずとある條文を適用し

て。責任を免除し得べきものと主張するものではない。是は自ら別問題だ  
 ろふと思ふ。刑法の要求する知覚精神の喪失とは、勿論精神状態の障礙を  
 云ふには相違ないのである。責任免除の場合には障礙程度の最も高  
 き者に限るべきこと當然であつて、而して被告を以て之に該當するもので  
 あるとは決して主張しませぬ。唯だ斯様な者の犯罪は若しありとするも、  
 常人が深思熟慮の上に於て爲せる犯罪と同じように見ることは總當でない  
 と云ふのです。常人に酌むべき事情はない。然れども、狂人に酌むべき事  
 情はある。酌むべき事情がないとしても、其間ふ所は所謂狂者の言。癡人  
 の夢。容易に信を措けぬ。こう申すのであります。  
 辯護人は、今假りに豫審終結決定書を以て、事實と致しまして、事件全  
 體を見ませう。人を殺す。物を奪る。検事の申さるゝ如く、悪魔の化身か  
 らも知れない。併、殺人問題の二ツは儘に争ひがある。假りに全部其通とし  
 た所で、其基く所何くにあるかと問へば、検事は動機、悉く野口家に在り  
 と申された。野口家にありと申さるゝこと。即ち總て戀狂の作用と私は受

取る。左れば眼前に智恵なる戀人映せざりせば、事件は決して起ら無い。  
 智恵なる人あるが故に。此疑獄は法廷に運ばれたのである。智恵とは何ぞ  
 や。被告の心身を捧げたる戀人の異名であります。契りし昔に比ぶれば、  
 婚して而して後の厄難は、被告の戀をして、益々募らしめたのである。於  
 是、戀愛問題に關しての彼れは、人間として、殆ど何人も有せざる妄想に  
 悶へ苦んだのである。今、斯の如き者の戀を論ずるに當り、常人の戀と同  
 様に之を律せんとするは、事理に通せざるの太甚きものと云はねばならぬ。  
 此點は本件の撰律に就て、豫め訴へて置く必要がある。  
 それから戀愛に狂せる人の陳述を、他の問題ならばいざ知らず、戀愛の  
 含まれたる事實に關し、而も譎詐百端、昨是今非の申立を間違なきものと  
 して信用することが出来るか。刑法第七十八條の知覚精神の喪失にあらず  
 とせん。乍去、精神の一部に異状ある被告の陳述は、採つて以て證據とす  
 るの價ありや。否や。戀の前には平氣で嘘を言ふ。平氣で罪を犯す。被告  
 は固より之を認めねばならぬ。辯護人も之を争ふ譯には往きませぬ。何等

の迫害なく。何等の誘導なく。被告人自身。自由任意に陳述を致したからと云つても。其陳述は安心して受取れやしない。況や任意。不任意は今や大問題となつて居る  
要するに。辯護人は被告を以て廣き意味に於ける精神状態の異状者なりと認む。従て其陳述を執つて。常人の犯罪同様に律するを不可なりとするものである。又之に依て。事實を確定する證據に供するを危険なりと唱道するものである

(3) 情供推測は危険也

第二は本件に關する情供證據のことである。事件の全體が情供推測に包まれて。直接證據は一も見はれて居ない。云ふまでもなく。情供證據程危険にして。且誤判の累を爲すものは無い。彼の有名なる西羅門が。二婦

一兒を争ふの訴に於て。其孰れか母たるを知る能はざるや。漸くにして一策を案出し。二婦に諭すに小兒を兩斷して。各其半片を分與せんことを以てせしに。眞の母は其兒を死に致すに忍びず。自ら枉げて偽の母に與へ。其生命を救はんと哀訴せしかば。之に依つて事案立どころに解決せしが如き。偶以て情供推測の侮るべからざる所以を示したりと雖も。是れ偶中のみ。奇中のみ。否。寧ろ危中である。頃は西曆一千八百四十一年。英領ジブラルタルに起りたるジエムス、バックスウエルの疑獄は。愛女エトシヤと情夫ウイリアム、カットの戀情に起因し。バックスウエルは愛女殺害の嫌疑に坐し。身に覺なき冤罪を。情供に圍繞せられて。言ひ解くに由なく。遂に死刑に處せられたのである。而して今や將に斷頭機上の露と消へなんとする一刹那。カットの悔悟に依りて冤罪なること忽ち判明し。愛女今仍ほ此世に生き長らへて。健全なりとの確信を得たるを以て。彼をして黒帽を脱せしめ。刑場より連れ歸らんとせしに。彼時早く此時遅く。彼は既に瞑目して最早。此世の人ではなかつたのである。醫師診して曰く。突然過

激の感觸を腦中に起し。其反動に依りて遂に命を絶てりと。情供の信すべからずして危険なる。誤ありて發見し難き。冤枉の下。涙を呑んで刑に就く。實に此獄は情供心醉者に良き戒でありませす。情供獄を斷じ。後、誤判を發見せし實例は。編まれて浩漣の大冊を爲して居る。此例はエス、エヌ、フキリ、プ氏の情供證據誤判録より得たるものにして。夙に諸公の熟知せらるゝ所であります

(參照)

夫れ喜怒哀樂の情も。感觸の甚しきよりして。其極度に超ゆるときは。爲めに人命を絶つに至るの恐あることは。彼の假を以て眞を寫さんと欲するに汲々たる轉官者流と雖。未だ其想像を此に及ぼす能はざるべし。千八百四十一年二月二十日を以て。地中海の咽喉たる英領ジブラルタル海門の一人より寄せし信書中に記する所の奇獄は。蓋し此旨の眞を證するに足る可し。其要領を掲出すれば左の如し

ジブラルタルにジェムス、パツクス、ウエルと稱する老實の一巨商あり。其産地は本國倫敦府なれども。從來此地の住民は。罕く學を羅馬加特力教を奉ずるの徒にして。パツクスウエルも亦年來此教を渴仰するの一人たる。並に商業上の便宜とに由て。以て本國を去り。此地に移住し已來數年間。此地のマウント、セイント、ミカエルと名くる山の麓に。一小屋を構へて其居を占め。本國の物産を西班牙へ輸送するを以て。専修の業と爲せしが。多年の功を積み。近來は大に其産業を興し。苟も商業の資とする者の外。仍ほ巨大の家産を有しジブラルタルの人。皆其富を以て宗

とせざる者無きのみならず。歐洲全地至る所の貿易商は。一人として亦商業上の信をパツクス、ウエルに措かざる者無きに至れり

ジェムス、パツクス、ウエルに一人の女あり。其名をエレジャ、パツクス、ウエルと稱し。妙齡僅に十七歳に過ぎず。其標緻の極めて麗麗なる。衆人皆を評して絶世の美人と稱す。是を以てジブラルタルの壯年男子は盡く之に戀々し。一人として爲めに其情思を焦さるる者なし。然るに此地に一字の教會堂あり。毎安息日を以て。老若男女此に參集し。教法を俯聽す。エレジャも亦其聽衆の一人たり。是故に青年輩は名を俯聽に假り。此に參集する者多しと雖も。其會堂に在るや。唯だ戀々として。前後を忘れ。持り眸を凝らしては彼女を見るのみ。又彼輩常に惟へらく。若し此佳人が一笑を得たらんには。苟も男子たる者の大幸なりと。之に反し。エレジャの會堂に在りて。説教を聴くや。常に専心。眼を凝らして。聖書を見。姿色耐難。未だ會て秋波の毫も人に及ぶものあるを見ず。是を以て此輩がエレジャを眷戀するの情は。却て尙其甚しきを加へたり

抑も本獄の端緒を開くのに至るまでは。エレジャの其心を人に移さるること概ね右に述ぶる如しと雖も。渠れ豈に無情の人ならむや。去れば一日。偶々夫の會堂に來れる一人の風流男子あり。エレジャを一視し。心中恍惚として。其姿色の麗なるに眼を奪はれ。更に措き難きの情を惹起せしが。恰も好し。婦人も自ら亦渠れを想ふの情を感發し。此に始めて其心を動かす。以來忽ち貞靜雅雅の性を一變して。頻に渠れに戀々し。恰も醉へる者の如く。舉止騒々として。其心常に安からず。然るに彼の風流男子の心衷も。亦此の如きを以て。或る時人の紹介を得て。偶々エレジャを訪ひ。親しく語を接へたり。尙來日を累々に隨ひ。遂に互に其衷心を吐露し。好機を映て借老の契を結むことを約せり。嗣ふに。後日此二人が遂に身を誤つに至りしは。蓋し之に淵源すと云ふべし

其後彼の風流男子は。日を卜して。ジェムス、パツクス、ウエルを訪ひ。始て渠れに謁し。先づ寒暄の叙辭を終り。

然る後。容を改め更に曰へらく。不肖はウキルヤム、カットと稱する者にして。足下と同じく英國の人なり。幸にして今日家、貧血に富む。未だ其偶を得ず。希くは貴類をして不肖に嫁せしめよ。不肖必ず情交を密にして。夫妻の道を全ふす可しと

ジェームス、パックス、ウエルは。此時に至るまで。毫もウキルヤム、カットの爲人如何を知らざるに。突然其女を懇留せしかば。右の一言を聴くや。未だ熟慮するに及ばずして。直ちに之を謝絶し。且つ言へらく。惟ふに足下は英國に在つて新教を奉ずるの徒なるべし。然るに余が一家は從來カトリックを信ずるのみならず。余が先考の如きは。往年本國に在りて。新教の爲めに頗る監禁し。今日に至るまで仍ほ之を忘記せず。是故に若し余が女を以て足下に配するも。後日其融和を得ざるは必然なり。果して然らば。余が一家の不幸敢て言を俟たず。是を以て足下の請望は。余に於て断然之を謝絶せざるを得ずと。此時エレジャは別室に在りて。竊かに之を聴しが。大に望を失ひ。暫く黙然たり。然れども。一心既に決して。固より其念を絶つに意無きを以て自から父に謁し。強ひて其許可を得んと欲し。乃ち父の前に出で。膝下に跪きて。懇々其請願を容れむことを請ひ。ウキルヤム、カットも。傍より其語に續て。仍ほ頻に哀願せり。然れども。パックス、ウエルは。強然前首を固執して。更に之を容るゝの色なし。此に至てエレジャは正に忍ぶ可からざるの想をなし。怒氣忽ち心頭より發し。滿面朱を瀝ぐが如く。聲を荒らげ。父に向ひて言へらく。假令何等の障礙在る有りと雖。妾はウキルヤム、カットに嫁するを得ざれば飽まで止まずと。是に於て父も亦頗る其氣積を憤り。汝若し父の命に悖り。渠れに嫁せば余亦汝を死に致さしめば敢て止まざる可しと誓れり。ウキルヤム、カットは。此争論の際、默然其傍に立て之を聴き。更に一言をも加へざりしが。其心中に何等の感想を起せしや蓋し知る可からず却説。パックス、ウエルの家後に。一個の地窖有りけるが。父子争論の日より二日を過ぎし夜に方り。偶々其窖中より呻吟の聲を發せり。隣人忽ち之を洩聞して。頻に耳を欲つるに。當初は其聲蓋だ大なりしが。漸々響了して遂に全く

之を聞かざるに至れり。之を聴く所の隣人は互に面を合せて大に怪たり。然るに其時よりしてエレジャは失踪せし者なるか。以來一人として彼を見しと云ふ者無し。是に於て隣人は益々之を怪しみ。竊かに其因由如何を解せり。又或る時。直にパックス、ウエルに就て。エレジャの所在を質せる者ありしが。パックス、ウエルが其時の答辭を聞くに。渠れ果して逃亡せしものなる可しと雖も。今日那地に在るや余之を知り得ず。而して又余は渠れが在所の如何に就きて。敢て心を勞するを須ひざるなりと言ひたりとぞ

然れども。パックス、ウエルが右の答辭を爲せし願末を聞知せし者は。愈々之を怪み。其甚しきは人々竊かに評して。氏は正しく其女のウキルヤム、カットに嫁せむとするを止むる爲め。殘酷にも自ら手を下して之れを殺死せるなりと耳語するに至れり。然るに此事忽ち官府の間に達し。乃ち黙々に付し去るべからざるを以て。氏を執へて。其實情を鞠問せずんばあらざるの勢に迫れり。是を以て。直に警官を派遣して。氏を逮捕し。且つ其家内を搜尋せしむるに。更に怪む可き證據を發見せず。然るに此形況を目撃せむと欲して。氏の家邊に群集せし者の中より。突然聲を放ち。地窖の中こそ最も怪むべしと告ぐる一人有り。警官之を聽了し。速に地窖に入りて其四隅を捜索するに。數片の石塊有るを發見せり。試に之を擲けて其下を見るに。果して血痕に塗れたる衣服の一離片を得たり。乃ち其エレジャの衣服たるを證す。其他父蘇血の粘付したる髮毛少許を發見す。個も亦正しくエレジャの髮毛に違はずと告ぐる者數人有りけり

パックス、ウエルは。其後ち日ならずして法廷へ引かれ。法官の鞠問を受くるに方り。頻りに無辜を唱へて。毫も其罪に服さざりしと雖も。法官は到底之を信せず。特に前の諸情供を以て充分其罪を證するに足れりと爲し。鞠訊數回の後。遂に氏を以て其女を殺死するの罪に斷し。死刑を宣告せり

パックス、ウエル一たび死刑の宣告を受くるや。恰も不慮の事に出でしもの、如く。其驚嘆一にして足らず。爲めに

落膽して首所を知りざりしが。此時より處刑の日に至るまで。全く放心して更に人事を覺えざるに至れり。既にして處刑の日に達せしかば。獄卒は法官の命を奉じて。氏に告ぐるに其死の將に頃刻に迫りしことを以てせしが。此時氏は始めて口を開き。天を仰いで嗟嘆し。乃ち傍人に告げて曰へらく。何を余自から愛子を殺すべきこと有らむや。然れども。其死既に瞬間に迫り。亦冤を解くに逸なれば。唯々之を神聖に祈へむのみと。夫れより獄卒は氏を刑場へ先導せしが。此時其處刑を目撃せんとして。刑場の圍繞に參集せし者極めて多し。又ウキルヤム、カットは現に前日法廷に出で。氏が其女を脅嚇したる顛末を告白し。夫れが爲め。氏は遂に其罪に陥りたるなれば。其處刑を傍觀せんと欲して。群集の中に加はりたり。然るに氏は忽ち渠れを視認し。將に臺上へ上らむとする時。渠れに向ひ大呼して曰く。余や瞬間にして忽ち永訣を告げんとす。希くは衆人と和辭して。而して後始めて眼目せんのみ。汝乃ち余をして手を握らしめよ。余又奄も汝が體に據り今日死に刑場に就くを恨みざるなりと。言訖て潛然たり。カットは之を聴き忽ち顔色を失し慌忙言ならざるを以て。衆人は其の何たるを知らず。唯々大に之を怪めり。既にしてバックス、ウエルは愷然として刑臺に上り。自ら其身を殺手の前に投せり。蓋し當時シブアルタルに於ては。罪囚を死刑に處するに臨み。殺手。大呼して將に今罪囚を法に處せんとすと云ふを習例と爲せしが。而も此際其例に由つて之を行ひ。然る後一種の黒帽を將て。氏の頭に置き。又前より其一端を延して。雙眼を蔽はしめ。既に刑に處せんとせり。然るに恰も此時傍觀人の中より。突然大聲を發してバックス、ウエル何ぞ罪あらんや。眞の罪人は即ち余なりと大呼する者あり。臨場の警官駭然之を顧れば。豈に計らむや。個は別人に非らずして。ウキルヤム、カットなり。是に於て警官は直に渠を面前に勾喚して。其理由を質すに。先づ前日の實況より今日に至る顛末を懇々開陳し。此に始めてバックス、ウエルの冤枉を證明せり。而して其顛末は即ち左に掲ぐるが如し

翌日カットは。バックス、ウエルに謁して。其女を踏ひし時。一言下。忽ち絶絶せられて其罪を果す能はざるより。或

時エレシヤに向ひ。互に畢生の力を罄して。夫妻の契を遂ぐ可しとの赤心を吐露し。夫より竊に女を外へ誘致して。近傍の地に潛伏せしめたりしが。カットは仍ほバックス、ウエルを恨むの一念を絶つ能はざるより。遂に一策を案出し。機を得て之を散せんと欲し。獨り之を心裏に記し。一日エレシヤの熟睡したる處を窺ひ。遂に其髮毛若干を切斷し。又或時其服の一片を切斷して此兩者に野羊の生血を混じ。之を携へてバックス、ウエルの地窖に忍び。先づ之を其隅に有る石塊の下に置き。然る後。自から振して呻吟の聲を發し。殊に之を隣人の耳に達せしめたり。然るに此策最も能く的中して。バックス、ウエルは忽ち法廷の嫌疑を受け。遂に今日の事有るに及びたり。然れども。恰も今氏が彼に向て述べたる絶命の一言に感じ。忽ち悔悟の情を發し。亦其横死を見るに忍びず。勢ひ之を首白せずんばあらざるに至れるなりと

警官。右の顛末を聽了するを缺ち。殺手は直にバックス、ウエルに被らせし黒帽を脱せむと欲し。前に至るに。氏は暫時前まで佇立せしも。何時となく其所に跌坐して黙然たり。是を以て殺手は速に其黒帽を脱するに。豈に計らむや。氏既に眼目して全く生なし。是に於てか衆皆な駭然たりしが。先づ之を扶起して。百方醫藥の術を竭すと雖も。一として其効を見ず。之を醫師に諮詢するに。個は正しく過激の感厥を突然胸中に起し。乃ち其反動に由て遂に命を絶つに至りし者なるべしとの檢斷を下せり。奇奇と云はざるべけんや

此の如きを以て。カットは其所を去らず獄に投せられ。後日の處刑を缺つに及べり。又エレシヤは此時に至る迄。其身を蔽くし全く戸外の事を知らざるを以て。始めて地に俯し。慟哭音ならざりしか。忽ち遁世の志を發して。尼姑院に入り。塵世の交を斷てりとぞ(フキリツツ氏情供證據裁判録第十九例)

右の次第でありますから。情供を證據として。判斷の資料に供することは。斷じて慎まねばならぬ

傳聞も證據とならず。意見も證據とならず。而して情供はより多く證據とならぬ。事件に關して。自己の五官に直接の感觸を與へざる人々の陳述は。決して採用すべきものではありませぬ。檢事は莊重の辯を揮ひ。巧妙に論せられました。人をして恰も身。其境に在りて。目。之を見。耳。之を聞きたるかの如くに感せしめられました。河合氏事件(骨肉問題)に就ては。二七不動の夜。散步の序。被告の跡を追ひ。隣家の屋上に登り。少年の悲鳴の聲を聞き。被告の憐忍の罪を犯すを見て居たものゝ如くに述べられ。巧妙真に迫り。賊に手に取る様でありました。乍併。私をして云はしむれば。辯論の巧妙は乃ち有り。然れども。事實の寫生にあらざるを如何んせんやである。檢事若し余は迹を追はず。屋根に上らずと云はす。形なきの影。聲なきの言。更に何等の反應もなき一場の夢と化し去るのです。又寧齋氏事件に就ても。夜陰。密かに野口家に入り。簞笥の蔭か。縁の下に匿れて。被告が雨戸を外して室内に入りしより。寢息を窺ひ。頸を扼して立去るまでの始終を。親しく目睹せられしかの如くに述べられた。戒

程。臨檢の際。檢事は雨戸を外すことは御上手であつたに相違無い。乍併。辯護人は當夜這入られたものとは認めない。又實際這入られないのである。情供を按排しての論。誠に寫實の如くに受取れる。然れども。惜いかな。情供は何處までも情供であつて。眞を穿ちたる事實とする譯には參らぬ。而して情供以外。一も眞實發見に必要な證據を拜見仕らぬ。追々進んで。此點の攻撃は致しますが。先づ辯護人は檢事の論告は。悉く情供上の推測なりと斷言して置きます。情供は本來證據にあらずとは。證據法の定範であつて。古より情供を以て獄を斷じ。而して後。其冤を發見したる類例は。古今東西に亘りて其數枚擧に遑あらずである。被害者に對して。常に怨恨を懷き。曾て人に向つて。殺意を洩したればとて。又被害の當日。鮮血淋漓たる刀劍を提げ居たればとて。如此情供未だ以て殺人の證據となすには足りない。情供は依然たる情供である。裁判官は斯る情供に直覺して。既に存在せる證據の確信を厚おすることは出來るでしよう。然れども。未だ存在せざる證據に代用する



ことは出来ませぬ

情供證據は殺人事件に關して。最も多く。而して又、最も誤られ易い。

英吉利の學者は情供を以て殺人事件を斷ずるは、好んで恐るべき裁判の危

道を踏むものであると戒しめて居る。無辜を刑に處したる幾多の實例を援

いて。戒めて居る。豈獨り殺人事件のみと云はんや。私は一步を進めて。

情供推測は總ての裁判に於て其威信を墜すものと斷言する。檢事は同じ情

供とは申しながら。本件の如き情供は又格別であるかの如くに切論せられ

た。乍併、普通の情供も、格別の情供も、誤りを待く種になる所以に於て

一である

人を殺したりや否やと云へる問題に關し。情供を以て殺人の行爲を論ず

るときは。誠に尤も千萬なる情供が、得て法廷の上に寫し出さるゝもので

ある。裁判官も、社會も、是程の情供があれば、疑ふ所は無いと感心する

様なことは必ず出て來るのである。然れども、焉ぞ知らん。情供はどこま

でも。情供であつて。斷罪の資料として。満足することは出来ませぬ。後

に至つて。間違を發見するも、斬つた首は元の通、接ぐ譯には參りませぬ。

是故に本件に於て。被告の性行を先入し。あらゆる罪惡に耐へ忍ぶ惡漢の

徒なりと豫斷し。周囲の情供之を助けて。犯罪を敢てしたる者。被告の外

あるべからずと論定するは早計と云はねばならぬ。檢事の論及。縦横無盡

觸るゝもの皆碎く。而して詮し來れば。情供一片の説。寧ろ私は本件の如

き重大事件に於て。彼れが如き情供に安んじ。被告を罰すべき證據に供せ

らるゝ大膽に驚くものである

第一に於て論ずる如く。精神状態に異状ある被告でありますから。其意

を所。其言を所。決して常人視する譯には參りませぬ。於是乎。眞假。容

易に判じ難きことゝなる。空々漠々。以て浮雲を談すべし。以て世間實在

の事相を證するに足らず。危ひ哉情供と云ひたくなる。本件は實に容易な

らざる奇獄。怪獄。而して疑獄であります。敢て情供を排斥せられんこと

を望まざるを得ない

(4) 自白乎他白乎

第三に注意すべきは、被告人の自白である。既に論ずる如く、被告は廣き意味に於て、精神状態に障礙がある。従つて戀愛の關係せる事實の陳述は、眞偽容易に判ずることは出来ませぬ。又證據は總て情供上の疑に過ぎずして、確信を措くべき微憑とはなりませぬ。然れども、自白あるを如何せん。是が本件に於て檢事の強點。而して被告の弱點となつて居る。尤被告の自白は、各論に入り寸断して御覽に入れますが、先づ夫れは夫れとして、一般的に少しく自白のことを論ずる積である。抑も刑事訴訟法は決して自白を過信すべきことを、要求しては居りませぬ。然るに由來、裁判所程自白を過信する所は無。日本でも西洋でも同じことらしい。辯護人は寧ろ弊として論じて見たいと思ふ。勿論、今日法廷に立たる、所の諸公の

如き。我邦に於て有數の明判官、名檢察官は別であります。どうも各裁判所の傾向、自白歓迎の風潮が流行する様に見受けられる。恰も自白以上の證據は無きかの如くに心得て居るものらしく感ぜられる。實に飛んだ了簡違と云はねばならぬ。

我刑事訴訟法は、其第二百三十九條に於て裁判所に於ては、被告人其罪を自白したるときと雖も、仍ほ證據を取調べざるべからずと規定して居る。又其第九十條には被告人の自白、官吏の檢證調書、證據物件、證人及鑑定人の供述、其他諸般の微憑は判事の判斷に任すとありて、自白と雖も、其他の證據と相場は同じことと定められ、裁判官の自由心證を組成する上に於て、優劣の階段を立て、は居ら無い。均く是、自由裁量の囊に入るべきものとせられて在る。然るに之を是れ察せず、漫に自白の買被りをする。其弊や、自白の對價として保釋責付を許し、自白の賞與として、刑の執行猶豫に浴するの利益を説諭するに至る。私の邪推かは知らぬが、稀にある現象ではあるまいか。間違つたら御免を蒙ります。名判官、名檢察官、乃

ち諸公の如きは決して左様のことは無い  
 右の次第でありませうから。自白の歡迎は餘り褒めたことではありますま  
 い。山村水郎の裁判所あたりでは。自白は無上の證據として。判決の憑據  
 となり。旁證は措て問はない傾がある。從て其自白を變更するときは。直  
 に惡心證を形成せられ。不利不當の推定を受くると云ふことである。不利  
 不當の推定は取りも直さず誤判であつて。法律。裁判の權威を保つ所以で  
 はありませぬ。變更すべき理由があれば變更しなければならぬ。嘘の自白  
 は誠の自白に改めねばならぬ。裁判所も又。諸般の徵恐に對照して。眞否  
 を決するが當然である。專心一意。前の自白に盲從する必要は毛頭無い。  
 況て自白の基く所。誘導。威迫。詐欺。約束。泥酔。不任意に出づる場合  
 は往々にして。見る所である。  
 新律綱領時代には。口供甘結主義と云ふことが流行した。法律の進歩と  
 共に。名前丈は無くなつたのであるが。自白歡迎の傾向が盛になれば。自  
 然に口供甘結主義の復古となる。辯護人は通常人が自由任意に自白したる

場合に於ても。自白の眞否は概く決せらるべきもので無いと思ふ。而して  
 本件は如何であります。精神状態に障礙ある被告人の自白。虚偽の言千變  
 萬化。朝夕を圖られざる程。左様に常ならざる被告の自白である。嘘か誠  
 かは存じませぬが。被告云ふ所に依れば。此自白は或る手段に依て。贖ひ  
 得られたる。而も價の多くを拂はれたる強制的自白である。強制的自白は  
 寧ろ他白と云つて宜しい。他人の力を以て。犯人自身の本心に無き或る事  
 實を供述せしむるは。自由任意の自白にあらずして。不自由不任意の他白  
 である。自白を歡んで迎ふるの弊は。遂に他白に満足せねばならぬこと、  
 なる。然れども。法律は他白と云ふものを認めて居らない。各論に進みて  
 仔細に研究致しますが。兎に角。被告は豫審中。而も面接禁止中。警視廳  
 の留置所に移されたことは事實である。其警視廳に拘禁せられし際に。如  
 かなる取扱を受けたかと云ふことは。今は改めて申しませぬが。法律命令  
 の認めざる手續に於て。警視廳の留置所に被告が繋かれたと云ふこと丈は  
 申立て、置きませぬ。而して被告の行動を監視すると云ふ名義の下に。既決

囚人鶴岡弘は赤い獄衣を脱いで、フランネルの衣服に着更へ。恰も通常の人が通常の事件で繋がれて居るかの如くに装ひ。二十餘日の久き。共に俱に被告と雑居をなしたるは。同人の當廷に證言する通である。熱心なる探偵術であるかは知らぬが。文明式——法律式で無い事は明である。否、私は寧ろ怪しからぬことと考へる。探偵術も捜査機關の適法作用に基くべきは勿論であつて云ふ迄もない。或は變例として。十年に一度位は大目に見て宜しいかも知れませぬが。探偵苦心談など、稱へて。獎勵せられては争つて見たくなる

如斯にして。被告は警視廳の獄に繋がれ。探偵として辣腕を有する刑事の支配に歸し。既にして警部の訊問を受けるのである。既にして豫審廷に出頭するのである。顧みて被告利那の感想も考へて遣らねばならぬ。被告は痛く恐怖の念に驅られたと申して居る。慰むるが如く。勞はるが如く。怒るが如く。嘲るが如く。種々様々にして。責立てられたと申して居る。鉛筆を手の指に入れて。グリ／＼廻されたと申して居る。然るに。檢事は

そんなことに動する被告ではないと攻撃される。私は大なる間違であると思ふ。苟も身に犯せる罪なき以上は。分疏百端。如何なる迫害にも打勝ち泰然自若。決して自ら進んで罪を首服するものにあらずとは。意思の強き人に向つて云ふべき事。被告の如き薄志弱行の徒に云ふべき事では無い。搦て、加へて。別に被告の神経を惱ますべき戀愛てふ魔物ありて。主張を言ひ通す勇氣も無かつた當時である。耳も聾せん計りの大聲疾呼。手前何處までも白状せず。何時までも頑強なるなら。手前一人じやない。阿魔も餓鬼も一緒に監獄で苦まねばならぬぞと。叱られたと申して居る。深思熟慮に別を告げたる戀愛の感弱者。心神の向ふ所。昏迷の淵に沈める無意識の狂人。戀愛の神を呪ふべく。如此に罵られたとすれば。如何でしよう。精神の迫害は肉體のそれよりも。猶強く感じやしまいか

取調畢り。歸つて監房に座すれば。風聲死して。月色獨り凄愴。此所此夕。被告果して如何なる感に打たれたであらふか。我れ既に身を戀人に捧げて男三郎の男三郎にあらず。嗚呼如此の我れ。身を殺して彼を救ふは此

時なりと。無限の感は遂に我れをして。自白せしむるに至つたのであると申して居る。戀しき我妻を如何せん。懐しき我子を如何せん。山よりも高く海よりも深き我恩人を如何せん。是等の人々。今や嫌疑の下に同牢の中に苦めりと聞く。被告の心緒。亂れて麻の如くなるではありませぬか。此時。被告始て監獄署より警視廳に移されし來歴を解釋したのであると思ふ。自ら謂らく。是れ本件の真相を白状すべく要求せらるゝの手段である。よし左らば自白せん。戀愛の神の呪を解かん。幸なき人々の冤を雪かん。事の眞偽我れに於て何かあらん。我れ既に他に犯せる大罪あり。身首所を異にするは固より覺悟の前である。如此にして。被告は自白したりと主張して居る。是に於て。本件の自白は要求通に。被告の筆に依りて圖せられ。被告の口に依りて吐かれたのである。自由任意を根本義とする自白にあらざることは諒とすることが出来るじやありませんか。我刑事訴訟法は。第九十四條を以て。豫審判事と雖も。被告人をして。其罪を自白せしむる爲め。恐嚇又は詐言を用ゆることを許さずと規定して嚴かである。豫審判事

然り。況や其他の官吏をやと云へる感想は。誰にでも起る。尤も私は敢て警視廳の調に。恐嚇詐言があつたと云ふのでは無い。併し。其任意に出でざる理由は被告自身の申立通を信せんとするものである

(參照)

自白は任意に出るを要す。權力を有する人が。誘導威迫を以て爲さしめたる自白は無効なり。權力を有する人とは。被告若くは被告事件に利害の影響を及すべき権力的關係を有する人の謂也。判例上其定まりたる重なる場合を舉ぐれば。告訴人又は其夫若くは妻又は代理人(イ)の如き。被告を監護する官吏即ち豫審判事警部巡查等(ロ)の如き是なり。故に是等諸人の爲さしめたる自白にして任意に出でざる以上は。誘導威迫のことなきも其効無し。又雇主(ハ)は雇人の自己に對して犯したる罪に限り不任意のものとし。他人に對して罪を犯したる場合に在りては。雇主の誘導威迫又は約束に因り爲さしめたる自白にても證明を爲すことを得可し。權力を有する人が。直接に自白を爲さしめざるも其面前に於て。他人の爲さしめたる自白は權力を有する人の黙許に出でたるものと看做され。不任意の自白として證明の効無し。如何なる行爲が。誘導威迫又は約束なりやは。事件の概様に依りて決するの外なし。要するに。被告人の精神上。刑罰を免るべしとの感覺を惹き起さしむるを以て足れりとす。郵便脚夫が書狀を封封せりとの疑に因り拘留を受けたる場合に於て。郵便局の書記が被告の妻に向ひ。驚くに及ばず。汝の夫は免職と爲るに過ぎるべしと述べ。而して被告が其書記に向て爲したる自白の如きは。證明することを許されず。是れ蓋し。妻に於て書記の陳述を夫に通報したるものなりと推定せらるゝに由る。而して誘導威迫の通知は必ずしも直接なるを要せず。

誘導威迫又は約束は被告が告訴を受けたる犯罪に關し。直接に爲したるものなることを要す。故に告訴を受けざる犯罪に付。爲したる自白は不任意と爲さず。或犯罪の告訴を受けたる被告が。其犯罪に就て誘導威迫を受けたる際。他の犯罪を自白するは不任意の自白と云ふべからず。

誘導威迫又は約束を以て爲さしめたる自白を。不任意と爲すには。必ず其誘導威迫の感情消滅せざる際に爲す所の自白なるを要す。故に誘導威迫後。幾多の日月を経過したる後に至りて。爲したる自白の如きは之を以て不任意と爲さず。

權力を有する人の誘導威迫又は約束に依りて爲さしめたる自白と雖も。其自白に依りて事實を發見したるときは。其發見したる事實は勿論。其事實に關する自白の一部は之を證明するを得べし。巡査の誘導に依り被告人が提灯を池中に投じたりとのことを自白したるを以て。池中を捜ねて提灯を發見したるときは。其提灯の發見は勿論。其自白も亦之を證明することを得るが如し。

權力を有する人の誘導威迫に因りて爲さしめたる自白にても不任意と爲さざる場合全く無きにあらず。宗教上の勸告を與へたる時(イ)告訴に間接なる事柄に付約束を爲したるとき(ロ)被告の自白を秘密にするの約束を爲したるとき(ハ)詐欺の手段を用いたるとき(ニ)被告の泥酔に乗じたるとき(ホ)不必要の間を起して自白を爲さしめたる時(ヘ)の如きはなり。

自白は反對攻撃を爲し得べし。自白は自白者の利益に反せざる可らず。自白は其全部を提出せざるべからず。英國證據法)

抑も。豫審中の被告を監視廳に托するは法の認めざる所。而して奥宮檢事正の指揮に依れりとは。宮内警部の證言で明である。然れども。刑事訴訟

歐法が豫審判事に授けたる職權は。法律上如何なる手續に依りて檢事正に移るのであるか。豫審事件は豫審判事以外。審問の權を有せざること殆んど一點の疑無しである。私は未だ曾て下級の警察官吏をして。被告を訊問せしめ。聽取書を作成せしめ得るの法律あるを知らぬ。特に豫審判事が眞實發見の必要上。面接禁止の決定を爲せるにも拘らず。監獄より監視廳に移し。而も雜居房に拘禁し。他囚と談話を交換せしむる如き。實に私は意外の感に打たれざるを得無し。如何なる法律に基き。如何なる必要より起りたるか。承りたいものである。同情なき本件の如きに向て。固より不法呼はりをするのでは無い。乍併。法規を外にして自白を要求しなければならぬ程の必要は萬々在るまいと思ふ。辯護人は右様の自白は法律上の見地として斷じて適法の自白にあらずと論定するに躊躇せぬ。尤も前に御約束申した通り。決して法律的に今此處で彼は争ひませぬ。唯だ任意に出でざる強制自白は他白なり。法律に基かざる訊問に依り得たる自白は無効なりと云つて置きます。任意の自白と雖も。歡迎に過ぐるの弊は。往々にし

三六  
て事の真相を認るのである。然るを況んや。不任意不適法の自白は之を信ずるに於て。恐る可き悪結果を齎し來ることを忘れてはなりません

(参照)

刑事訴訟法第六十二條乃至第七十五條中。一たび豫審判事の令狀に依りて。拘留せられたる被告を。豫審判事以外の官吏に交付し得可き規定なく。監獄署より警視廳に移附し得可き規定なく。又是等の點に關し檢事正に特別なる指揮權を授けたる規定あること無し  
犯罪捜査の必要ありと雖も。之が爲めに既決囚人の獄衣を取換へしめ得可き法律の規定なし  
刑事訴訟法第八十五條は。豫審判事は必要なりと思料するときは。被告人の監房を別異し。他人との接見。書類物件の授受を禁じ。又は其書類物件を差押ふることを得と規定し。何等の例外規定を設けず

決 定

東京監獄在監

被告人 野口男三郎

主 文

右謀殺并に強盜殺人被告事件に付。拘留中の處。刑事訴訟法第八十五條三項に依り、決定すること左の如し  
被告男三郎の監房を別異し。他人との接見を禁ず

明治三十八年七月六日

原本に依り此正本を作るもの也

明治三十八年七月六日

東京地方裁判所

豫審判事 石井豊七郎

東京地方裁判所

裁判所書記 荒川満政

決 定

在監人 野口男三郎

右強盜殺人官印官文書偽造行使謀殺事件に付。明治三十八年七月六日本職が爲したる監房別異。接見禁止の決定は之を取消す

明治三十八年十二月十一日

東京地方裁判所

豫審判事 石井豊七郎

原本に依り此正本を作る

明治三十八年十二月十二日

東京地方裁判所

裁判所書記 荒川満政

如斯に論じ来りますれば。第一。被告の精神状態常ならず。第二。情供證據信頼すべからず。第三。自白畢竟他白に過ぎず。而も法律の要求に副はずと云へる論旨は充分に御達観下されたことであらうと思ふ。情供や自白に釣り込まれて。事案を速了し。誤断を他日に發見し。非難を天下後世に貽したる實例は。本件の如き殺人問題に一番多いのであります。色々取調べは致して居りますが。一々は申しませぬ。

(5) 人之將死其言也善

第四には。被告の覺悟を御聞に達して置きにい。檢事は如何にも被告が刑罰を恐るゝかの様に論せられた。刑罰の怖るべきは素より論はありませぬ。併。犯せし罪までも。其迹を蔽はんことを謀るものと思召されては。誠に遺憾に堪へませぬ。本件は四個の犯罪事實より成り。而して都築氏事件に於て既に極刑は免れざる重罪犯である。到底死刑に處せらるべき運命を有して居る。被告又。一身の那邊に向ふかは能く存じて居るのである。有體に云へば。私は齋藤辯護人と共に。同情なき被告の辯護を受任するに實は躊躇した。然るに懇望遂にもだし難く。立つて法廷に諸公に見ゆるに到りたるは。君子其罪を惡んで其人を憎まず。敢て僧と爲つて引導を授くる微意に外ならぬ。而して受任の當時。被告の決心と覺悟を承り。大に



満足致したのである。口づからも語り。屢次の通信にも見へ。犯せる罪大にして。極刑の下に立つべきことは被告の豫て期する所である。檢事も此一事。決して御懸念なさるに及ばぬ

本件に關し。檢事は極めて猛烈なる句調を以て論告し。未段。罪を免れ命を全おせんとするものなりと酷評せらる。併。幸にして私の辯護。功を奏し。河合野口二氏の事件。無罪となるも。別に都築氏事件の在るあり。被告は之に依てどうしても。此世に生き長らへられぬのである。裁判長の御手許を経由して。私共に参りまする通信を御覽なさい。覺へなき罪は飽まで寛を雪ぎて戴きたい。犯せる罪は素より御仕置を受けねばならぬと書いてある。唯一事。心に關するは妻子の身上である。併。是迄今更詮なき言を繰返さぬと書いてある。若夫。我の妻に對する戀情。子に對する愛情。今日と雖も未來と雖も決して渝ることなしと書いてある。而して滔々世上の人。此間の消息を誤解し。我を見る猶惡魔の如く。情供の險を冒して無辜の獄に陥れんとす。是ぞ畢世終天の恨事なりと嘆いて居る。然れども一

の大なる罪僻は法の前に横れり。一死豈に惜むに足らんや。貴下よ冀くは余の生命を顧念すること勿れ。社會の爲め。法律の爲め。貴下辯護の下に快く死地に就かん云々。斯様なる意味は毎回の通信に似されてある。由是看之。被告は最早。此世に未練を貽すものでない。徒に罪を免れんことを圖るものでない

偕。被告の覺悟。斯の如しとすれば。其來るべき運命は定つて居る。來るべき運命とは何ぞや。命旦夕を計られず。風前の燈火。いかでか消へざるべき。被告今日の境遇。當さに是れである

當此時。被告の捧げんと欲するものは何？。被告の悦んで捧げんと欲するものは何？。冤枉にして申理することを得んか。服すべき罪に服し。謹んで。悦んで捧げんと欲する所のものは。實に彼れの生命其物である。左れば被告の法廷に立つや。都築氏事件及免狀偽造事件は言下に之を認め。河合野口二氏の事件は抗争最も賜めて居る。而して辯護人は其供述を信用しようと思ふ。罪を罪とし。冤を冤とす。直。其中にあるではありませぬ

か。古の聖人も鳥の將に死んとするや其聲や悲し。人の將に死んとするや其言や善しと云つて居る。如何に兇惡の罪人でも。如何に惡魔の化身でも。死の瞬間に於ける性情は。本然の善に立歸るものである。故に私は當廷の陳述を眞實なりとして迎へて宜しいと考へる。其陳述に信賴し。事案を判斷す未だ必しも大過無しと思ふ。一罪を認むるも死。三罪を認むるも死刑律が被告に向て要求する目的は。一罪にして足りる。三個の殺人事實相俟つを要せぬ。一洲を取るも誅。八洲を取るも誅。誅は一也である。被告は一の事實に於て早く既に死の免れざるを知る。而して檢事は。刑法第百條に依り重に從つて處斷せんことを求めらる。其重きものは被告の認め争はざる處である。被告果して生命を惜むか。被告果して刑罰を免れんことを圖るか。都築氏事件を認めて。如何ぞ命數を全ふすることを得ん。檢事よ。願くは被告を以て性善に歸りたる。美しき清き人として迎へられよ。而して死の利那に於ける陳述は充分に信を以て待たれよ。辯護人は此に大體論を終るに在り。謹みて裁判官諸公に訴ふ。自由任意

の自白と雖も。經驗は寧ろ其危險を似して居る。自白に。法廷内の自白あり。法廷外の自白あり。而して廷の内外を問はず。被害者と通じて證據を作るの目的に出づる自白あり。己れ大罪を免れんが爲め。人の犯せる小罪の下に匿れんとする自白あり。自ら罪を負ふて人を救はんとする自白あり。甚きは金錢の利慾に迷ふて。他人の罪責を引受くる自白あり。自白の信ずべからざる率ね斯の如しである。若夫。裁判は事實の眞を穿つを以て目的とす。而して自白歡迎の極。遂に眞相を埋没す。裁判上。豈賢き沙汰と云ふべけんや。況んや本件は不任意の自白にして。鉛筆を指に挾まれ。グリく廻されたりと云へる如き奇怪の消息さへ傳へられて居る。命。既に旦夕に迫り。一罪既に自白し畢り。刑場の露たらんことを覺悟せる被告の陳述は。總て眞として迎へ。昔日の自白を變更するに於て。法廷は歡んで採擇して可なりと信ずる。名裁判官の法廷。審訊敢て或は遺す所なし。諸公。情偽を盡し。幽を聞き徹に入り。被告又秋毫の遺憾なかるべしと思ふ。不肖なれども我々辯護人。自ら信じて周到の調査を遂げ得た

積である。調査の結果、警視廳の取調を攻究して得たる自白、何等の效力を有せざる所以を看取したのである。重ねて言ふ。君子罪を惡んで人を憎まず。人の性は善なりと。然るに檢事は被告を以て卑怯の者と做し。辯疏悉く破砕し去て毫も顧みられぬのである。自白を過信し。一切當廷の陳述に耳を傾けられぬのである。併之は餘りに慘酷じやありませんまいか。檢事に被告は惡魔の再來であると云はれた。恰も人間にあらざるもの、如くに酷評せられた。惡魔は法廷に立つもので無い。惡魔を以て被告を待つ。偶々以て事の眞を失ふ基となりはしまいか。辯護人或は被告の爲めに欺かれたりと云ふ者あらん。然れども。私共は決して此被告位に容易く欺かれる者ではござりませぬ。飽までも被告の言を以て眞實なりとし。此主張を致すものであります。以上四項は本件の大體觀察であります。是より進んで各論に入り。仔細に論究する積りであります。

四四

(參 照)

本件は三箇の殺人事件と官印官文偽造行使の被告事件であります。而して藥屋殺に於て被告は後頭部を手を以て叩いた所が死亡したと云ふ陳述の外は。殆ど根本に於て事實を否認して居ると見て差支へなからうと思ひます。ですから是より先づ犯罪の事實の順序を追つて本件を認定し就て意見を述べやうと思ふ。其前に大體本件を事實關係を極簡単に述べて置きますが。一體此多數の犯罪は盡く被告が初居りました野口家に基因をして居るのであります。此事は後に事實を順々に述べて行きますがさう云ふ關係がありますから。單純に本件を一事一離して見ますれば餘程犯罪の原因等に至つて明瞭を缺くやうにならうと思ふのであります。元來此事件の起りは所謂藥屋殺が最初であつて。夫れを段々調べて往きます中に。官印官文偽造の犯罪事實が發覺せられ。漸次犯罪の原因等を取調べて行くに當つて藥屋殺の事件も發覺され。又是に續いて野肉事件も發覺するに至つたと云ふ順序になつて居ります。發覺の順序から言へば。九ツキリ後の方から前に過つて發覺されたことになつて居るのであります。さう云ふ關係でして本件は四箇の犯罪事實が各々牽連して殆ど分離の出来ないやうな状態にある。此四箇の事實の上に於て野肉事件に就ては被告が警視廳で調べられて犯罪事實の幾分を自供したことになつて居ります。或は警視廳が此野肉事件は先年一度檢査して不成功に終つた事實があるから。今度の事件に擔ぎ込ただけではなからうかと云ふ疑ひを抱く者があらうかも知れぬが。コレは今申し上るやうな順序を追つて檢査されたもので決して警視廳が此野肉事件を帳消の爲に擔ぎ出したと云ふやうな痕跡は見られぬと思ひます。右様の次第でありますけれども本件は犯罪の手段も極めて複雑になつて居ります。ナカチカ外野の事實のみでは餘程犯罪の聯絡を付けるに困難なる所もある。勢ひ被告の豫審に於ける陳述等を多少引用しなければ。本件を十分明らかにすることが出来ないやうな關係である。併し此被告の陳述を引用すると云ふことに就て。被告は第一回の公判以來述べます通り之は警視廳で一種の追害を受けた結果であると云ふやうなことを申し立

四五

て居ります。此迫害の事情の爲めに警視廳で嘘を言ひ。尙又其爲めに豫審でも嘘を言つたかどうかと云ふことは。本件の被告事件を確かめる上に於てイロ／＼關係もあることでありませうからして。此點に就ては説明して置かうかと思ひます。此迫害の事實に就ては前同に證人として警視廳の警部巡查等を取調べになつて結果に依りました。迫害の事實は無いと云ふことになつて居る。夫から又前同の公判に被告の認めましたやうな文書を所謂見聞狀のやうなものを警視廳が世間の同情を失つて居る其當時に自分を調べた警部及巡查に宛て送つたやうな事實があります。さう云ふ事實か、考へても迫害がなかつたと云ふことは見られやうと思ふ。尙被告が迫害等の結果不實の陳述を爲したものであるかどうかと云ふことを見るに就ては。次に申しまする數點より觀察すれば明瞭であらうと思ひます。元來被告は強迫を受けて夫が爲めに恐れを抱いて自分のしても居ないやうな不實なことを申し立てる人間であるかどうか。考へて見るべきものであらうと思ふ。之は前公判の時分に本職が趾下の事に就て調べた時の被告の答辯でも分らうと思ひます。ヒツク訊問すれば強く答へる。強く反抗する性質がある。夫であるから強迫がましいことを言ふたならば反動的弾力性で寧ろ十分なる反抗を試みる機微がある。とても恐れを抱くやうな被告ではありませぬ。夫は被告の法廷に於ける言動に依つて明瞭であらうと思ひます。又實際豫審の調査には詳しく被告の言動等は書いてございませぬけれども。第一回の藥屋殺の訊問の際に最後の豫審判事の間に對して。詰りお前が富 耶を殺して金員を奪取したのであらうと云ふ最後の訊問に對して。凄まじい答辯であつたさうです。豫審判事は其時に實に宛然惡魔の化身なりと思ふた位に凄まじい有様であつたさうです。其位の男ですから決して人の脅かしに利くやうなそんなやつっぽい人間ではございませぬ。斯う云ふ人間でなければ本件のやうな複雑な事も却つてラクに事實を明かにすることが出来たかと思ふのでございませぬ。

夫から次に本件の犯罪事件たる官文書偽造罪の如きも己に犯罪でございませぬが。其他の三箇の犯罪は悉く被告の首に關するやうな犯罪でございませぬ。之は普通の詐欺取財のやうな事件とは本變りますから。被告が不實と信じ看す／＼斯う

云ふ重大なる事實を脅迫を受けたからとて白狀するやうなことはあるまいと思ひます。之は常識から判断して分らうと思ひます。尙其次には被告は警察に於て脅威又は伊澤ヒサ等が迷惑を蒙るからして。自分が犯罪事實を申立てねばどうして是等の人を助けることが出来ぬと思ひて。不實な事を述べたと云ふやうな申立てであります。けれども之も警視廳で述べた被告の陳述と豫審に於て述べた所の陳述と比較をして見れば嘘であると云ふことが分らうと思ひます。警視廳に於ては被告は毒藥を殺したのは毒藥を使用したと云ふことになつて居る。此點は被告は争つて居りませぬけれども之は疑ひないと思ひます。毒藥を用いた、夫はどうしてやつたかと云ふと脅威に交付したと云ふことになつて居る。結局其爲めに一太郎は死んだと云ふことではございませぬから。どうしても被告の申立に依りますと。脅威が實行正犯にならなければならぬ。警視廳に於ける被告の陳述のやうでございませぬれば到底脅威は助かりやうはありませぬ。此點から申しまして。被告は脅威等を助けるが爲めに不實の申立をしたと云ふことは採用が出来ぬと思ひます。夫から尙被告は警視廳に於て述べた通りのことを豫審に於て述べなければ。又警視廳に於て酷い目に逢ふから其通り申立たと云ふやうな風に述べて居りますけれども。之は全く信用することが出来ぬと思ふ。何故かならば被告の豫審最終決定に對する抗告状を見ても分らうと思ひます。之は先日一寸述べて置きました。詰り被告は臨機應變に警視廳に於ける申立を變更したと云ふことになつて居る。臨機應變に變更の出来るやうなものであるなら。脅迫を受けた餘り其結果不實なる申立をしたと言へませうか。どうしても常識ある者の言へることはなからうと思ひます。此點から申しまして被告が豫審に於ても尙不實な陳述を爲したと云ふやうな解釋は採用するに由ないと思ふのであります。次に被告は成べく外界の證據には符合するやうな風に不實の申立をしたと申して居ります。之も信用するに足らぬと思ひます。何故かならば被告は骨肉事件に於て。警視廳又は豫審に於てもあります。其警視廳豫審等に於ける申立が大體證據と背馳して居る點が數多い。其重なるものを申せば被告は長い二重廻しのやうな物を持つた事がないと言つて居ります。之は

後に詳しく申しますが、警視廳に於て加害者が外套を持って居つたと云ふのは疑ひない事實である。夫が被告であるかどうかは別問題であります。兎に爲替の外套を持って居つたと云ふことは中島新吾の陳述に依つて疑ひないと思ふ。又其當時さう云ふものを見たと言ふ人もあるから。加害者が外套を着たものであると云ふことは疑ひない、此點に就て警視廳なども外套を捜したやうな形迹があります。若し被告が警視廳の意を迎へて陳述したならばどうしても外套を持って居たと言はなければならぬ。然るに外套を否認した。是から言つても證據に合ふよふに不實な陳述を爲したと云ふやうなことはなからうと思ひます。夫から警視廳に就ても殺害の場所は殆どトブに面して極トブ際立てやつたものであると云ふことも今日では信じ得べき事柄であります。被告は大道の真中に於てやつたと云ふことであります。之は事實と符合しない陳述であります。夫から死骸を運んだ場所であります。此點に就ても被告は井戸が何處等にあるか分らぬと云ふやうな圖面を書いた。之は今單純に此處で言ふては分らぬか知れませぬが、被告の性格として決して近所の一町以内と云ふやうな地理を知らぬやうなことはありません。又警視廳と雖も其當時現に其場所等も詳しく取調べたのでございませぬから。若し被告をして不實でも構はぬ。兎に何此方の思ふ通り陳述させなければならぬとすれば。現實の有様に合ふやうに言はせなければ筋が合はぬ。被告が其意を迎へて言ふならば現在の事實に符合するやうに申立なければならぬと思ふ。所が其申立をして居ない。さう云ふ點から見ましても被告は單に警視廳の意を迎へる爲めに不實な陳述を爲したものであると云ふことは認められることは出来まいと思ひます。未だ其他にもございませぬが、事實に進入りましてから申し述べます。尙被告が豫審に於て陳述しましたやうなことが。決して警視廳其他の威迫等の結果でないと思ふべき證據としては被告が八月二十二日に豫審判事に出しました上申書がある。之に據りますれば、自分は實に天地に俯仰し身を置け所がないと云ふ位に自分の犯罪事實を大に悔悟したやうに書てある。之は被告が警視廳を出ましてから既に十三日も経つてからの書面でございませぬ。被告が恐れて居つたと云ふ其警視廳の手を離れてから日

も經つて居る。若しも被告が前に言つた如く不實の陳述を爲したと云ふことであれば。此際に尙前の陳述を維持して置く必要はなからうと思ひます。此點より見ましても被告が豫審等に於て陳述しましたことは。少くも被告の任意の陳述であらうと云ふことは分らうと思ひます。

又先程申しましたが被告が公判に於て眞實を述べて豫審警察等に於て不實な事を述べたと云ふ辯解の筋も立つまいと思ひます。之は辯護人からも承認されたやうであります。殆んど疑ひなしとして目せられて居る藥屋殺。又は官文書偽造行使等の事實に於ても決して被告は眞實を言つて居ない。此點から考へましても被告は公判に於ては本統の事實を言ふ。豫審等に於ては嘘の陳述を爲したと云ふやうなことは信する筋がなからうと思ひます。若し被告が公判に於て五郎を兎に角殺したと云ふ陳述が信なりとすれば。被告は豫審に於ても亦事實を述べて居ります。所謂豫審に於ても本統の事實を述べたと云ふことでなければならぬ。どうしても被告の主張の如くにしては論理上豫審及び公判に於ける陳述が相容れぬことになりませぬ。此點から考へましても被告の公判に於ける辯解は採用するに由ないと思ふのであります。以上のやうな事實を見ましても。被告が豫審の當時申立したことは決して被告が單純に取調ぶる人の意を迎へて不實の陳述を爲したものであると云ふことは認むることが出来まいと思ひます。尤も本件に於ては前問を調べになりましたやうな次第で。警視廳に於ても大に重きを置かして。俗に言ふタマと云ふものまで入れて、被告の舉動を觀察せしめたと云ふことになつて居ります。之が不實な事柄をこころあると云ふことでありますれば無論ございませぬ。けれども斯う云ふ重大なる事件に對する熱心の餘りさう云ふ手段まで執つたと云ふことであつて。寧ろ其熱心を添うると言つては辭解があるか知りませぬが。熱心の點は思ひ遣つてやらなければならぬと思ひます。夫で今後其事實に就て意見を述べます際には。被告の陳述の中事實に符合すると認むべきものを引用して行かうと思ふのであります。前に述べました通り。本件は皆本連聯絡して居りまして一犯罪事實を各別に分離して陳述することは殆ど困難なる位であります。

けれども、便宜上先づ豫審決定書にありするやうな順序を追ふて犯罪事實を述べ一行かうと思ふのであります。第一に所謂骨肉事件の方から述べます。此骨肉事件は詰り被告が野口家に關係した爲めに生じた犯罪でございまして、少し間接にはありますけれども、被告の性格も分りますし又手段も一々明瞭なる爲めに野口家に行く前の事實を簡単に述べて置く必要があらうかと思ひます。夫は被告が自分の郷里に於て又木家に入つた順序であります。當時被告は十七歳位の未だ青年でございまして、又木の家に入り、する手段等を考へます。餘程被告は好智に長けた人間であると思ふことが分らうと思ひます。其事實に依りますと云ふ關係になつて居るかと言ひますれば、詰り又木の家の子供と同じ桃山學校に通學して居つて知合になつた。夫で同人が學校から歸りますやうな時分に非常な廻り道になるに拘はらず、常に同人を其宅まで送つて行つたと云ふやうな事實もありません。度々送つて来るものですから家人も偶には挨拶するやうになり、偶にはお上んなさいと云つて遊ばせることになり、御飯を出すことになり泊らせることもある。其後遂に其處に寄食して居居る器になつたと云ふやうな道行になつて居ります。此事柄は簡單のやうでありますけれども、道り口としては餘程巧妙なるものである。之が十七歳の時である。十七歳の時に是れ位のことば道りかねないよふになつて居る。其詰り筆録を以ちまして又野口家に入つたと云ふことになつて居ります。野口家に入りますには先づ其第一段としては、曾恵に私通したと云ふことである。此點に就て被告と曾恵の言ふことは全然相容れざる點がある。被告は詰り曾恵が最初申し込んだのである。曾恵は被告から申し込んだのであるといひ如何にも水掛論になつて居る。之は餘り本件の事實に關係はございませぬけれども、被告の性格を知る點から往つて少しく必要であらうかと思ひます。詰り被告が石川家に居つて野口家の下女を知つて、其下女に托して意思を表示したと云ふこととございまして、之は曾恵の言ふのが本統ではあるまいかと思ふ。被告は公庭でも豫審でも争つて居りますけれども、そんな方に掛けては前に經驗のあることは分つて居る。此點から考へても曾恵の方が素人である。被告の方が黒人であると看なければなら

ぬ。之は被告の方から申し込んだのが順序であらうかと思ひます。斯くして被告と曾恵の間に懸絶の端緒が開いたのであります。さうばどう云ふ風にして野口家に今度這入るやうになつたかと思ひます。夫は餘程巧妙である。最初被告は石川家が大番町に引越した爲めに、荷物の置場がないからと云ふことで、荷物を預けた。野口家で、近所に居つて居つて居つたものでありますから一應預つた。之を取りに行つて禮を言つたと云ふやうな事からして段々接近する端緒を作りました。其後被告は青山から神田邊の學校に通ふ。未だ夜の明けない中に學校へ出掛るのであるから提灯を持って行くことと云ふ必要がある。所が丁度野口家の近所に通り掛る頃は夜も既に明けて提灯の置場が無いから預つて呉れと申し込で其承諾を得て提灯を預けた。其後と云ふものは毎朝必ず提灯を預けて行つて學校から歸りに提灯を受取り、日に二回宛野口家に出入した。此の如くして一方には曾恵との交情を暖め、一方には家人の歡心を買ひ其の裏面に於ては被告は如何にも篤學家であると云ふことを野口家に表彰したのである。而も其際被告は公家華族であると言つて居つた事實は曾恵の陳述に依て分る。立派な菊水の紋ある提灯を持つて行つたと云ふことになつて居ります。鬼に角身柄も立派な人であり篤學であると思ふやうな點を以て、有名な詩人であつた寧齋と云ふやうな者迄簡略して遂に野口一家の承諾を得て其家に寄宿するに至つた。此被告の行動と云ふものは被告の性格を十分證明して居らうと思ふ。實に根氣の強い複雑なる順序を履んで這入り込だやうな譯であります。ナカ／＼單純な思想の人間に出来ることではありませぬ。餘程被告は實行力に長けて居る、餘程實行力があると云ふことは此點でも分らうと思ひます。又寄食を致しましたのは何故寄食をしたかと云ふと一寸重要な問題である。之は一件記録の中に直接に見るべき點はございませぬが、被告の其後の行動等に對照して見ますれば、一は自分の戀人なる曾恵に會合する便宜と云ふこととございませう。又一つは其當時被告が學費其他に困難した實況があります。其爲めに寄食をしたと云ふことがあらうと思ひます。夫から第三には被告は其當時既に野口家に這入り込み、野口家の相續人にもなりたといふと云ふやうな想像を持つて居つたのではなからうかと思

ひます。此點は長い間付帯と關係して居りますれば、曾憲が野口家に對して如何なる地位に在る者であるか。夫から野口家には如何なる財産があるかと云ふことは分るべき状態に在る。さう云ふ點を被告が考慮して遂に遺入り込むに至つたのではなからうかと思ひます。尤も時日に就て多少問題はありますけれども、少くとも早晩此觀念を發生したものであらうと思ひます。夫は曾憲は寧齋の相續人なりと云ふことに最初極つて居つた、でございませうからして。曾憲と關係を有して居ればどうしても野口家に被告ソレ自身も遺入らなければならぬやうな事情になりますから。此事柄は後に分りますが極めて重要なこととございませう。此目的を遂げるが爲めに被告は非常なる苦心をして居つた。後に申しまする官文費備造の如き又野肉斬取事件、皆此目的を遂行する主要なる原因であらうと思ひます。以上の如き道行を以て此野肉事件は發生したのでございませう。此野肉事件の事實の中で餘り争ひになつて居ないやうな點もありませう。夫等は多少省察して述べやうと思ひます。夫から第一被告が野口家には惡疾の血統のあることを知つた。是は公判廷でも自認して居りますから詳しく述べる必要はないと思ひます。夫から其結果被告が其惡疾に對して治療法豫防法等を研究したと云ふことも。被告の認めて居ることとございませうから別に詳しく述べる必要もなからうと思ひます。但併此人肉が惡疾に効能のあると云ふことをどうして被告が信じたかと云ふ點。此點に就きまして被告は豫審に於きまして先刻裁判長から訊問になりました通り。南方三里より肉塊を携へ來つて之を師に勧めた斯う云ふ事を記載した唐本を寧齋より見せられて。夫で知つたと云ふことを豫審でも申立て居ります。公判では詰り肉塊と云ふ一部だけは否認するやうでありませうけれども。之はヤハリ豫審の方が眞實であらうと思ひます。縱し夫が分らぬとしても被告は其人肉の點に就て傳説を聞いたと云ふことであります。此傳説と云ふことは一應注意すべき價値があると思ふ。野口家は肥前の陳早でございませう。其附近は大村の附近は非常に惡疾の多い殆ど二三家を除外其血統があると云ふ位の噂がある土地であります。是等の豫防法等に就て種々なる噂のあることは勿論でございませう。夫よりもつとグツと離れて居る杵島郡あたりで

斯う云ふ噂が實際あります。又殊に此病氣のある人は左様な事に餘程詳しいものである。野口家が左様とは言ひませぬけれども。さう云ふ事情がございませうので。野口家に於ても其位の事は無論承知して居つたらうと思ひます。被告の言ふ所に依つても被告は現に陳早に行つて野口家の爲めに研究したと云ふことであります。彼處へ行けば無論分らうと思ひます。野口家に於ても元談半分でもそんな話があつたらうと思ひます。でありますから被告が人肉の惡疾に効能のあると云ふとの傳説を信じたと云ふことは事實であらうと思ふのでございませう。ソコで被告は此人肉を得ると云ふことに就て餘程苦心したに相違ありません。其事は豫審に於ても詳細に述べて居ることとございませう。尙一寸申し上げ残して置きましたのが此寧齋より本を見せられた順序と云ふものが多少外界の事實に符合する點がございませう。之は一寸注意すべき事柄であらうと思ひます。夫は被告が寧齋に櫻の花を二七不動の縁日から買て來てやつた。所が寧齋が大に喜んで病人には眼福があると云つて先刻申したやうな唐本を示されたと云ふ。此櫻の花を買つて來て示したと云ふことは曾憲も申して居ります。當時左様な事實があると云ふことは認めることが出来やうと思ひます。夫から愈手段に遺入ります。此點は被告の豫審に於ける陳述等を考へて見ますれば明瞭であらうと思ひます。夫に依りますれば最も殺害の仕易い小供を撰んでやらう。乍併成べく身分の賤しい者を撰ばうと決心したと云ふ。之は犯罪遂行の上から行つたならば尤もなことであらうと思ひます。然らば之を如何にして實行したかと云ふことは此の野肉事件の事實になります。三月二十七日に河合莊亮が湯から歸るのを待つて居つて之を捕殺したと云ふことになつて居ります。此殺害の手段に就て多少研究する必要があらうと思ひます。鑑定に依りますれば窒息死であると云ふことになつて居ります。兎に何被害者が窒息状態に陥つて死んだと云ふことは疑ひない。其顔面其他に種々なる澤山の創傷もございませうが死因には直接の關係がないことと思ひます。然らばどうして窒息せしめたかと云ふことであります。之は鼻口を壓して窒息せしめたと云ふ方が正當であらうと思ひます。何故と申せば夫が大人であればむづかしいと思ひます。

と。比較的發育の遅かつた丁度十一になつた小供でございますから。ハンケチでも何でも持て其鼻口を閉塞することは容易いことでもあります。而も其際に多少胸部を突きやつたと云ふことも申し立て居りますから。此點はヤハリ鼻口を閉塞したと云ふのが相當でございます。夫から尙中島新吾の陳述に依りまして如何にも死際であると云ふやうな聲を聞いた。其新吾の聞いた聲は如何にも鼻口を壓せられて發したやうな音聲であつたと云ふことでござります。是等の事實を綜合しますれば鼻口を壓したと云ふのが相當であらうと思ひます。此事實に就きましては被告は公判に於ては絶對に否認して居る所でございますけれども。本件の髒肉事件は今申したやうに大體の事實が符合して居るのみならず。現に被告が其髒肉を使用してソップを作つて會惠に飲せたと云ふことであります。會惠も亦明かに被告よりソップのやうな物を飲せられたと云ふことを言つて居ります。其時期等に就ては會惠も明言することを得なかつたのであります。兎に角野口家が未だ下二番町に居る時であることと云ふ事でありませぬ。其時であることは疑ひないことと云ふことになつて居る。夫から三銀で燧燼等を買つた。之は被告の言ふ通り誰か分らぬけれども兎に角燧燼を買つたと云ふ事實がある。でございますから三銀で燧燼を買つたと云ふやうなことは事實と符合して居ります。尤も先刻申します通り被告は其當時は勿論外套二重廻しを所持した事が無い外套と云ふものはイツか榎葉町で賣つたことがあると云ふことであります。夫は所謂洋服の上から着る外套である。中島新吾が自分の袴の殺される當時に見たのは。二重廻しと認むべき物を着て居つたので被告のいふ外套とは九つ切り違ふ。被告は此外套を絶對に否認して居ります。又野口家に於ても左様な物を見たことが無いと云ふことになつて居ります。併し被告が二重廻しを持て居つたと云ふ事實は他の證人の證言に依りて明瞭になつて居る。其當時ではありませぬけれども被告がさう云ふ外套を持つてゐたのは明かでありませぬ。夫は被告が會惠と往々密會したことがある。詰り時計屋の息子が知つて居る。原田嘉七と云ふものが明治卅六年の末頃に被告が三崎に行く時分に。重箱を提げて鼠色の極めて長い殆ど足の隠れる位の外套を着込で來たのを見た

と云ふことは明瞭な事實になつて居ります。而して新吾が見たと云ふ外套の色合はハッキリして居りませぬけれども。鼠色のやうなものであると云ふ事。而して外套の長い事と云つたり殆ど靴であつたか下駄であつたか分らぬ位であつたとの事です。此の色合と云ひ長さと云ひ餘程能く似て居る。其外套は兎に角被告が何處に保存して居つたか分りませぬけれども持つて居つたことは疑ひない。此點から考へましても被告が外套を持たぬから自分はさう云ふ犯罪をしたことがないと云ふやうなことは認むることが出来まいと思ひます。此外套のことに就ては何處かにありはしまいかと思ひまゝして本職あたりも餘程捜査致しました位であります。現今と雖も在れば被告の不利に推定する材料になり得るか知れませぬ。今年から言ふて二三年前其頃に左様な物を持て居つたと云ふことでありますから。被告が外套のないと云ふ事柄で本件の事實を否認することはできませんと思ひます。此外套の所在に就ては野口家の陳述に依りて一寸面白い點がございます。勿論外套を見たことはいけれども持つて居たとすれば何處かに持て居つたのでございませうと言ふ。全く其通りであらうと思ひます。被告の住所として居りました所は野口家に相違ありませぬけれども遊びに行つた所は何處であるか分らぬ。實際誰所に居つて今日では分らぬ位であります。殊に四谷のお寺の和尚などの言ふ所に依るも其事實を見ることが出来やうと思ひます。野口家に無くて何處に預けてあつたか兎に角持て居つたには相違ございませぬ。被告の否認する此點を右の様な所から考へて見ましても却つて本件の事實が真相であると云ふことを推定することが出来やうと思ひます。夫から尙狀況の證據として被告が兎に角髒肉事件に於ても證據湮滅方法を執つて居つた。此事は他の道口と似て居ります。皆證據湮滅の方法を執つて居る。髒肉事件なれば病死してノリ出したと云ふやうになつて居る。又樂屋敷に對しては全く首を絞つて死んだ如き體に裝はれてある。皆被害者に相應したやうな風に裝ふて而も證據湮滅の方法に至つては方法は多少違ひますけれども目的は同じである。髒肉事件に就ては目を抉つて居る。止めを刺して兩眼を抉つて居る。蘇生してどう云ふ者に殺されたと言はれないやうにチャンと豫防してある。斯う云ふ所



が極めて似て居る。夫から又尙状況の證據としては被告が丁度野肉事件のあつた當夜の目附にして手紙を出した事がある。詰り廿七日の夜と書いて出した。而も夫は廿九日の大阪の二便に着いた。さうすれば廿八日の夜位出して博山である。被告は此點に就ては一寸豫審に述べて居つたやうであります。廿八日の午後書いて投函したやうな風に述べて居つたと思ひます。何故廿七日の夜と書いたか之が詰り先刻來言ふ被告の立證主義であつて、自分のやつて居ないと云ふことを證據立る爲めに準備した一つである。此點に就ては豫審では被告の辯解を聴くことが出来ませぬでありましたけれども。公判に於て豫期した通りの辯解を聴くことを得た。被告のいふ所によれば其被告の手紙を見れば字體も餘り霞へて居ない。アんな犯罪をやつた後であれば字でも霞へて居なければならぬス、と出来て居るから犯罪がな證據だと云ふことではございませぬ。之は唯一つでありませぬ云ふことを言ふのも或は信を置けるか知れませぬが。之は後に言ひますが事實に同一の事をやつて居る。丁度五月十二日附で他人に手紙を作成せしめて之を送つたと云ふことになつて居ります。夫と同一筆鋒であります。即ち五月十二日に自分は横須賀に居つて盜難に罹つたやうに出来て居る。さうして之が十二日あたりに出来たものでないと云ふことは代書し、者の證言によりてあきらかでありませぬ。之から考へて被告がさう云ふことを屢々やつたと云ふことが分らうと思ひます。詰り廿七日の目附で出て居りますけれども。結局證據隠滅を謀つた所の一段で、其原因を探れば被告が犯罪を既にやつて居つたと云ふ推定が出来やうと思ひます。夫から少し皮肉のやうでありますが其後の野口家に於ける状態でございます。本件の證據物件になつて押收されてある會社の寫眞を御覽になつて分らうと思ひます。野口家は嚴格なる家庭であるから、云ふ寫眞を取らせる器がない。然るに被告が夫を寫したと云ふことになつて居る。さう云ふ關係からしまして、只事ではない。殆ど今日の豫行會社を以て言へば會社はメモメリズムに罹つたやうな關係である。何で左様な風になつて居つたかと申しますれば、詰り被告が自分の爲には一身を犠牲に供する迄のことをして盡して呉れたのである。自分も此の愛の爲めには殆ど此身

を提供して、善くないと云ふので。其後は被告のいふ儘になり其身を被告の自由に任せただけであらう。即ち云ふ感情よりして被告の爲めにはどう云ふことをしても其恩義に對する報酬とすれば十分であると考へたのである。故に忍ぶべからざるを忍び被告に此の如き寫眞を撮らせたのであらう。而もチャンと書てある、其寫眞に卅五年八月下二番町の二階で寫したと云ふことが書てあります。野肉事件の有つてから五ヶ月と經たぬ内に撮つたのであります。どうして野肉事件の當時は勿論會社も被告が致したものと云ふことは知りませぬけれども其後に至つて間もなく被告が暗に之を漏らし、會社をメモメリズムに罹けたと云ふことが相當であらうと思ひます此の寫眞も日附の有る所より考ふれば後日野口家に對して如何なることをして盡したといふことを立證する材料の一なりと思はれる。夫は其後の被告の手紙或は會社等に對しても略分からうと思ふ被告は屢々手島等に對して自分に野口家に對しては實に言ふべからざる程盡して居ることがあると云ふことを申して居る。夫は所謂被告が本作のやうな重大なる犯罪を侵して迄盡して居ると云ふ意味であらうと思ひます。さう云ふ事實を被告が言つて居つたやうな事がございませぬ。さう云ふとまでして居るから野口家が被告に對しては無斷で追ひ出すやうなことはないと思ふ被告の考へであつて、其事實の裏を見すれば本件の消息が分らうと思ふのであります。夫から又野口家の親族たる高橋の手紙にも分つて居ります。男三郎には拭ふべからざる行爲がある。さう云ふことを誰れが知つて居るかと思ふ。高橋、麻、會社、三人の外誰も知らないといふことになつて居る。拭ふべからざる行爲とは何であるか。此點に就ては種々な辯解もあるやうでありますけれども。三人だけ知つて居る拭ふべからざる行爲と云ふのは、或は被告が斯う云ふ重大な犯罪を侵した消息を漏らしたことであらうと思ひます。尙又被告が野口家に入る時の事情を考へても、被告に本作のやうな所謂犠牲的行爲があつたと云ふことを推定することが出来やうと思ひます。夫は被告が養子になる時分のことである。麻、其性行に就ては看破する所がある。而して尙被告を養子にしたと云ふことになつて居る。何故、云ふ名家が何を苦んで被告の如きものを養子にした

か。必竟被告に私通以外に家名を汚す如き事情があるのに。尙寧靜は忍んで養子にしたと云ふことになつて居る。此處等の消息と云ふものは實に本件の犯罪事實を間接に寫し出したものであらうと思ひます。要するに以上のやうな種々な状況の關係よりしても。被告が此種の犯罪を犯して居ると云ふことは十分想像することが出来やうと思ひます。況や之に對して被告は既に豫審庭に於て或程度までは自認的の答を爲して居る。此の自認的の供述と以上各種の證據とを綜合しますれば。被告の犯罪事實は明瞭であらうと思ふのであります。夫から尙一寸此件に就て一言申して置きますが。先刻花井辯護人より提出されました通り此豫審決定書の出ました後に。所謂第二回の警内事件と云ふものがござりました。斯う云ふこともあるからして。而も丁度被告の場所も似て居る程日も多少似て居る。おまけに麹町區内である。爲めに本件の男三郎に對する警内事件もハリさう云ふ者がやつたものではなかりうかと云ふ多少疑ひがあるかも知れませぬ。之はハリ豫審繼續中で唯今捜査中になつて居りますから詳しく事は世間へ明言することは出来ませぬが。犯罪手段がナカ／＼其間たに自ら巧拙がある。兎に角同一人の仕事でないと思ふことは明瞭であらうと思ひます。尙一言申し落しましたが先日裁判所に提出しました。被害者の寫眞に依りましても切取つた警内が餘程分量の多いと云ふことが分る。之で見ましても決して其當時世間に誤信せられて居つたやうな男色をやつた男か。或はさう云ふ風の犯人よりして悪戯いたづらをされたと云ふ事實でない事は分る。藥物等を使用するにあらざれば懲服つてアンナに警内を切取る必要はなかりうと思ひます。

次は官印官文書偽造の事に移らうと思ひます。此點は極めて簡單であらうと思ひます。被告は外國語學校を卒業して居ない事實は争ひない。而して其卒業證書として被告が殊に示しました所のものは皆偽物であると云ふことも同校教員等の證言に依て疑ひない事實であります。唯被告は本件の事實に就て自分で偽造したのではない。夫は二十圓ばかりの金を出して買つたのであると云ふ巧みな辯解をして居る。而して夫は誰に頼んだか。外國語學校の露科担任教授

の小島泰次郎と云ふ人に頼んで作つたと云ふやうな風になつて居ります。併し小島泰次郎と云ふ人は日露戰爭中に四月八日でございしたか戦死したと云ふことであります。其事は當時の報知新聞其他にも載つたと云ふこととござります。先づ世間でも少なくも一部の人が其事實を知つて居る。此死だ人を相棒に出した。小島泰次郎は日本字は餘程下手で誦學は併し巧みな人であるとしても卒業證書の書けるよふな人でない。而も斯う云ふ人を頼んだと云ふ事實は更に無い。誦書偽造證書の用紙は紙屋の方で一枚だけ見本に借るからと云つて持つて行かれたと云ふことになつて居ります。而も一枚限り。外にはさう云ふ事實はない。一枚だけさう云ふ詐欺取財に掛つたと云ふこととあります。之は被告が直接に取りに行つたかどうかは疑問であります。兎に角其用紙が被告の所持した卒業證書であると見て宜からうと思ひます。夫から或は是れだけでございすれば被告の言ふやうな風に。縱し小島泰次郎でなくても外の者からさう云ふ者を買ふたと云ふ事實は無いかと云ふ疑ひも無いではございませぬが。被告は偽造のことなどを就ては朝飯前の仕事で別々幾つもある。三浦三崎に居つた所や野口家に參謀本部から電報が来るやうなことがあり。夫から浦島破吉が見たと云ふ陸軍省からの通知書もある。是等は相當に官署の印も押捺してあつたと云ふことであります。然るに此等電報等が被告が行く譯がない。さすれば何處かで偽造したに違ひない。被告は認めさせぬにしても——夫から外國語學校の舊書も卒業したのでないから卒業證書授與式をするからと云つて行くべき筈がない。さう云ふ工合で幾らも更に偽造したものがござります。又現に被告は尙武學校の卒業證書も本物に勝るやうなものを偽造して居ります。此外にも書を偽造した事實がござります。本件の卒業證書等も被告が直接かどうか知れませぬが少なくとも他人に偽造せしめたものであると云ふことが十分認定が出来やうと思ひます。此官文書の行使の點に於ては問題になつて居りませぬ。被告の争はぬ所でありますから省略して置かうと思ひます。此官文書はさう云ふ目的で出来たかと云ふことであります。被告之が詰り先刻申します通り野口家に入る爲め的手段になる。どうしても被告が野口家に入るには學者の家でありますか

ら相當の學識でも備へて居なくては曾憲との私通關係のみでは覺えないと云ふ觀念がある。被告は茲に於て官文書を偽造して甘く優等で卒業したと云ふことを野口家に吹聴したのである。野口家に吹聴したのみならず親族知友等にまで示した。夫で野口家に於ては外國語學校の卒業生であり。而も露西亞語のみならず獨逸語をも卒業して居ると云ふことになつて居る。お付けに經濟等の學問まで修業し殆ど兎に鐵棒的に出來て居るから。十分被告を信用して自分の家の預養子にしても宜いと云ふ位の材料を作つたのであります。茲に於て前に述べたことを少し確かめて置く必要がある。被告が野口家に入るの何の爲めであるか。本職は財産が目的であつたと云ふことを言ふに御からぬ。無論曾憲の關係もあつたに違ひなかりうけれど、後には財産が目的であつたらう。何故かならば被告が預養子に來る時分に交渉の方法が二つある、それはお前の方で曾憲を買つて行つても宜い即曾憲をお前の方へつて宜い、又お前を買つても宜いとの事であつた。然るに曾憲を買つては耐らぬ。だから被告は先方へ養子に行く事に決めました。此事に就ては一寸他に面白關係事實がござります。被告の兄の龍橋がござりますが。之が豫審で調べられて二度ばかりお辭儀をしたやうな形迹になつて居ります。どう云ふ點かと申しますると野口家に悪病があると云ふことを知つて居れば養子に遣る筈でなかつたと申立てた。然し養子に遣るズツ前被告の手紙に依つて野口家に悪病があることを知つて居つた事が押收の手紙に因つて分かる。それを豫審判事から突き付けて恐れ入つたのである。而して悪病のあるを知りつ、龍橋等は養子にやりの被告は養子に行つた。之は或は申し合せかどうか知りませぬが申し合せぬでも意思の合致とも申すべきものである。財産を目的とせば悪疾のある家に何れ養子に行く必要は無い。之は此次の野口家豫審殺害事件の多少原因になりするので述べて置きます。

今一は被告が拘引せらるゝ數日前に。手島に對し被告に宛たる封書を托し自身も被告に野口家を思切り離縁狀に判する様に申附けるのであるが。急ぎ斷固するから此の手紙を被告に渡しくれと頼んだ。そこで手島も勿論此の手紙の内

には被告に離縁狀に判するよふとの文句あるべしと考へ居たるに。本件のために豫審判事が押收し開封したるに決して離縁狀に判するなと書いてあつた。是でも被告の里方の意思が分るのである。

第二の事實に付て申して置きます。一本耶の殺害事件。是は前申しました通り被告は野口家の財産を目的として遣入つた。野口家に養子になつて遣入りませぬけれども財産を得ることが出來なかつた。寧ろ僅かの株券を興へて分家させさうして分家の方へ被告の籍を入れた。其後被告が此野口家に對して不穩當なことをしたと云ふことが曾憲の言ふ所。榮の言ふ所に依つても分る。養子に往つてから非常に變つたと云ふことになつて居りますことから考へて見ても。全く被告が野口家に遣入りましたのは曾憲以外に尙ほ財産を目的としたと云ふことが十分に言ふことが出來ようと思ひます。以下述べましたやうに被告は種々なる苦心を以ちましてヤツと野口家に遣入つたのであります。併し今のやうに分家になつて直接に財産を得ることが出來ませぬでしたけれども。被告と曾憲との間には子供が出來た。其子供は野口家の相続人になる。でござりますから被告は野口家に兎も角も遣入つて居れば早晩親權を行使するので財産に付いては處分權を行使するが出來ぬ。ところが此被告の目的を阻害することが出來た。ちつとしたことで一時の怒に乗じて被告は自分で離縁をして呉れと云ふことを申込んだ。それを幸に寧ろ前に申しました通り餘蘊なき事情のために置いたのでござりますから。相當の理由があれば出したと思つて居つたから早速承諾して。遂に三十七年の十二月に被告は野口家を出るやうになつた。出は出たけれども前申した通りの事情で復歸するの必要があるので其手段を講じた。出來上らうとしては破れくどうしても話が清付かぬ。それで手島浦島等に依頼したけれども。寧ろ意見が主として原因になつて復歸が出來ないと云ふことを知つた。何で知つたか。是は手島などが現に話した。其外に尙ほ其消息を見るのには曾憲の手紙である。澤山押收になつて居る手紙に依れば兎も角も承諾しない。どうか兎の歡心を得るやうにしなければならぬと云ふ手紙が澤山ある其山の往復まで察じられて居るに拘らず其内情を訴へたところの手紙と云ふ

のが澤山ある。其中に最も甚だしいのがございます。新聞の號外のやうなものを集めて書いた。それも便所で書いたか  
 布團の中で書いた手紙である。其爲に被告は實に一大郎と云ふ人ひと一人であると思つたらう。其手紙は何人も見る  
 に忍びないやうな手紙である。其際さう云ふ手紙を見れば怒るのが當り前だ。それで被告は結局自分の目的の阻害にな  
 る主動者なる一大郎を切害せんと決心するに至つたらうと思ひます。其決心に當りまして昨年四月の下旬頃自分には恩  
 人の關係ある伊澤ヒサに對して毒置を送つた。其當時確に被告が一度決心をしたと云ふことを述べて居る。公判では勿  
 論否認するが此伊澤ヒサの家に居りました馬場の證言に依りますと、被告が其當時自分一人は死な、い。毒置送殺して  
 しまふと云ふやうな目的を漏したと云ふ事實がある。確に被告が其當時決心をしたと云ふことが事實であらうと思ひま  
 す。併ながら早く發覺してしまつて伊澤ヒサが遂に被告を抑制することになつた。併し實際被告は其當時根本的に殺害  
 意思を絶つたか否かと云ふことは疑問であらうと思ひます。若しも絶つたとすれば所謂條件附である。兎などが來まして  
 其當時何とかして男三郎を復讐せしむることに付いて盡力することになつた。盡力の結果が皆く行きまして被告が野口  
 家に這入ることが出来たならば、被告は殺害の念慮を根本的に絶つたかも知れぬ。併しそれは出来なかつたのである。  
 被告もそれが出来ると云ふ信念は無かつたらうと思ひます。出来るか出来ぬか被告も不明又疑惑の間にあつた。出來れ  
 ば宜し出來ねばと云ふ考があつたらうと思ひます。實際の真相としてさう云ふ關係であつたらうと思ひます。然るに其  
 事が果せるかな程ならない。出來ないことになつた。手品などが殆ど手を引くと云ふ有様。茲に於て被告は又更に殺害の  
 決心を起すやうになつた。然らば被告は此決心を如何にして履行すべきか。之が餘程本件に付いては研究すべきことであ  
 らうと思ひます。之に付いて被告に取りて武器と稱すべきものが三種ある。一は所謂毒藥である。亞砒酸。ストリキ  
 ニーネ。亞硝酸。アミール其實は「アミールアルコール」此三種の毒藥である。それで此毒藥に付いて實に文明的の場合が  
 出來て居る。なぜかならば此第一種比亞砒酸と云ふ者は所謂破物性の毒藥である。是は偶には強壯劑として用ゆること

がある云ふ位のものであります。併ながらそれを用ゆれば痕跡が残る。何時迄運つても之を用いた痕跡が分る。第二  
 種のストリキニーネは植物性の毒藥。是は用いた當時は分るがそれが時が過ると痕跡が不明になると云ふ毒藥である。  
 第三種のもは所謂揮發性のもので用ゐて暫くすると揮發してしまつて痕跡を止めないと云ふものであります。被告が  
 此三種の毒藥を持つて居るのは何か使用する目的が無くてはならぬ。被告が疑がなからざる犯罪を爲すものである。云ふ  
 ことは三種の毒藥に依つても想像することが出来る。此毒藥を第一の武器として。第二の武器としては短刀を持つて居  
 る。眞逆の時はずは暴れ廻る。第三の武器は何か。被告の手である。自身の手である。被告の手と云ふものは武器とし  
 ては些とおかしいけれども。被告は講道館に於て柔術を習つたことがあると云ふことを豫審に述べて居ります。又押収  
 の證據物件により被告が柔術古をした事も分ります。此柔術を以て鍛へた腕を以て人を殺害すると云ふことになる。此  
 三つの中で何れを使用しやうと考へたか。之を決する必要があると思ひます。本職は被告は第三に述べた手を以てす  
 ると云ふことに決心したと斷言するを仰りませぬ。それは何故かと申しますると其當時被告は三角巾の繻帶を巻きまし  
 て手を釣つて居つた。右の手であれば飯を食ふにも差支るから左の手を釣つて居つた。しかしそれは何も理由がなかつ  
 たのである。其原因を人に尋ねらるれば子供のとき落馬して傷めた創の跡が痛むといふことあり。水雷艇にて怪我したと  
 いふことあり。又「トネル」にて怪我したといふことあり時に依つて答が種々雑多に變る。病氣に依つて腕に繻帶を  
 する位ならば臂者にかゝらなければならぬ。誰れにかゝつたかといふに誰れにかゝつたことはいふことになつ  
 てゐる。此點から考へて見ましても手に怪我をしたと云ふことのないことは分かる。然らば病氣でもない手を病氣をし  
 たやうに繻帶をして居つた理由は何。被告が確に他口其手を兇器に使用する意思であつたと云ふことが分ると思ひま  
 す。果して被告は毒置を殺害するに付いて手を用いたか。それは後に申します。さて今のやうに被告が手を用いて之を  
 殺害すると云ふ方に決心したとすれば被告はどうかして其時機を圖つたかと云ふとございます。是は被告の言ふ所に依

りまして被告は十一日の晩に島文次郎が歸つて警署は十一時頃戻ると云ふ事實を知つたと云ふことであります。而して被告は其十一日の晩には伊澤の家にも居らぬ。又和田の家にも居らぬと云ふことであります。被告が豫審で申して居りますところによれば。被告は其晩野口家の附近に時機を伺ひつゝあつたと云ふやうな陳述があります。又實際他に居りたと云ふ事實がございませぬ。さうしたならば被告は時機を置つて警署の家に入つて往かうと云ふことを窺つて居つたに相違ない。然らば何處から這入つたかと云ふことが問題である。其事に付いては先日檢證通りでありましたので略々明瞭になつたらうと思惟致します。檢證の結果に依れば門の門を排して這入つたと云ふことが十分に言ふことが出来ず。それから中の中門は開けてあつたかどうかと云ふに野口家の下女の陳述による開閉の事實に付いては分りませぬが。假し開つて居りまして之を乗り越えることも出来る。それは兎も角も被告は明いて居つたと云ふことを申立つて居る。結局被告は門を開け中門を通つて這入つて往きました。尤も此事に付いては先日檢證の結果野口の方の小屋を越えても這入り得る状態になつて居る。併しながら門の門を開けて這入つたと云ふ形跡を見る點がございませぬから。矢張被告が豫審で言つた通りの順序で警署の邸宅へ這入つた見方の方が相當であらう。それから被告が豫審で言つて居る所に依れば窓を開けて這入つた。檢證して被告の言ふ通りに開けることが出来たと云ふことになつて居ります。すなはち被告の陳述は事實と見て差支ないと思ひます。或は此點に付きまして窓より這入りましては七疊の間には野口の親子二人と赤坊の君子と三人居んで居る所であるから。それを通過して行くことは不可能なことではないかと云ふ者がありませう。併ながら被告の這入りしたのは無暗無睡の機を測つて這入つたのである。又此親子は餘程目ざといと云ふ話であります。併ながら終夜睡らずに居ると云ふことは決してない。泥坊が這入るのさう云ふ譯で。老人の居る家に泥坊に這入れぬと云ふことにはない。又曾憲の如きは平生腰坊であるのむらさず被告が踏むでも目を覺す氣遣はない殊に又被告は平生菓子及曾憲子は與し易しとして居つた。其點は被告の陳述に付いて明瞭であらうと思ひます。それから然ら

ば被告は忍び入る時には如何なる用意をして這入つたか。是は餘程任意すべき所である。被告は這入る以上はどうして犯罪の必成を期せなければならぬ。併しどうも人間のごとでございませぬからいつ何時自分以外に隙が縫せぬと限らぬ。或は犯罪が出来ぬことがあるかも知れぬ。此點はどうしても被告の性質上よりしても十分に警戒を加ふべき所である。先刻申述べました通り單に警署を殺すには被告は手を以てすると云ふ考があつたらう。然るに其時被告は毒藥と短刀を携へて忍び入つた。何のために持つて往つたか、之を考へて見れば被告は忍び入る時の覺悟が分らうと思ひます。毒藥を持つて往きましたのは豫審では自殺用であると云ふことを言つて居る。之が眞實ではあるまいか。被告と雖も自分の兇手を殺さんとし失策したと云ふことになつては逆も生きて居る念慮はなからうと思ひます。毒を仰いで死ぬより外なからうと思ひます。又併し殺害の目的を遂せぬで騒動を惹起したと云ふことになると。自分ばかり死では馬鹿氣で居る。事を完立つて来る時分には被告も之に應ずる覺悟がなくてはならぬ。若し其當時此曾憲及榮などが目を覺して居つたならばそれこそ大事である。目を覺して居たか覺さずに見るべき關係があらうと思ひます。是だけの用意をして居つたかも知れぬ。本件の筋合から言つて見ますればさう見るべき關係があらうと思ひます。是だけの用意をして詰り被告は此家に這入りてさうして自分の住慣れて居つた部屋に警署の消息を窺つて居つたと云ふ事實になります。然らばどうして之を殺害したか。手を如何に使用したかと云ふこととございませぬ。此點は後に申しますが。詰り被告の言ふ所に依りますれば手拭を以て絞めたと云ふことであります。手拭で絞めたかどうかと云ふことは考へものだらうと思ひます。なぜか、申しますればどうも警署の死状と符合しない。警署の胸部には疑もなき外部の攻撃を蒙つた痕跡がありました。其痕跡が手拭としては少し見悪いと思ひます。それよりも皮膚が麻痺して居るものでございませぬから。絞つて絞る方が早からうと思ひます。膝で突いた結果であるかど、かそれは分りませぬが。乗か、つてやつたか。襟を絞めます時分に向ふの身體を引寄せるとき分には膝で支へるためにひどく突いた爲めに出来たか。それは分りませぬが。襟を

絞めた云ふ方が相當であらうと思ひます。殊に体血は枕ばかりでなしに下の敷布にまで流れて居つたと云ふことでは、どうしても疑て居るの上からギョツと首を絞めた云ふだけでは敷布まで流れて来る筈がない。之を引上げるまでに引張つたので其結果敷布にまで流れて来たのでなからうかと思ふ。又柔道の方から云ひましても咽喉を絞ることは極めて容易なことになつて居る。これまで本件弊害殺害の事情を述べて來ましたが、弊害は果して他殺であるか自殺であるか云ふことに付いては十分辯明して置く必要があると思ひます。是は本件の本領骨髄に關係があります。當時の立會醫師の診察書等に依りますれば弊害は腦溢血で死んだと云ふことになつて居ります。併し片山博士の鑑定に依りますれば死因は腦溢血でない云ふことは消極的に判定をして、而して死亡が果して如何なる原因に基いたものであるかと云ふことに付いては明瞭ならぬと云ふことになつて居ります。けれども弊害の死體には敵ふべからざる外部の暴力を蒙つた形跡があると云ふことは積極的に鑑定が出来て居る。此外部の暴力を蒙つたと云ふ形跡ある以上は自然の死亡であることを見ることは出来ない。決して自然の死亡と見ることが出来ない。不幸にして或る時期が経つた爲めに死因を解剖上明瞭にすることが出来ませぬが、弊害が外部の暴力を蒙つたと云ふことがある以上は自然的に死んだものでない云ふ事實が十分に断定が出来ると思ひます。又先刻申述べました通の殺害方法としますれば、弊害はどうしても窒息死でなくてはならぬ。此窒息死のやうな状況があつたかどうかと云ふ事になりすが、是は多々あります。菓子會館等の陳述は餘り明瞭になつて居ませぬけれども、其他の親戚の會合した者の言に依れば十分窒息死の徴候があつたと云ふことになつて居ります。それは詰り弊害は平常黒いやうな顔色を帯びて居つた。極めて血色の悪い人であつた。ところが死んでからどうなつたか。實に血色の好い人になつた。顔色が赤くなつた。窒息と云ふことに付いて顔色の赤くなることは何人も知つて居る徴候の一であります。此の顔色の赤くなつた事は一々此處に拾上げませぬが、島文次郎も言つて居ります。親友田邊爲三郎も言つて居る。それから手島などもさう云ふ風に言つて居る。幸田政儀は入棺するとき先生

は生きて居るよふたと言つた位である。是等の證言を綜合しますれば弊害は生前に似合はず死んでから赤くなつたと云ふことは疑ひない。然らば此顔の赤くなる云ふやうなことは絞殺をしたと云ふ原因に符合を致しますから。矢張絞殺は事實と云ふべきものであるまいかと思ひます。又此弊害の死亡のことに付きましては野口榮及會憲は全く異状を認めぬと云ふやうな風になつて居りますが、是等の證言は餘り探るに足るまいと思ひます。それは同人等が高橋に宛てました手紙に依りまして裁判所の弊害の死亡のことに付いて嫌疑をかけて居る。斯う云ふ點に付いては好い加減にして置かうぢやないかと云ふ意味の手紙を出した。で同人等の陳述に依つて其點を推考することはむづかしい。又それぞれでございますからして同人等の陳述が如何様でありませうとも其陳述には餘り重きを措くことは出来ぬと思ひます。又裁判所の方から言ひますれば、成るべく事實を明瞭にするが宜しいが野口家の事情から云ふとさう計りもならず、最初から既に事實を滅却してしまつたと云ふことになつて居る。それは先刻から申しました弊害の診察の工合に依りまして殆ど死因の不明に付いて困つて居たことは疑ひないに、遂に其儘擱置しにして仕舞つた。それ等から見まして野口家には所謂秘密の事情があつたと云ふことを想像し得ると思ひます。野口の親子は異状ないよふに言つて居るかと思ひます。同人等が親類の高橋に宛てた手紙に依れば、それ等の手紙は生憎何處に往つたか分らぬと云ふことで得ませぬけれども、鬼角も高橋の言ふ所に依れば前夜迄は愉快に談話して突然朝になつて死亡して居つた、と書いてあつたことでもあります。それに對する高橋の返事がある。其返事に依れば弊害は自殺をしたのでないかと云ふことを書いてあるので、どうしても自然の死とは認めて居らぬ。其點から考へて見まして、弊害の死亡と云ふものは實際變死といふものでないか。それ等は野口一家の者の陳述とは餘程背馳して居ります。此事に付いては被告は公判で否認をして居りますけれども前に述べましたやうに所以なく手をぶら下げて居つたと云ふことがござります。それから十二日附にして應へ書面を出したと云ふやうな争ひない事實があります。又弊害の死亡に付いて若し他殺であつたならば被告は自分が殺

したと云ふことを公判で認めた位の關係になつて居りますから、状況證據は一々此に述べませぬ。要之、前申しました通り事實が突然に死亡したと云ふことは被告がそれを殺害したためであると思ふべきは相當である。

夫れから次は藥屋敷に這入りますが。是は前申述べました通野口家に這入りんと欲し其妨害者たる一太郎を切害して這入り得べき状況になつた。併し菓子子の考が事實の死亡前と變つて来た。それは兎も角も事實を殺した以上は無論這入れる。併し這入れるに付いては事實生前の條件がある。其條件通りに研究した露西亞語を利用して、日露戦争に通過官となつた事にするが極めて便宜であると思ひます。此事は被告も豫審に於て述べて居る又事情もさうなければならぬ關係になつて居ります。それを被告は實行しやうとしたが何分金に困る。一體此の通過官になることは事實を殺害する餘程久しい以前の条件であつた。それは精しく申述べらるる必要がございませぬが。其金策の爲めに被告は。三輪とか市松とかに金の棒を買つて呉れと云ふことを言出した。此金の棒のどれ位の價格のものであるだらうと云ふことに付いては。土井仁策の言ふ所に依れば男三郎が凡そ百位位のものであると云ふことを言つたことになつて居る。約そ百位位のもを非常に廉く賣ると云ふことを言つたと云ふことが藥屋敷に關係を持つて居る。事實の死後被告が特に金策の必要を感じまして従來の知合であるところの。都築富五郎に之を又更に賣込むと云ふ相談をしたものであらうと思ふ。是に付いて富五郎の家の雇人富五郎の言ふ所に依りますれば。其日に儲け口があるからと云ふことを言つて出たと云ふことになつて居ります。其親父は耳が遠くて聞かなかつたと云ふことであります。小僧は能く聽いて居つた。或は親父によく話をしなかつたか知れぬ。親父は商賣外に手を出してはならぬと兼々言ふて居たから。或は親父には内密にしましたのであるまいかと思ふ。それで親父が知らなかつたと云ふことになつて居ります。それならば被告はなぜ富五郎を擇んだか。それは注意すべき點である。富五郎は兎に角金持である。相當の資産があります。此財産等に付いては當人が自由に處分するやうな地位であつたからであります。而して被告が富五郎を最も選擇すべき理由は此

富五郎は精神病の血統がある故である。之が被告が同人を選擇した唯一の理由である。唯だどうして之を誘出したかと云ふことに付いては。本件に付いては一番不明になつて居ります。併し富五郎と云ふ小僧の言ふ所と被告の陳述とを合せて見ますと。下町邊の何處であるか分りませぬが。兎に角下町邊に用があると言つて出たことは事實である。而して富五郎を誘出したのはまだ日の高し中である。それでまた少々時間が早過ぎる。どうして他で時間を過す必要がある。其時間を潰した場所は何處であつたかと云ふことに付いては明瞭でありませぬけれども。略々本件の状況を推察すれば坪内卓次郎が芝に居つて此前にも同人の家に立寄つたと云ふことになつて居る。矢張本件に於てもさう云ふ風に見るのが相當であるまいかと思ひます。さうして多少の時間を潰しまして用向は利頭要領を得なかつた。それから彼方へ往き此方へ往きました。此點に付いては無論被告は斯う云ふ風な事實は言ふて居りませぬ。被告の言ふ所に依れば許り青山の電車に乗つて気が付かずに居つたと云ふことである。それから又富五郎が用意した金は兎に角三百五十圓である。此金額を先刻申しました土井仁策の證言に合せて見ますと此間の消息を知ることが出来ず。土井仁策の言ふ所に依れば百位位あつた。極く廉くする。一匁五圓位の相場であると五百圓になる。それを三割減に割引をすれば。三百五十圓になる。非常に廉いと云ふことを言つて居つたと云ふことでありますから。矢張三百五十圓と云ふのは被告が言つて居つた金の目方と符合すると思ひます。此點から考へても此金の棒を賣ると言つて誘ひ出したと見るのが相當であらうと考へます。それから被告は大道を青山の方から角筈の方へ向つて通つたやうに申して居りますが。所謂三島邸の横の方で殺害したと云ふのは嘘である。是はなぜ嘘かと申しますれば。被害者の下駄に附いて居つた土と云ふものがどうして彼の邊の土を踏んだものでない。所謂粘土性のものに竹の根が交つて居る。彼邊はさう云ふもの、ある土地でないから。どうしても代々木の森の邊の路を通つて来たものと思ひます。而して次は富五郎を如何にして殺害したかと云ふことであります。此點に付て被告は法廷に於て手を以て後頭部を打つたら死亡したやうに辯解して居りますが。鑑定に依れば

疑ひもない絞殺であります。咽喉を絞めたと言ふ豫審に於ける被告の陳述が本誌である。然らば前から絞めたか後から絞めたか。豫審には前から絞めたと言つて居るが。本誌は是は後から絞めたと思ふ。なぜかと申しますれば前から絞ればどうしても普通の大人でございすから。抵抗して被告の顔か何處かに掻き傷が付かぬことはない。それから被害者の衣裳に土の附いて居る工合。それに依りますれば春中の方に少し磨つたやうな形跡がありました。隙の處が一番土が澤山着いてゐる。此被害者の衣裳に土の附き工合より見ましては被告が顔面等に擦過傷をも負はない事實から見ましては是は後から絞めたものである。此點は被告が前から絞めたと言つて居るのは矢張被告の慣用手段で幾分の事實に付て偽を申したのであらうと思ひます。而して被告が其死骸をどう云ふ風に處置したか。富五郎が精神病の系統者たることを知つて居つて當人が自から縊死をしたと云ふ風にしてゐた。其やり口から言ひましても。被告が精神病の系統であると言ふことを知つて居つた點から考へましても。被告の所爲であると云ふことが分ります。茲に本件に付いて問題になりますのは。被告が警視廳以來豫審に於ても公判に於ても悉く否認して居る事柄であります。それは被告が三百五十圓の金を何時取つたか。殺して取つたのであるか被告の言ふやうに松本樓に於て贖文を入れて取つたのであるか。是は本件に重大なる關係のあることであります。此點に付いては直接に見るべき情況はありませぬけれども。被告の辯解の仕方を見ても被告が殺害を爲して之を奪取したのであることが分らうと思ふ。此辯解はどうなつて居るか。被告は趙町警察署に於ては是は自分の金である。貯金であると言つたが。それから段々調べられてどうも被告は金を持つて居つたと言ふことになり。伊澤ヒサからも一二圓の金を借りたと言ふことになつて居ります。尙是に付いて見るべきことは其當時即昨年一月初頃及二月二十五日頃伊澤の家で二回盜難に遭つた。是は直ちに被告の所爲であるト断定することは出来ませぬが。其當時の伊澤方雇人其他の證言に依りますれば之を被告の所爲と看做し得る情況になつて居ります。兎に角被告はさう云ふ關係で金に迫つて居つたと云ふことは十分分ります。それで貯金としては工合が悪いから今度は被告が

辯解してそれは富五郎が伊澤方の玄關に匿れたのであるといふことになつた。ところが段々調べて見ればそれを匿れた事實がない。それは五時頃に富五郎が持つて出たと云ふことは明瞭な事柄で匿れやうがない。それで又辯解を變へた今度は何と言つたか。富五郎が電車の中に匿れたのだ。それを一時自分が預つて居つたと云ふやうなことに辯解した。處が是も亦工合が悪くなつた。預つて居つたものならばそれはどうして返さなければならぬ機會に度々押通してゐる。而して之れを返して居らぬから是も少しづついやになつた。そこで最後は被告が考へ出して是は借金であると辯解することになつた。之が一番被告の辯解としては價値ある辯解である。併し是でも少しづつい所がある。金を借りたのなら借を取る譯がない。それで金を借りたと云ふ辯解は其點から言つてもまづからうと思ひます。被告は借りたのであると申すけれども。商賣人が財産上の信用なき人に擔保もなく只口の先ばかりで三百五十圓の金を貸す譯がない。普通の者であれば兎も角も一方は商賣人でございす。特に儲け口があるといふて外出した關係でありますから。此事は前に申しました通り貸借關係に出たものでないと云ふことが出来やうと思ひます。被告が一の辯解がいかぬと又他の辯解をすると云ふやうに。其都度種々辯解を變更して居るのに因つては其辯解の信するに足らぬ事は分かると思ふ。茲に於て被告は同人を殺害して遂に其金を取つたと云ふことが事實であらうと思ひます。此樂屋殺に付いても随分情況證據もございすけれども。兎も角も殺害したと云ふ點だけは被告が認めて居る位でありますから餘り言ふ必要もなからうと思ひます。要するに以上述べましたやうな次第でございまして本件の犯罪事實は總て十分に之を認定し得ると思料致します。

で法律適用の點に移るのでございす。是は前申したやうな事實關係とすれば法律の適用も極めて簡單であらうと思ひます。第一の弊内事件。是は純然たる謀殺であると云ふことに付いては議論のないこと、思ひます。それから第二の官印官文書偽造行使事件でございす。此點は餘り法律の適用に付いては問題にならぬと思ひます。官印の偽造



の點に付いては刑法百九十五條。官文書の方は二百三條に該り。尙二百六條を適用すべきものであるが。此點は問題にならぬ。それから擧げ殺害事件でございすが。是は今申す通りであれば是も無謀謀殺罪。野肉事件と同一の刑の適用を受けるのであります。此等の所爲は刑法の二百九十二條に該當します。豫め謀つて人を殺したものの條に該當します。それから第三の點は強姦謀殺と云ふ關係でありますから。此點に付きましては刑法の強姦殺人罪として。三百八十條に該當するものと存じます。それで官文書偽造を除くの外三つの行爲は何れも死刑に該當するものであります。是に付いて被告には情狀の酌量すべし餘地があるかどうかと云ふことを一言申さうと思ひます。第一の事實に付きましては被告の言ふ通りでございすが。擧げ殺害にも飲ませ最愛なる骨蒸にも飲ましむるため野肉を取つたと云ふことになつて居ります。如何にも其點から申しますと實に毒すべきもの、如く見ゆるのでございすが。決してさうでない。昔から身を殺して仁を爲すと云ふことがありますが人を殺して仁を爲すと云ふことは東西に無い。人を殺して仁を爲す。殊に恨みもない預是なき子供を切害するに至つては其狀態は殘酷なるものである。人情を没却した所爲でございすが。此犯罪に付いては以上のやうな關係になつて居りますから一も酌量する餘地が無からうと思ひます。それから擧げ殺害事件。是も擧げ殺害が野口家に復せしめぬと云ふことを怒つて殺害したと云ふことになつて居るが。或は擧げ殺害のやり口が餘り被告に同情を表さなかつたと云ふやうな點がないでもない。併しそれを元と誰がした。皆な被告自ら招いたのである。此點から考へまして。決して人を恨むべきものでない。人を恨むなどいふことは筋違であります。然らば結局本件に於ても自分の私欲を達するために毒兄を殺害したのであるから。被告に付いて情狀を酌量すべき所以はなからうと思ひます。それから第三の強姦謀殺。是は犯罪それ自身が情狀を酌量するやうなものでございませぬ。破廉罪の極でありませぬ。而も其犯罪は強姦謀殺と云ふやうな筋合でありますから。此點に付いては死刑は免かることは出来なからうと存じます。要するに本件の如き犯罪は何れも餘餘殘虐の極である。斯る犯罪を爲した者は決して社會に存在せしむべき

のでないと思ひます。寧ろ被告の方から言ひましたならば既にやつたことであるから仕方がない。潔く白狀するが却て宜いかも知れませぬ。併しそれは頑として被告が應じませぬので致方がありません。一遍自殺を謀つた位であります。それを果さなかつたのは被告の爲に惜むべき所でありませぬ。被告は到底名を後世に貽すことは出来ませぬから。寧ろ此儘被告を死刑に處し芳名にあらざる悪名を後世に貽した石川五右衛門の如くするが宜からうと思ひます。要するに本件の犯罪と云ふものは決して總て何れも社會に假容すべからざる犯罪である。何れの方面から見ましても死刑に處するが相當であると思ひます。數罪俱發でございすが。刑法の百條を適用し一番重き第四の強姦殺人犯に従つて處断し死刑に處するが相當と思ひます。(東京地方裁判所公庭に於ける檢事清水孝藏君論告速記)

(6) 河合莊亮事件

被告事件は都合四ツある。第一は河合莊亮氏事件。所謂腎肉斬。第二は野口寧齋氏事件。所謂詩人殺。第三は官印盗用官文書偽造行使事件。所謂外國語學校免狀偽造。第四は都築富五郎氏事件。所謂藥屋殺であります。而して最も疑の燒點たる腎肉斬。詩人殺の二件に就き。内容に入り細論致します。免狀偽造血に藥屋殺の二件は。辯護人は敢て事實を争ひませぬ。明治三十五年三月二十七日午後九時若くは十時の頃。悲惨の聲は天の一方に向て叫ばれたり。河合莊亮と名くる一少年。麹町六丁目の街路に於て人の爲に頸部の中央を刺され。左右の腎肉を剝ぎ取られ。左右の兩眼球を

抉り去られ。非命に斃れたりとの悲報は傳へられたり。人誰か憤懣の感に打たれざらん。人誰か悲哀の涙に咽ばざらん。眞に是れ悲絶。凄絶。酸鼻至極の出来事である。如此の兇暴を敢てするもの。其肉を啖ふも尙は鑿らず。翌二十八日の新聞紙。此報を傳ふるや。當局。犯人の檢舉に努め。四方に物色して加害者を求めんとし。檢事清原義禮君。氏名不詳の被告に對し公訴を提起し。偵吏。辣腕を振ひ。懸命の働を爲したりと雖も。遂に何の得る所もなかつた

(7) 犯人物色頻なり

然るに。却て悲むべき一珍事こそ起りたれ。第一に疑を受けたるは。前日参考人として當廷に出頭したる。眞率にして素朴なる中島新吾である。愛兒悲命に斃れ。晏天に號泣せる中島新吾である。起訴せられずして止み

七六

しと雖も。被告人として一夜を警視廳の檻舎に泣き明かしたるは事實である。此時新吾。最愛の兒子を失ひ。却て嫌疑を受くるを憂ひ。世の無情に感じ。自ら進んで殺害行爲を自白し。好で冤に死せば如何。自白歡迎に裁判確定。斷頭臺上の露。簌々乎として夫れ危ひ哉であつたであらう。幸にして新吾身に覺なき罪なるが故。分疏之を努めて纒かに虎口を遁れたのである。之が所謂醫肉事件史の第一頁に上るべき發端であります。

第二に犯人として疑れたるは誰である。鹿兒島出身の木佐木眞志なる一書生です。彼は被告人として起訴せられ。明治卅五年七月七日を以て。第一回の豫審に付せられ。同年九月十八日を以て終結せられ。免訴の決定を受けました。検事は古森幹枝君。豫審判事は河島臺藏君。警視廳は固く眞志を加害者と信じ。鞫問具さに至り。例に依て聴取書作成せられ。證據物件となづけられ。豫審を求められたのである。然るに眞志。己が犯せし罪にあらざるが故。苦心を拂ふて立證に努め。辛うじて免訴の幸福を得たのである。此時眞志。意志弱ふして。少年を殺し醫肉を剝ぎたりと供述し。

七七

偽つて自白せば如何ん。煩累忽ち身に祟り。冤枉遂に雪ぐに由なく。一世の疑獄となつて。諸公の前に運ばれたに相違ない。

第三に疑はれたるもの即ち被告男三郎である。醫肉事件の加害者。其父新吾か。非ず。木佐木眞志か。非ず。於是被告男三郎は被疑者となつた。警視廳より検事に。検事より豫審判事に。順よく送られ。監獄署より警視廳に。警視廳より豫審判事に。運悪く逆戻りする。結局。昨明治三十八年十月九日。検事清水孝藏君。意見を付し。同年同月十一日豫審判事石井豊七郎君。被告を以て事件の加害者と確定し。爰に豫審終結決定を見るに至つたのである。而して此間。日を隔つる僅に二週。明治三十八年十二月二十五日。時も同じく。午後八時若くは九時に跨りしころほひ。所も同じく。麹町區下二番町二十九番地河内音次郎の娘たつ七年。何者にか醫部の肉を斬り取られたりとの報は傳へられました。

(8) 疑情供より来る

被告男三郎。何が爲に。加害者とせられたる。新吾。曾て犯人として捕へられ。情供の下。獄窓に泣きし夕もありき。彼の妻は莊亮の繼母にして所生の子あり。繼母と繼子。世上の常。得て疑はれ易き地位に居る。乍併新吾。妻と謀つて其子を殺したりとの證なし。次で木佐木眞志。縛せらる。嫌疑の間。幽愁に沈みし朝もありき。新吾曰く。彼の風貌聲音。犯人に酷似せりと。亦又疑を招くの動機となつたのである。乍併。眞志。刀を揮つて少年を斬りしとの證左はない

(参照)

中島新吾の云ふ所に依れば。當夜秀英舎の歸途。麴町通より龜澤横町に曲りし頃。微に痛苦を叫びし小兒の聲を聞き。怪訝に堪へず。進ん

で安藤馨の戸袋の前に至り。一の人影を認めたり。其人。泥溝の邊に立ち。小兒を抱き、イーカイ、シツカリシヨと云へり。燈光彼れの顔を照し。親しく風采を認取するを得たり。就て見れば。鼠色の二重廻を纏ひ。黒色の烏打帽子を被る。我れ九州の産。能く其語音を知る。惟ふ是れ九州人の所爲なりと(中島新吾調書) 而して被告男三郎は如何である。均是。情供線中の人。之を新吾に比し。之を眞志に比し。其證なきや乃ち一である。却て豫審決定の曉。被告冤枉の咎に苦めるの日。經過纒に二週。髒肉斬の犯人此處に在りと。突兀として麴町に現はれて出た。若夫。情供を重視せんか。此者。必ずや下手人ならん。而して其人。今に於て縛に就かず。新吾。眞志。情供に疑はれ。被告又情供に訝からる。唯輕重の差あるに過ぎない。前者疑ふべき情供輕く。後者疑ふべき情供重しと云ふに過ぎぬのである。而して最後の人。情況最も重くして檢舉獨り遲きを憾むのみである。河合氏事件は眞に難件疑獄。豫審決定は被告の所爲として疑はず。然れ

とも。遂に何等の證を具せず。自白ありと雖も。事理に適せず。以て不利の資料となすには足らぬ。而して明治三十八年八月七日豫審第五回調書被告の自白として。重要視せらるゝは。如何にも残念に堪へぬ。辯護人は要を摘みて。駁倒しようと思ふ

自白は不可分なり。分割すべきものに非ず。用舎行藏。全體に亘るべきものである。認定に恰當せる一部を抜いて。適切ならざる他の一部を舍つることは出来ない。而して本件。自白の全體を採りて。果して能く事實を確定し得べきか。脈絡貫通なく。前後應照なし。情供畢竟。證據に代用し難きが故に。這般自白。寧ろ無罪の資料となりませす

自白の内容に入るに先ち。猶一言を要する。自白の突兀來乃ち是れである。豫審第一回より第四回迄。更に何の云ふ所なく。第五回の突兀として問ひ。突兀として答ふ。而も答へて詳である。調書は實に明治三十八年八月七日の作成。緒論。論ずる如く。時は警視廳留置中に繋り。強制自白乃ち他白要求の時代に係つて居る

(9) 自白の解剖 (其一)

進みて豫審第五回の調書に入り。自白の鍵を開きます。乃ち明治三十年初夏。皆香園に曾恵子と邂逅したる頼末より叙述せられ。圖書館に頼を研究したる事實に進み。遂に最後の情交に及び。次で夫婦として借老同穴の契をなす精神なりしや。惡疾ありと雖も見捨つる了簡なかりしや。未長く添ひ遠ぐる決心にてありしや否や。其他幾多の問答がある。而して頼の治療法に苦心し。曾恵子に對し。多大の注意を與へたりとの申立あるに拘はらず。一言の以て人肉の特効ある所以に及べるを見ぬ。否寧ろ人肉の特効論は。被告研究の結果としては。少しも感せぬことが現れて居る。右の問答は第一の問より第二十五の問まで接續して居ります

第二十六の問に至り。豫審判事は微に人肉論をほのめかされた。曰く。

「圖書館で調べた結果ではなからう。人肉の類に効能あることは人の話説に依り聞いたのであろう。」被告曰く。「圖書館に通ひし頃、人に依て左様な話を聞きしことなく、書籍に依て左様な説を見しことなく、従て左様な考へも思ひも浮びませぬ。」是より第二十七の問となる。判事曰く。「然らば其後何れの處に於てか。見。若くは聞きしことあるか。」被告曰く。「取留めて何處から聞いたと云ふ記憶はありませぬが、何れの時か、人肉の特効あることを聞きました。」是より第二十八の問となる。問は更に一步を進めて来たのである。判事曰く。「左様な話を聞きし爲め、汝、止を得ずして人肉を取つて之を病兄に食ましめ、曾恵子にも食ましめんとの考を起せしにあらざるか。」被告曰く。「左様なことは決してありませぬ。」

是より第二十九の問となる。於是、始めて人肉論の正體が見はれて來ました。判事曰く。「併明治三十五年三月二十七日、汝、下二番町に於て少年の肉を切り取り取りたる事實は相違ないではないか。」奇峰突兀として雲際に起れるが如くである。被告直に答て曰く。「それは相違ありませぬ。」何ぞ其問

の意外にして其答の容易なるや。犯罪事實承諾の表彰たる自白として、果て安心が出來ますか。前問以來大に争はれたる人肉論が、人肉問題の伏兵となつて、轟然として、『併』の一語より急轉して、躍り出でたとは、如何にも奇ではありませぬか。此處『併』の一字、所謂、一字千金而して又危険千萬である。『併』の問下、相違なしとの答を得たりとて、神妙の自白なりと輕信し、一隨に惚込ひのは餘りに早計に失しやしまいか。況や時は是れ警視廳留置中に繋り、自白の由來、宮内警部、金子關口兩巡查及び鶴岡弘、松本武雄の證言でも略々窺はれるのです。肉體の迫害か、精神の迫害か、任意か、將不任意か。若くは又被告感ずる處ありての故意的自白か、執れにしても安心の出來ぬ自白である。安心の出來ぬ自白なるが故に、道程や順序が聞きたくなる。判事曰く。「如何なる順序で斬り取つたか。包み隠すことなく申立てよ。」是が第三十の問である。此答こそ所謂本件自白の内容にして、重要争點であります。而して内容解剖し來れば、不明あり、不審あり、蹊

昧あり、模稜あり、奇怪百出である。自白に云ふ

三十五年三月十二日の二七不動の縁日と思ひますが。私は櫻の鉢植を買つて来て。兄に見せました。其當時兄は病氣が未だ悪く。熱もあるのですから。大層喜んで。其翌日か。私に墨を磨して詩を書いて見せました。其日には熱は三十八九度あつたのですから。自ら筆を取つて。病人には眼福があると云ふ意味の詩を書きました。眼福があるとは。達者の人なれば態々出て見なければ花を観ることが出来ぬが。病人は臥して居ながら。人が花を持って来て呉れるので。座して之を見る事が出来るとの意味でした。其後。三日計り経て。兄が男三と呼ぶので(支那では男三郎と書いて左様に發音する趣きで。私を男三郎と呼ぶ。其頃はナンサンと呼びました)私が行つて見ると。其時は熱が減じて。多少快い時でしたが。手にして居る唐本を私に示して。此所を見ろと申しました。(本の名は覺へませぬが。何か傳記物でした)示された部分を見ると。或處に儒者が在つて博學で。四方から多くの門弟が集つて居りしが。其後不幸にして。難症にかゝり。門人等は病のこと

を知つて。忽ちに四散したが。一人の門人が獨り残りて。師の爲めに神に禱つて。師の病の癒へんことを求めて居たが。或時に神の告げに。南の方三千里靈藥ありと云ふことであつたので。其門人は旅に出で。三日にして一塊の肉を齎し來り。之を師に進めた所。疾立るに癒たとか云ふことでした。

肉塊論の源は。此自白である。被告が人肉の瘡に效あることを確信し。兇行を逞かしたる證據に供せられたる所のものは是である。而して私は之を以て虚言なりと主張するものである。野口家々庭の和氣露々は人の羨む所。母子兄妹相團樂して。萬事。打寛いで談笑するのである。男三郎。家に入り來りたりと雖も。毫も輯睦を減せず。胸襟披き盡して吾れ汝に隠すなし。試に訴訟記録を緝けば。夙に起き晏に寝ね。一年三百六十五日。親切に病兄を介抱したることは能く分る。二十年一日の如く。筆硯に侍して文筆を助け。幽愁を慰めたることも能く分る。男三郎の爲に。敢て或は怠つたと云ふ事實は少しもありません。病兄は愛妹の厚き志に感じいたつき

にかしづく君が真心は妹といはし母と言はまじ」と。感謝の和歌を贈り。一世の美談として傳唱せられて居る。中間の襖は撤せられて。城壁なく。共に膳に上りて食ひ。俱に枕を並べて寝ぬ。凡家中の事。見へざるなく。聞へざるなしである。

八六

果して然らば。二七不動の縁日の夜。被告櫻花を縁日に購ひ来て。之を故人に贈り。故人歡喜の餘。墨を磨して詩を賦せし事實。眼福の一條。唐本を示して。南方三千里靈藥ありと語りたる事實。三日にして弟子肉を齎して歸る一條。榮子曾惠子の見聞せざる筈は無い。兩人不在の時にあらず。櫻花あり。唐本あり。墨も磨る。筆も執る。紙も展べる。母妹の眼に映すべき筈ではあるまいか。榮子の調書中。二七不動の縁日の夕。男三郎櫻花を購ひ來りたることあり。然れども故人甚だ擇びず。命じて他所に運ばしめたりとあるの外。其他の事實は一切知らずと書いてある。眼福靈藥の談。決して母妹に秘すべき事にあらず。積年の惡疾を治せんとする病懷を述るに於て。慈母愛妹に何の憚る所のあるべき。然るに。彼

等毫も之を知らずと云ふ。而して本件の記録上。證據上。故人如斯の談を試み。故人如斯の行を諷せし事實は。一も發見せられないのである。被告又。故人の談に感じ。所謂一塊の肉なるもの。乃ち人肉なりと解し得たりと認むべき影蹟なく。他白的の自白。此に於て土崩瓦解となつて仕舞ふ。成程。被告の言。一應誠しやかに聞へ。人をして耳を傾けしむるに足る。誠として迎へられんが爲に嘘の陳述をしたのである。左様に聞へるのは當然であります。或は母妹不在中の事なりと疑ふものあらん。若し然らば。被告自ら進みて。我戀人に。傳へて以て告ぐべき筈ではあるまいか。今日兄さんが斯く云ふお話を爲すつた。」と云ふことを話すべき筈ではあるまいか。然るに曾惠子は。病兄は勿論。被告よりも絶て其話を聞きしことなく。藏書中。南方三千里。靈藥云々の載籍を見しことなく。平素又斯様なることを耳にせずと云つて居る。辯護人は故人を信するの厚き。斯る俗説に迷ふて。人肉を食まんとする如き没分曉の人にあらずと確信して疑はぬ。戀しき我妻。

八七



いとしき我子。思ある彼人を救はんとての苦肉の計であることは之を斷言するに憚りませぬ

(10) 自白の解剖 (其二)

加之。茲に裁判上。最も多く注意を要すべき事項がある。一塊の肉を解して。直に人肉と云ふ。果して何の由る所があります。假に人肉なりとするも。被告信す可き謂がありませぬ。被告は人肉の癩に効なき所以は早く既に之を知り。其證述。調書の上に活躍して居る。第二十の間の所。人肉癩に効なしと立派に述べてある。被告。圖書館に出入して癩を研究する茲に三年。研究の結果。到れり盡せり。其説く所に依れば。癩に三種の區別あり。曰く斑紋癩。曰く皮膚癩。曰く脱落癩。而して。醫學上各沿革を有す。癩の性質に三説あり。曰く遺傳。曰く傳染。曰く遺傳

兼傳染。而して血液の關係は。得て傳染を速にし易し。其他の人と雖も。外傷。皮膚に生ずるときは。病毒忽ち侵入して治するに難し。豫防に五戒あり。曰く無品性の物を避くること。曰く女色を慎むこと。曰く過度の運動を避くること。曰く身體に衰弱を來す可き仕事を爲さざること。曰く患者に接觸したるとき相當の殺菌法を施すこと。治療に二法あり。曰く内用として「ケレナソード」を服すること。曰く外用として。斑紋癩には冷療法を施し。皮膚癩。脱落癩には嚴寒酷暑を避くること。被告研究の癩論。大略斯の如しである。随分能く調べてあるではありませぬか。文明的に。系統的に。醫學の研究をなしたるものと雖も。恐くは。是程。癩のことを知つて居るものはありますまい

被告は文明の教育を受けたるものにして。迷信の徒に非ず。加持祈禱の疾病に効なきを知る。耳を人肉の特効説に傾る譯が無い。況や又研鑽幾星霜。得る所尠らざる癩に於てをやである。然るに豫審判事「併」の問下。速に從來の態度を一變し。少年の臂肉を殺ぎたるもの我なりと告白するに至

る。果して眞實として受取り得らるべきでしやうか。而して其道程を問へば。曰く櫻花と眼福。曰く唐本と靈藥。曰く南方三千里。辯護人は之を信する勇氣がありません。試に辯護人をして判事たらしめば。汝、髀肉を斬りたりと云ふと雖も。汝、積年の研究と一致せざるを如何せん。先斯様に窮追致します。然るに訝らず。疑はず。自白歡迎せられて。通過滞礙無く遂に豫審終結の決定となつたのは。頗る奇異に感ずる。

検事は先刻迷信論を述べられた。肥前諫早の邊。癩の患者頗る多く。肉效の説。人の知らざるもの無しと云はれた。然れども。被告は諫早の産に非ず。又癩に於て。得る所鮮らず。假に諫早の人。俗説を迷信するとせん。未だ以て。被告犯罪の證と爲すには足るまい。支那の古書に。齊諧衛生經と名るものがあります。齊東有深谷。患癩者入谷。無穀飢。會有屍。試斫之。出血如生。仍殺醫肉。啖之。病頓癒と記してある。所謂。齊東野人の言。荒誕不稽の説。故人の學。被告の讞。斯様なる謠言俗説に惑ふものではないと信する。辯護人。聽く所に依れば。我邦古來。啖肉の俗説無く。

歴史も無いやうである。曾て之を刀圭家に質したるに。曰く。人肉は却て癩菌を養ひ。之を飲めば病勢爲に強しと云ふことである。我友。癩を疾む者。病を養ふて某所に在り。未だ曾て肉汁の論を説きしとはありませぬ。以て其根據なきを知るに足りる。若夫れ。肉汁偉効を奏すとせんか。國家宜しく獎勵して可なりと思ふ。之を得るの道多々。死者髀肉の剔抉。何ぞ傷まんやである。要するに。肉塊論の自白。其危きこと。浮雲の如く。薄氷の如し。

(11) 自白の解剖 (其三)

前來述べたるは。第三十の問に對する自白の一節。今次節を朗讀して。清聽に達します。

兄は私に對し。師弟の情は如此なものであると云はれました。私に

も書物の意味は判りましたけれども。兄の意中は能く解せられませぬので。其席を退いてからも。頻りに考へました。兄の考は。私をして其書物にある如く。肉を取つて來ひと云ふ意味ではなかつたかも知れませぬが。私は左様に考へたのです。若し實行すれば大罪になることであるから。容易に決行することも出来ず。私には何か心配事でもあるときに淋しい木の多い所へ行つて考へるのが好きですから。其後毎日の様に。山王の公園に行つて静かな所で考へました。私は實家にも父母のあることで。若し萬一のとあれば。何程親が心配するかと云ふ事も察しられましたが。兎に角。兄は世の人に知られた詩人であつて。病氣がなければ。此世に貢獻することも少くない人です。殊に文學界にあつては。兄の疾が癒れば。其影響は多大であらうと思ひ。一面には。私は何事も世に盡すことも出来ぬので。到底兄の如く。人に知らるゝものには成り難いと信じ。曾恵の情に纏はれて。最終に遂行するの決定を致しました。

原則として。白自は不可分である。而して前の白自に連接せる此白自である。前後を應照して眞實の言と信じ得らるゝであらうか。故人或意味に於て。汝。少年を刺して其肉を研れと教唆したるが如く。汝。肉塊を齧り來つて。我に薦めよと命令したるに似たり。辯護人。故人と一面の識あり。聊か彼の氣品を知る。其疾を治するに切なる。無辜を屠つて。劑に充つるものとは。信じませぬ。然り而して。這般話題。毫も證據の徴すべきなく。情供の見る可きなく。散々漫々。其根據無きこと落葉の如しである。更に他方面より觀察せんか。被告如何に愚なりと雖も。故人の爲に。一身を犠牲に供し。兇行を逞みすべき筈が無い。被告目に映する所。唯一人の曾恵子あるのみ。故に若し其人にして斯疾ある。心血を凝ぎ。身命を擲ち。事に愛に忍ぶであらう。其人未だ斯疾に罹らず。又感染の虞あるにあらず。果して然らば。故人の疾。曾恵子に於て何かあらんやである。人或は曾恵子を愛するの餘。病根を芟鋤し。長へに野口家の幸福を祈らんとするに出でたりとなすものあらん。果して然らば。曾恵子並に野口家に對し。

同情を賣るべく又買ふべく。誠に好下物にあらすや。乃ち自ら進んで。戀人に鼓吹すべき筈であります。而して曾志子は。之を知らずと申して居る。

要之。如此白白を信用するは故人を誣ふるの甚しきものである。故人教唆せしか。諷諭せしか。懇囑せしか。故人の平生。故人の人格に問ふて。決。立ろに到るであらう。戀人病兆猶未だ萌さず。之を防ぐ。若く急なるを要せじ。然るに被告。より多くの誠意を故人に捧げ。無辜の少年を屠るの忍ありや。勇ありや。被告の性行。被告の品格に稽へて。直に理解することが出来るではないか。然らば。病兄を救ひ。愛妻を想ひ。併せて全家の幸福を祈るに出でたりとせんか。是同情を博するの妙計にして。他人は暫く措き。戀人に對しては一の誇となる。隠蔽の要は少しもありません。試に思へ。被告の心神を支配するものは戀の女神なり。而して本件の兇行は。戀外の人を救ふに出で。永く戀愛の人と訣れねばならぬ。戀愛狂人の所爲。果して斯の如きものでありましようか。

被告は病兄に仕へて。衷心。誠ある者にあらず。病兄と交つて。情誼厚き者にあらず。故人の容姿心情を以て。戀人の容姿心情に彷彿せりとするものにあらず。そのみならず。故人の被告に對する更に太甚きものがある。豫審判事の筆法を藉れば。『寧齋は親んで狂れず。輒く男三郎を信ぜず』と。筆嚴かに書いてある。而して訴訟記録上。深く故人の徳に感じ。身を殺して疾を治せんとする覺悟を有せし證左は一も見へない。連日山王臺に上り。腕を扼して考慮を凝し。養家と思ひ。實家と思ひ。父母を思ひ。兄弟を思ひ。漸くにして。決心したりと云ふと雖も。被告獨自一己の放言にして。眞實と認むべき證據はありませぬ。寧齋は一代の詩宗。學界の巨人。其疾を治し。其命を全ふし。大に國家に貢獻せしめたと云ふ。誠に殊勝なる心掛である。檢事。果して白白不可分の糞裡。此供述を容るゝの餘地を存せりや否や。白白不可分は證據法の典則。辯護人は茲に再言す。研肉の一節を取り。他の各節を捨つるを許さずと。論。此に至つて白白到頭。幾何の價ありと思召さるゝや。

(12) 自白の解剖 (其四)

次に自白は進みて。決心決行の事に這入ります。其決心をしたのは。最終の日の午後八時頃でしたが。夫から山王臺を降りて。赤坂の田町から。辨慶橋に懸り。清水谷の公園から。麴町の通りに出で。其當時の野口の宅の方へ歸ろうとしました。然るに丁度九時頃かと思ひますが。寫眞屋の前から十歩程。先きに男の子の行くのを見ましたから。直ぐに決心の通り實行したいと考へ。急に後から行つて。其子を抱いて。同時に兩腹と脇を押へて。突き上げました。柔術で左様なことを致します。子供は「ウーン」と云ひました。然るに。恰も其時。後の方から人の来る模様がありましたから。筋向の路次へ這入りまして。足と足との間に子供を入れて。「ナイフを出して開いた

時に。子供が呼吸を出して。聲を上げる様になりましたから。其手で直ぐ口を押へました。そうして奥の方の井戸の側で。何處の肉を切ろうかと思ひましたが。臀部が一番よからうと思ふて。其ナイフで臀部を切り取りました。そうして。「ハンカチーフに包んで。野口宅に戻りました。夫れから何気なき體に装ふて。其肉を更に紙に包みて。私の書籍箱の抽斗に入れて。錠を卸して置きました。決心と決行。經過何ぞ其速かなる。屈指。日時に及び。到底信ずること出来ずまい。二七不動の縁日の夕。櫻花を購ひ歸つて。病兄に捧ぐ。眼福の談ありと云ふのである。超えて三日。示すに唐本を以てせらる。南方三千里の談ありと云ふのである。自ら謂らく。是れ研肉の諷諭なりと。凝思幾回。遂に決する能はず。山王臺上。松柏蒼々の邊。再思漸くにして決したりと云ふのである。時當に午後八時。山を降りて赤坂に出づ。田町を經。辨慶橋を渡り。清水谷の公園を越へ。麴町の街路を過ぎ。將に野口氏の家に歸らんとす。偶寫眞舖附近。小童の通過を見。意頓に動く云ふ

のである。練日 櫻花 眼福 南方三千里 靈藥 山王臺 赤坂 田町 辨慶橋 清水谷 麴町 寫真舖 小童 迂回の徑路を辿り。意外の人に邂逅する。恰も演劇を見るが如き感が致すではありませぬか。而して豫審終結決定には『少年を殺害し其肉片を截去し。之を供せんとの念を起し。窃かに其機を窺がへり』とある。而も被告の自白には。左様な消息はありませぬ。

於是 急歩童を追跡して。腹邊を突く。童悲鳴すと云のである。偶 後方 人あり相窺ふに似たり。依て前方 迂路に入る。脚間 童を挟み。小刀を揮ふて之を研つたと云ふのである。童の來る。恰も天來の如しである。小説家と雖も。恐くは想像の及ばざる所であらうと思ふ。而して豫審決定には『頸部を刺し。兩眼臉結膜を剝離したり』とある。而も 被告の自白には。何の云ふ所も無い。

少年を斬るの事 被告魔力を有すと云ふと雖も。莊亮の來る。眞に意外である。美菓 彼を誘ひたるにあらず。甘言 彼を欺きたるにあらず。美

菓あり。甘言あり。而して決心前日にあらんか。或は情況上 一論點となるであらう。菓なく。言なく。決又。刹那の間に在り。如何にして信用が出来ますか。況や。被告言ふ所。事理に合せざるもの多々。唯決心と決行の急電直下の如きを見るのみじやありませんか。檢事信じて。公訴を維持するの熱心ありや。法廷信じて。事案を裁断するの勇氣ありや。共に俱に。被告に致されざらんことを希望せざるを得無い。私を以て之を見る。豫審判事をして。事實を確定せしめたるは。被告の詭計及虚言與て力ありと。山王臺上。意決し。立て歸程に上れば。早く既に小童の通過を見る。意頓に動く。乃ち童の口邊を歴して井側に運び。小刀。直に髀肉を研り。手巾。忽ち之を包むと云ふのである。決心と決行が一時に到來して居る。奇異の感に打たれざるを得無いではありませぬか。試に問はん。果して。山王臺に上りしことありしか。ナイフありしか。ハンカチーフありしか。證據す可きもの絶無ではありませぬか。歸家の後。書匣に藏ひ。紙以て之を包み。錠以て之を鎖したと云ふのである。若夫。故人。諷して以て暗に

教唆したりとせば。何を苦んで隠匿斯の如く努むるのである。紙以て包むに及ばず。錠以て鎖すに及ばぬと思ふ。深く諸公の活断を仰がざるを得ない點であります

(13) 自白と證據

次には人肉調理の事を論じます。證據と比較して論究することが出来るのです

翌日毎朝學校へ出る時刻に。矢張學校へ行く體で。書籍と共に。只今の肉を風呂敷に包みて。同時に木炭を包み込み。それから京橋の陶器商三銀に往きて。昆爐と鍋を買ひ。木挽町の釣舟屋で舟を借りて。櫓船を漕ぎ一人で海中に出ました。御濱御殿の一丁程離れた沖で。船を卸して。釣をして居る體に粧ひ。持つて行つた肉を。鹽水で清め。二

時間程表ました。そうして豫て出る時に宅から持つて行つた牛乳の塊へ。半分程の汁を取りました。漸く五勺程です。それへ入れる前には。ハンケチで汗を濾過しました

それから戻て来て。残りのものは總て海中へ投棄し。其汁丈を持って陸に上り。それから赤坂へ来て。一つ木交番所の傍の鶏肉のソツプを賣るところで。鶏のソツプ一合を購入し。共に自分宅に携へ歸りました。それは午後三時頃と思ひます

人肉調理の一節。翌日の経過。微に入り。細を穿つと雖も。惜むべし。空中の唇氣樓である。學校へ出る時と云へば。八時か九時。學校へ行く風と云へば。袴か洋服。書籍あるべく。墨汁あるべし。携ふる所。別に。木炭あり。肉塊あり。洋塩あり。徒歩。京橋に出で。昆爐と鍋とを購入しと云ふのである。一併して風呂敷に包み得可きか否やに想到せば。言の眞偽は直に分ります。重量幾斤。左右の手に分ち提げたのであるうか。又。木挽町に到り釣舟屋を訪ひ。交渉頃刻にして船を借りたと云ふのである。人

車の力を藉らず。電車の便に憑らず。悠々緩々。徒歩徒行。異様の人。異様の包。路上の警吏。怪んで誰何せざる道理はあるまい。恠く異様の包を手にしたる怪しの青年は。釣舟屋にと進み往きたのである。賃舟約成て柳船を漕ぎ。海中に出たと云ふのである。濱離宮を距る約一丁程。自ら釣客に擬し。海水。肉を清め。熟烹二時間。汁を壺に盛り。俾を手中に瀦過し。剩す所。總て海中に投棄したりと云ふのである。上陸後。徒歩。赤坂に出で。一木交番所附近。羹汁舗を過ぎり。鶏肉ソップ一合を購ひ。家に歸る。時當さに午後三時であつたと云ふのである。九時。家を出で。三時家に歸る。陸上往返あり。海上往返あり。而して徒歩。而して徒行。往々に陶器舗あり。返るに羹汁舗あり。海上熟烹二時間に及ぶ。辯護人は前後六時間。這般の事。決して行ひ了せられざるを信するものである。

自ら釣客に擬したりと云ふ。竿果してありや。自ら柳船を操りしと云ふ。船果して在りしや。風呂敷何處にあるや。壺何處にあるや。證據存す可く。

して存せざるは如何。反證を要せずして。自白の無價値は斷ずるに足るでありませぬか。一步を進むれば胸。苦痛を感じ。一物を購ふれば心。煩悶を訴ふ。願れば是れ死出の旅ではないか。而して青天白日。公々然。道程斯くも速に運ばれ得可きものとは信せられませぬ。辯護人。今猶記憶に印象す。明治三十五年三月二十八日。大小の新聞紙。髒肉事件と題し。二號活字。紙面の全體を填め。河合氏の凶報を傳へしこと。都下の人。皆其横死を憫み。厚き同情の涙を澆ぎしことを。然るに底事ぞ。無遠慮。無造作。數多く。量重く。之を携へて。横行濶歩。被害者の家前を過ぐ。偵吏の物色に顧念せず。警官の誰何を豫想せず。是れ果して人間普通の情態として出來得ることでありませしやうか。又何が故に期して二十八日と定めしか。病兄疾篤にして命。旦夕を保せざりしか。此日肉汁を啜らざれば病癒へざりしか。辯護人未だ其證を得ぬ。何が爲めに濱離宮附近の海を選みしか。海水。肉を清むるの事。熟烹。汁に製するの事。故人談中に無い。煮肉。別に道あり。製汁。別に處ありと。



思ふ。喧しき十字街頭。疵持つ足を運ぶ必要。抑も何處にかある。風聲鶴唳。被告を驚かすに足る可き此日此夕。家門を出でしこと。最も辯護人の不審に感ずる所である。病兄暗黙の教唆に出でたりとせば。野口家こそ誠に恰好の場所ではあるまいか。家中の人。之を知りたればとて。家外の人。之を知るに比して何れぞ。

特に怪しむ可きは。南方三千里の談。肉塊の事ありて。肉汁の事なし。塊を以て汁に代ふ。所因。自白に詳ならず。自白自身。既に虚白たることを言外に表明して居るではないか。

辯護人は更に一步を進めて。證據上。自白の信頼す可からざる所以を論じようと思ふ。加藤銀次郎三銀の傭人小川市太郎の調書に曰く。「當日人の來て昆爐を購ふものあり。然れども其人必ずしも被告なりと云ふ能はず」と。三銀は有名なる陶器商。顧客亦多かる可し。其人被告に酷似せずと云ふ。探て證據に供することは出来まい。陶舗。昆爐を賣りたりと云ふ。恰穀舗に糺すに。購米の客を以てし。唯々の答を得て満足すると同じで

はありませぬか。小林正紀(貸船屋)の調書に曰く。「椀船を被告に貸したる覺へなし」と。杉浦元吉も又同様の答を致して居る。本主貸したる覺無しと云ふ。汝貸したる覺へなしと云ふと雖も。我貸したるものと見做すべしと云へる如き断定。果して首肯し得らる可きか。是れ不理屈である。是れ不條理である。

猶茲に一言の付加を要するは。前廷。三輪準一の證言である。彼の陳述直に探て。漕船の技倆を證するに足るか。被告技倆或は有り。而も漕ぐ可き船なきを如何せん。於是。準一の陳述。小林杉浦兩人の證言を打破する力を失ふこととなる。

澤崎與右衛門(美汁商)の調書に曰く。「臀肉事件ありし翌日。未見の人來りてソツプを購ひたる覺なし」と。自白解剖し來て。一も應照す可き證左を發見することは出来ぬ。

三人者の證言以外。誰人能く大風呂敷を持したる被告に會せしと云ふものがありますか。何人か。左手。風呂敷を提げ。右手。昆爐を携へし怪

しの青年に道に邂逅せしと云ふものがありますか  
然り而して。野口家歸後の消息は如何である。調書に云ふ

それから兄に今日は善いソップを買って来たと申して。人肉の汁にソップを混ぜて。五香と云ふ支那の香料を加へて。飲みよい様にして。兄に侷めましたが。兄はそれを飲みました。それから。私の部屋に退つて。曾恵を呼んで。曾恵にも良いソップを買って来たからと申して。私が飲まなければ同人は飲みませぬから。私は鶏のソップを飲んで見せました。曾恵も安心して少し飲みました。多くは飲みませんでした。其残り半分程は翌日更に兄に飲ませました  
最終の自白乃ち是れである。五香を混じたりと云ふ。香料果して野口家に貯へありしや。被告或は何處よりか購ひ來りしか。之を故人に薦め。故人飲んで飲みたる證據ありや。榮子は。寧齋由來ソップを厭ふ。其用ある必ず自宅の製に俟つ。決して坊間のソップを飲まずと云つて居る。以て故人。飲まざるの證となすに足る。然らば戀人は如何ん。曾て被告の贈りた

る、ソップと飲みしことあり。而も年所詳ならず。春夏秋冬の季。得て致ふべからずと申して居る。以て戀人飲まざるの證と爲すに足りる。五月二十八日は脛肉事件のありし翌日。新聞紙傳へて喧々囂々。少年住する所。自家の前にあり。之を飲む五月二十八日なりとせば。必ずや。記憶に印象せらるべき筈である。而して曾恵子は曰く。『其日にあらず』と。又曰く『尋常一機の汁。異味を感せじ。變色を認めず』と。辯護人。人肉の糞汁に於て經驗を有せず。然れども。人汁。鶏汁。味を同合せざるは勿論と思ふ。異臭紛々室に満つるであらう。五香蓋防臭の料ならんか。五香和する所。香蕪鼻を撲たねばならぬ。而して曾恵子は曰く。『異臭を嗅がず。芳香を感せず』と。詮索し來れば。自白即ち虚白の結論を生じ來る  
況や又。唐本示す所。人肉其者の效を説けるに過ぎず。之を汁にし。鶏以て混交し。香以て調和せよとはないのである。肉の性を變じ。肉の量を減す。靈藥の效。果して何處に在りますか  
被告自ら之を飲み他意なきを示し。戀人をして飲せしめたりと云ふ。然

れども。曾惠子は曰く。『如此こと無し』と。被告又云。『次日。再び剩せし所を故人に借めたり』と。母子口を揃へて曰く。『然らず』と。論じて茲に到り。辯護人は。野口事件に於て。野口家の遺族に對し。又被告に對し。聊かたりと雖も疑を挿むべき餘地を見出さない

上來。自白を解剖して寸片を餘さず。明治三十八年八月七日豫審第五回調書中。被告の自白。其信す可からざる所以を説き。之を事理に稽究し。之を證據に比較し。諸公の明に訴へました。豫審調書。自白の節。一讀。斯の如きの大疵を見る。檢事。快刀何の亂麻を斫られしや

更に問はん。自白基く所如何。之を得る方法手續如何。溯りて攻究一番し。疑懼の念。起らざるか。危険の憂。生ぜざるか。自白は被告警視廳中一場の夢である。任意の自白にあらずして。強制の他白である。精神の迫害に勝はれ。肉體の迫害に招かれたる虚白である。法律に照して信す可からず。調書に見て信す可からず。更に之を常識に問ふて。一點の信を認められ得無いのである

中島新吾曾て疑はれ。木佐木貞志尋で疑はれ。被告最後の被疑者となる。而して假を眞とし。疑を實とす。基く所。皆自白である。情供である。以て被告の所爲なりと確定し得らる可き信條を得たであります。檢事の論。有力ならざるにあらず。而も辯護人の論。一顧の値なきにあらずである。諸公の達觀に訴へねばならぬ

(14) 風貌及聲韻

聰明なる檢事。或は本件の自白を以て。中島新吾の供述に符合せりと主張せらるゝかも知れぬ。警視廳并豫審庭の言。虚か。偽か。新吾の供述一致せるを如何せん。此論。一應理あるに似たり。然れども。翻て思ふ。是れ自刃の論である。檢事。新吾の供述を映寫して眞に迫り。四圍の情供を按排して妙を究む。辯護人は。参考記録―木佐木貞志謀殺被告事件の記録

——を藉りて。彼の供述を論駁しようと思ふ。而して彼の言。信す可からずとは。冒頭既に。大要を述べて置きました。新吾曰く

犯人は鼠色の二重合羽を着て居ました。其人は私と摺れ違つた人であります。

警視廳然り。豫審廷然り。當廷に於ても。亦左様に申して居る。然れども。被告。二重合羽を有せざるは證據歴々として争ふべからず。檢事曰く。

「藏めて野口家に有らすとするも。何處にか隠匿せるに相違無し」と。若し然らば。其在る所を證明なさるが宜しい。多年。被告と寢食を共にせる野口母子之を知らずと云ふ。強て之ありとするもの。立證の責任を負ふ可きこと。勿論であります。新吾曰く

犯人は黒の鳥打帽子を被つて居りました

然るに。黒の鳥打帽子は。被告元來之を所有せず。而して又。其舉證も

無し。新吾曰く  
角燈の火で犯人の顔は覺へて居ります。明かに覺へて居ります

於是。眞志の寫眞は示されたのである。眞志の本人は似されたのである。新吾一瞥して曰く

此男は警視廳以來。始終見て居ります。二十七日の夜。莊亮を害せし男と信じて居ります。相貌は確かに此男に相違ないと思ひます

然れども。事實は最良の證據であつて。眞志の所爲にあらざること判明し。彼れは既に免訴の身である。新吾曰く

犯人は九州訛であります

新吾九州の藩。眞志又九州の人。其言稍。信するに足るものがある。而して。眞志の反證確立し。彼今や青天白日の人となつて居る。右の次第でありますから。稱して檢事自刃の論と云ふのも。強ち失當ではありません

聰明なる檢事。更に眸を轉じて。被告男三郎事件に就て。新吾の供述を

檢案せられよ。男三郎の寫眞は示されたのである。新吾曰く  
顔立は之に能く似て居ります。併。煩は此寫眞の男より少し瘠けて居

るように思ひます。そうして年はもう少し多いように思ひます  
次で男三郎の本人は似されました。彼曰く

唯今御示の者は。其當時より忘れもせぬ人相に能く似て居ります。尤

先刻申上げたる如く。頬が肥り過ぎて。年も若過ぎるやうに思ひますか

ら。相違ないとは申上げられませぬ

寫真を見れば即ち曰く。年齒異ひ。頬部肥瘠の差ありと。本人を似せば

即ち曰く。似たるが如く。似ざるが如しと。疑似の言いかでか。疑似の獄

を決し得られましようや。新吾又曰く

私は九州生でございます。故に。九州言葉は能く存じて居ります。二

十七日の夜。『イーカイ。シツカリシヨ』と言つた聲は。確かに九州訛で

ございます

乍併。被告は浪華の人であつて。九州の産で無い。浪華の言。九州の語

共に俱に。訛僻あり。聲調同じからず。新吾供述一貫せりとするも。瑕瑾

點々。疑ふ可き餘地は。所在に散見して居ります。然るを況んや。容貌に

見て。甲乙二人の同あり。聲音に聞て。東西二語の異あり。加ふるに。神

經衰弱。記憶力に乏しとは。彼れ當廷に自供する所である

試に思へ新吾。愛兒。家に在らざるに驚き。之を捜さんとして家門を出

でたるに非ず。歸家の途次。燈影幽に怪人を認取したりと云ふに過ぎない

のである。而も之を捉へんとしたのでも無い。而して。風貌容姿を見る斯

の如く詳。語調聲調を聞く斯の如く細。年齢を計へ。服装を辨へ。帽子

を知る。途次偶然の値。果して右の如き觀察が出来るものでありましよう

か。注意周到の人と雖も。恐くは能はじと思ふ

孟子曰く。今人乍見孺子將入於井。皆有怵惕惻隱之心。非所以内交於孺

子父母也。非所以要譽於鄉黨朋友也。非惡其聲而然也。と。新吾。怵惕惻

隱の心。犯人を捉へて。孺子を救はんとしたるものとせんか。觀察。或は

微細なるを得ん。唯夫。途上偶値の瞥見。彼の片言に聽て獄を斷ずるは。

愈以て人情に遠かるものと云はねばならぬ

然れども。新吾供述由來あり。彼曾て一たび警視廳の監舎に捕はる。甲

人。乙人。眼に映するもの總是犯人。東音。西聲。耳に響くもの。總是犯人。誠に奇異なる現象ではあるけれども。彼の境遇としては。寧ろ當然であります。要するに。己れ再び疑雲に蔽はれんことを恐れたるものと解すれば何の不思議も生ぜ無し。

(15) 検事の論是耶辯護人の論非耶

右にて河合氏事件の大體觀察は終るのである。而して辯護人は固く無罪を信じて疑はぬものであります。自白眞なく。情供實なしとせば。之を無罪とするは當然と考へる。検事の論是耶。辯護人の論非耶。活殺。一に諸公の手に在り。然り而して外。朴野を示し。中。巧詐を藏し。騙案。上を欺き。陰險人を害す。大詐大姦の被告なりとして。事案を先入するは。断じて不可である。

検事の論。徹頭徹尾。四圍の情供を以て。之を包み。被告の人格を以て。之を補ふ。雄辯巧辭。人をして有罪の感を懐かしむ。辯護人又其技倆に於て。深く敬意を拂ふものである。而して其觀察に於て決して服することは出来ませぬ。私を以て之を觀れば。検事の論。巧なり。而も是れ想像の畫なり。辯護人の論。拙なり。而も是れ寫生の圖なり。故に本件若し罪とならば。検事雄辯の成功にして。辯護人訥辯の失敗である。庶幾くば裁判官諸公。冷々靜々。公平の見地に立つて。辯護人の論を採容せられんことを。我又虚心坦懐。法廷を重とし被告を輕とするものである。故に所論。或は誤あらんか。情偽を盡し。眞假を辯じ。有罪の判決を受くるに於て。毫も遺憾はありませぬ。妖雲暗慘の獄。人。各見る所を異にす。是非の斷。輒く決し得可からず。辯護人は茲に事件に。冷靜なる宣誓として。一言を添へて置くのであります。

(參 照)

死 體 解 剖 檢 査 記 録

東 京 市 麹 町 區 下 二 番 町 五 十 九 番 地  
長 崎 縣 平 民 中 島 新 吾 方 同 居

河 合 莊 亮

明 治 二 十 五 年 九 月 十 九 日 生

明 治 三 十 五 年 三 月 二 十 九 日 東 京 地 方 裁 判 所 檢 査 判 事 河 島 嘉 藏 は 氏 名 不 詳 謀 殺 被 害 事 件 に 付 右 死 體 を 解 剖 し 左 の 事 項 を 鑑 定 す べ き 旨 を 余 等 に 命 ぜ ら れ た り

一 各 創 傷 の 部 位 及 び 其 様 様

一 致 命 の 原 因 及 び 其 様 様

一 創 傷 を 爲 し た り 用 器

一 各 創 傷 を 爲 し た り 方 法

依 て 同 日 午 前 九 時 二 十 分 以 前 東 京 帝 國 大 學 醫 科 大 學 法 醫 學 教 室 解 剖 場 に 於 て 同 檢 査 判 事 河 島 嘉 藏、檢 事 清 原 義 徳、裁 判 所 書 記 石 垣 隆 立 會 の 上 高 山 正 雄 丸 刀 松 島 不 二 輔 助 之 を 解 剖 す る に 其 所 見 左 の 如 し

第 一 外 表 檢 査

(一) 男 兒 屍 身 長 一 七 四 二 〇、〇 仙 迷 胸 圍 一 七 四 二 〇、〇 五 體 格 中 等 骨 質 稍 や 不 良 皮 膚 の 前 面 は 一 般 に 蒼 白 背 面 は 稍 や 淡 赤 紅 色 を 呈 し 死 體 強 直 は 咽 嚥 筋、肩 胛 筋、肘 腕、膝、膝 足 關 節 に 於 て 強 く 存 在 す

(二) 有 髮 頭 皮 に 認 む べ き 損 傷 な く 顔 面 に 於 て は 前 額 の 正 中 に 於 て 髮 際 を 去 る 下 方 約 一、五 仙 迷 の 部 に 左 右 經 五、〇 上 下 徑 〇、五 一 一、〇 仙 迷 の 草 皮 狀 淡 褐 色 斑 (イ) あり 之 れ を 切 開 す る に 硬 く 真 皮 層 は 淡 褐 色 乾 潤 す る も 皮 下 結 締 織 筋 脂 肪 組 織 等 に 認

む べ き 異 常 な し 又 鼻 根 の 正 中 に 於 て 上 下 徑 一、〇 左 右 經 〇、七 仙 迷 額 圓 形 の 同 上 斑 (ロ) あり 之 れ を 去 る 左 上 方 〇、五 仙 迷 に して 米 粒 大 の 暗 褐 色 斑 (ハ) あり (ロ) を 去 る 下 方 一、〇 仙 迷 の 部 に 上 下 徑 〇、七 左 右 經 〇、五 仙 迷 の 同 上 徑 (ニ) あり 之 れ を 去 る 〇、五 仙 迷 下 方 鼻 尖 に 於 て 左 右 經 一、〇 上 下 徑 一、〇 仙 迷 の 同 上 斑 (ホ) あり 之 れ を 去 る 左 方 一、〇 仙 迷 の 部 に 於 て 米 粒 大 の 同 上 斑 (ヘ) あり (ホ) を 去 る 左 方 一、〇 仙 迷 の 部 に 上 下 徑 一、〇 左 右 經 〇、七 仙 迷 の 同 上 斑 (ト) あり 鼻 下 に 於 て 上 口 唇 の 中 央 に 左 右 經 三、〇 上 下 徑 〇、五 仙 迷 の 同 上 斑 (チ) あり 右 額 骨 結 節 の 上 に 左 右 經 一、五 上 下 徑 一、五 仙 迷 の 同 上 斑 (リ) あり 左 同 前 部 に 於 て 指 頭 大 の 淡 褐 色 に して 稍 や 草 皮 狀 を 呈 す る 斑 (ヌ) あり 左 鼻 翼 の 附 着 部 を 去 る 約 二、〇 仙 迷 の 部 に リンセン大の褐色斑 (ル) あり 以上 の 諸 斑 は 皆 表 皮 剝 離 す る も 切 開 す る に 鼻 皮 層 は 淡 褐 色 乾 潤 し 皮 下 結 締 織 筋 脂 肪 組 織 等 に 出 血 等 の 異 常 な し

(三) 耳 翼 に 損 傷 異 常 な く 其 後 方 乳 頭 突 起 部 に 於 て 左 右 共 蛋 刺 大 無 數 の 血 點 存 在 す

(四) 上 下 の 眼 瞼 は 左 右 共 淡 紅 色 に して 蛋 刺 大 の 流 血 點 無 數 に 散 在 す 眼 瞼 結 膜 淡 紫 色 に して 眼 瞼 結 膜 下 に は 左 右 と も 無 數 の 粟 粒 大 乃 至 リンセン大の溢 血 點 を 認 む 眼 瞼 結 膜 は 左 右 と も 眼 瞼 以 上 刺 離 せ ら れ 然 れ ど も 組 織 間 に 出 血 等 な く 暗 灰 白 色 の 砂 粒 を 附 着 せ る の み 瞳 孔 の 大 小 六、〇 密 迷 經 左 右 同 大 乃 り

(五) 鼻 翼 を 壓 す る に 淡 紅 色 の 液 を 少 許 を 漏 す 口 内 に は 少 許 の 砂 粒 を 附 着 し 口 腔 粘 膜 に は 粟 粒 大 の 溢 血 點 無 數 に 存 在 す 舌 尖 は 齒 列 の 直 後 に あり

(六) 頸 部 に 於 て は 中 央 部 に 於 て 正 中 線 を 去 る 左 方 一、五 仙 迷 の 部 に 左 右 經 一、二 上 下 徑 〇、四 仙 迷 の 創 傷 (ヲ) あり 創 傷 銳 利 に して 其 左 端 淺 し 之 れ を 去 る 左 下 方 約 二、五 仙 迷 の 部 に 左 右 經 一、五 上 下 徑 〇、二 仙 迷 の 淡 褐 色 斑 (ヱ) あり 殆 ど 一 直 線 を な す 左 胸 鎖 乳 頭 筋 上 三 分 の 一 の 下 部 と 同 高 さ に 於 て 其 外 縁 を 去 る 約 一、〇 仙 迷 の 部 に 左 右 經 〇、五 上 下 徑 〇、二 仙 迷 の 褐色斑 (カ) あり 又 正 中 を 去 る 右 方 約 二、五 仙 迷 鎖 骨 の 上 縁 を 去 る 約 三、〇 仙 迷 の 部 に 左 右 經 一、〇 上 下 徑 〇、五 仙 迷 の 淡 褐 色 斑 (ヨ) あり 之 れ を 去 る 下 方 一、五 仙 迷 の 部 に 左 右 經 一、〇 上 下 徑 〇、二 仙 迷 の 淡 褐 色 斑 あり 稍 や 上 方 に 彎 曲 (タ) (チ) 前 記 (ツ)

(六) (X)(Y)(Z)の諸斑は表皮欠損す以上の諸斑を切開するに皮下に出血等の異常なし  
 (七) 胸腹部に認むべき損傷異常なく背面上部亦然り腹部に於ては上は肋骨の上縁下は陰囊の附着部に亘り左右徑一七、〇上下徑一四、〇仙迷の殆んど左右相対性の實質欠損あり其縁鋭利にして右半は皮膚及び皮下脂肪層欠損するも筋肉に及ばず左半は其中央最も深く皮下脂肪層大股筋の大部分は欠損す。肛門も亦全く欠損し創面及び創底は共に鋭利なり此部の周圍組織並に創底を閉切し之を檢するに組織間並に筋肉間に出血等の異常を認めず外陰部に損傷異常なし  
 (八) 右上肢に損傷異常なく左上肢に於ては掌突起及び肩峰突起の尖端三角筋の附着部に於て各一個の褐色斑あり表皮欠損す之れを切開するに皮下組織に認むべき異常なし

(九) 左右兩下肢に於ては左右共小趾第一關節部に於て米粒大の褐色斑あり之れを切開するに皮下結締織に異常なし

第二 内景検査

甲、頭腔開檢

(十) 頭皮を切開するに皮下結締織一般に淡紅色にして殊に額部及顳頂部に於て粟粒大乃至リンセン大の溢血點散在するを認め、頭腔を開檢するに頭蓋骨に損傷異常なく骨の厚さ二、〇—三、〇密迷血腫多し縱貫内には多量の暗赤色流動血を含む硬膜淡紅色血管の充盈著しく軟膜淡紅色にして血管網充盈著しく創離し易し底面の軟膜亦之れに同じく萎縮動脈系軟空腔なり側室内には多量の灰白色透明の液を含む脈絡最著紅色血管の充盈著しく大脳半球神經節小脳血腫稍や著しく大脚脚ワロル氏橋延髓亦然り横貫内には多量の暗赤色流動血を含む底面の硬膜慢性状態腐敗部に同じく骨質に損傷なし

乙、胸腹腔開檢

(十一) 頸胸腹部の皮膚を其正中に沿ひ切開するに皮下脂肪層發育不良筋肉赤白頸部に於て前記(7)創の周圍組織は一般に暗赤色を呈し少許の出血を認め創面正なり腹腔臓器の位置に異常なく腔内異常の内容なく腹膜に癒着なし横膈膜の高さ左

右共第四肋間にある

其一 胸腔臓器

(十二) 胸腔を開檢するに肺の前縁能く露出し肋膜に癒着無く腔内異常の内容なし  
 (十三) 心嚢内には五、〇立方仙迷の淡黄色透明の液を含む内面淡紅色にして異常なし心臓の大きき本尻の手袋大にして心外膜血管の充盈著しく肺動脈の起始部に於て重刺大の溢血點一個を認め右心内には約一〇、〇立方仙迷の暗赤色流動血を含む左心殆んど空虚心臓周囲の隙周囲の血管より約二〇、〇立方仙迷の同上血を洩す肺動脈并に大動脈瓣は渾水に依て能く閉鎖下筋肉の色淡紅褐色半透明厚さ左九、〇右四、〇密迷瓣膜を白にして異常なし  
 (十四) 胸腺大き七、〇、四、〇—一、〇仙迷、重量一七、〇五淡紅にして異常なし  
 (十五) 左肺表面滑澤にして其色赤紅色上葉の前面葉間、下葉の前面に於て粟粒大の溢血點約十個散在す断面の色濃紫紅色血管よりは多量の暗赤色流動血、氣管枝よりは淡黄色の泡沫液少許を洩す氣管枝の粘膜淡紅色にして同色の泡沫液少許を含む右肺の性状總て左肺に同じく溢血點は左肺に比すれば多し  
 (十六) 咽頭食道の粘膜淡紅色古骨瓣喉頭軟骨に損傷異常なく喉頭氣管の粘膜淡紅色血管の充盈著しく少許の淡紅色の泡沫液を以て被はる氣管の前外側にして第二氣管軟骨輪の下部に左右徑〇、五仙迷の創傷あり創縁正し脊柱前部の組織間出血あり第六—第七頸椎間の軟骨の右側に於て左右徑〇、五仙迷の創傷あり創縁正し創の深さ約二、〇密迷なり(7)創に一致す

其二 腹腔臓器

(十七) 脾臟大き八、五—六、五—二、五仙迷質軟其色淡紫灰白色軟断面色淡紅褐色脾胞の形成著明なり  
 (十八) 左腎莖膜剝離し易く大き七、〇—四、五—二、五仙迷断面の色淡紅褐色異常なし右腎大き七、五—四、〇—二、五仙迷其



他の性質にて左腎に同じ

(十九)膀胱空虚粘膜淡紅色異常なし

(二十)胃の内容物は汚穢灰白色にして主として米飯粒より成り著しく酸臭を放つ其積二〇〇、〇五反度酸性粘膜帯紅灰白色酸臭なし腸道能く通す

(廿一)腸間膜淡黄色稍や脂肪に富む腸間膜線蠶豆大にして腫大す断面淡紅色にして異常なし

(廿二)脾臓に異常なし

(廿三)大小腸の粘膜帯紅灰白色回腸部の孤線及集線著しく腫大せるを認め其内容は汚穢黄色の半流動體にして約五〇〇、〇五を有す

(廿四)肝臓大さ二〇、〇一七、〇一七、〇仙迷表面滑澤淡紫褐色断面の色表面に同じく小葉の分界明にして血管よりは稍や多量の暗色血を洩す質脆し

右にて解剖検査終了す時子正午十二時なり

附 記

本屍真腸下端の粘膜に附着せる淡黄灰白色の粘粉物及び壹塊の一部分を物體硝子より取り取物硝子を以て之を被ひ顯微鏡下に檢するに毫も精蟲の存在するを認めず又之にフロレンツ氏沃度沃度加里溶液を加ふるに毫も褐色桿狀の結晶の形成を認めず又本屍の着せし「レヤツ」及び股引に存せし淡紅灰白色にして硬き斑點を煎取し數滴の水を加へ十數分放置せる後其一滴を物體硝子板中に取り取物硝子を以て之を被ひ前記の方法を以て検査するに精蟲を認めず又精液反應なし

取 明

一、本屍の死因は窒息なり即ち血液の暗赤色流動性なること(記録第十及第十三項)耳後乳頭突起部及び眼瞼の皮下、眼瞼

結膜下、口腔粘膜下、頭皮下、心外膜下、并に肺肋膜下に溢血點の存在すること(記録第三、第四、第五、第十、第十三、及第十五項)及び腦、肺、肝臓等に鮮血の存すること(記録第十、第十四、及び第十四項)等は其徴にして此窒息は主として顔面を壓迫し鼻口を閉鎖せしに基因するものと推測す顔面並に前頸部に於ける表皮剝脱(記録第二及第六項)は其體なり

一、本屍の頸部に存する刺創(記録第十六項)は溺死の際細長なる鋭利の刃器を以て穿刺せるものにして従て死因とは直接の關係なきものとす

一、本屍の臀部に於ける皮膚、筋肉及肛門の缺損(記録第七項)は死後にして鋭利なる刃器を以て切取せるものとす

一、本屍の左右兩眼瞼結膜の剝離(記録第四項)は死後手指を以て眼球を剝りたるに由るものとす

一、本屍の體中死因となるべき病的變化なし只本屍は淋巴質にして元來虚弱なる體質を有すれども直接死因とは關係なし

鑑 定

前記取明の理由により之を鑑定すること左の如し

一、本屍の死因は窒息にして此窒息は鼻口の閉鎖に基因せるものと推測す

一、本屍の頸部に有する刺創は溺死の際細長なる鋭利の刃器を以て穿刺せしものにして直接に死因とは關係なきものとす

一、本屍臀部に於ける皮膚及び筋肉の缺損は死後鋭利なる刃器を以て切取せるものとす

一、本屍左右兩眼瞼結膜の剝離は死後指を以て眼球を剝りたるに因るものとす

此鑑定日数は明治三十五年三月廿九日より同年四月二十三日に至る二十六日間とす

明治三十五年四月二十三日

東京地方裁判所醫務嘱托  
鑑定人 高 山 正 雄  
東京地方裁判所醫務嘱托  
鑑定人 松 島 不 二

五月十二日の法廷

各論下

(16) 野口寧齋事件

明治三十八年五月十一日の夜。一陣の凄風は薄倅詩人の家を襲へり。天下の人は知ると知らざると。皆同情の涙を澀ぎ。斯人にして。此疾あるを知らざるもの。其不幸短命を悼み。吟魂今夜。呼べども來らざるを惜まざるはなかりき。而も死因に疑ありとは。我れ人。共に眞に意想の外に出でたのである。積年の惡疾治すべからず。何れの日か。白玉樓中の客となるべしとは。諸同人。早く既に期せし所。是故に。死の原因に關し。訝しく感じたる者は一人もなかつたのであります。既にして。彼の葬儀は營まれたり。

既にして彼の墓木は樹てられたり。踰へて二週日。即ち五月十五日。彼の妹婿男三郎は都築富五郎氏殺害事件の嫌疑を以て縛せらる。次で六月二十八日。彼の墳墓は發掘せられ。翌二十九日。彼の屍體は帝國大學に運ばれて。解剖に付せらる。男三郎は茲に始めて。義兄殺害事件の被告として。訴追を受け。三十日に到り。遺妹曾恵子又。共犯として。愛兒君子を抱て楚囚の人となつたのである。

本件の經過。實に斯の如くにして。新聞紙。一び其計を傳ふるや。滿城の士女。意外の感に打たれ。流言蜚語隨處に喧しく。明治三十五年三月二十七日に於ける臂肉事件よりも。より多くの驚きと怪みとを以て此奇獄は迎へられたのである。而して其驚きと。怪みとは。爾來。今日に至る迄。終始渝ることなく。疑團全く氷釋せず。判事も。檢事も。警察官も。辯護人も。唯。事の怪異に驚いて。眞實の發見に苦んで居るのである。世間往々。豫審終結決定書を読み。被告を以て。眞の犯人なりと速了するものあらん然れども。試に一たび耳を訴訟記録に傾け。目を證據物件に曝せば。何人

も必ず辯護人と感をおかすのであろうと思ふ。辯護人好んで刑事案件を擔任し。奇獄。怪獄。疑獄。之に接する頗る多しと雖も。未だ曾て本件の如く愈出愈奇。愈出愈怪。而して到頭。真相の發見し難き疑獄に際會したることはありませぬ。既往十六年間の實驗。實に今日を以て嚆矢とするのであります。諸公に於ても同様でありませしう

(17) 死時の疑

是より。本論の内容に入り事件の疑點を指摘し。諸公の明に訴へます。第一は死時の疑である。故人の世を逝る。明治三十八年五月十一日の夜たること争無し。唯。其幽明處を異にしたるいよくの時が不明である。十一時か。十二時か。或は一時か。將二時か。死時を確定す可き證據が一も備らぬのである。人證

も。書證も全く無いのである。豫審決定は。翌十二日午前二時と定めたりと雖も。二時の基く所。判事獨自己の意見にして。證據上の基礎はありませぬ

(18) 死因の疑

第二に起るべき問題は。死因の疑である。病の爲に倒れしか。即ち天の命歟なりしか。積年の宿疾。天。彼を奪へりとの推想。未だ必ずしも當らざるにあらず。世間。之を首肯するに於て。敢て躊躇しないであらう。自ら死したるにあらざるか。醫藥努めざるにあらず。看護至らざるにあらず。斯疾。到底回春の望あるにあらず。而も老親小妹の苦衷を如何せん。而して男三郎なるもの。家庭に入りしより以來。枕頭。安きこと無く。病軀。苦むこと多し。破鏡談成て而後。猶且。執拗

にも復歸を圖り。動もすれば乃ち家門を辱めんとす。死して塵累を絶つに若かず。夜半人定つて蘭燈影明滅。無限の感慨抑へ難く。終に自殺を遂げたるにはあらざるか。故人の疾を知り。故人の心を諒とする者。之を是認するに於て。決して逡巡しないであらう。而して病死にあらず。自殺にあらず。他殺たること疑無しとは。豫審判事并に検事の見解にして一步も假借せざる所である。然れども。故人は風格高く。品性清し。信あり義あるの君子者である。其諸同人の推重敬愛を受けたるは夙に衆の認る所である。稍偏狹の僻なきにあらずと雖も。人をして怨恨を抱かしむる徑路を歩みしことなどはありませぬ。故に斯人。他人の爲に殺されたりと云ふも。信ずるものは無い。要之。天。疾の爲に故人を奪ひしか。故人。世を厭ふて。自ら死せしか。他人の以て故人を殺せしものあるか。三者其一に居らんも。我々辯護人は其取捨には大に迷ふ。病死。自殺の問題。一應の答案。付し得られざるにあらず。進んで他殺の問題とならんか。何人も恐くは明確なる答案を付し得じと思ふ。於是。辯護人は死因の問題。死時の問題と同く。

容易に解決すること能はざるものと考へる。又之を決す可き。何等の證據をも發見することを得ないのであります。天。彼の命を奪ひしなり。否。彼自ら死せしなり。否。他人彼を殺せしなり。疑似の説。區々にして。死時死因を明にし。證據を法廷に運ぶこと。頗る難事なるに拘はらず。豫審判事石井君は。五月十一日の夜二時を以て。兇行の時と断定し。他人の爲に殺されたるものと断定し。他人とは妹婿男三郎なりと断定し。清水検事。固く固く執つて動かさず。而して死時を二時と定め。死因を他殺と決したる根據は示されないのである。豫審軍検事軍は。恐くは。被告の自白を以て金城鐵壁とするものであらう。自白を武器とする。必ずしも不可なりとせず。唯夫。之を確む可き證據なきを遺憾とするのみである。豫審第六回調書。自白の一節は。終結決定の基本となつて居る。検事の固く執つて動かざる所亦爰に在る。然れども調書の作成は。實に明治三十八年八月九日。乃ち諸公今猶記憶に新たなる骨肉事件自白の翌日なるに想到

せらるれば。庶幾くは思半に過ぐるであらう。弊肉事件は八月八日。本件は八月九日。日時相接して。警視廳拘禁中の時代に係つて居る。被告所謂精神肉體迫害交も到るの時である。前夕警視廳に首白し。翌朝豫審庭に再白せしものである。戀愛の女神。愛兒君子を懐にして。緊獄の身となりしことを知りたるが故に。山よりも高く。海よりも深き恩人伊澤氏。良人子女と別れて。緋色の唇を受けしことを知りたるが故に。罪無くして配所の月を眺むる三人者の冤を雪ぎ。瞬時も早く青天白日を拜せしめんが爲に。身を殺して罪を荷ふたるものであると辯解して居る。妻子に對する憐みの念。恩人に對する義理の情は。我を纏つて心にも無き不實の申立を爲さしめたのであると辯解して居る。戀人愛人恩人の風姿。髣髴として被告の目に映せりとせば。戀愛狂者。如何んぞ。心。狂せざらんやである。檢事曰く戀愛にあらず。助平なりと。夫れはどうでも宜しいです。助平。戀愛名異にして實相同じ。戀愛之を俗解すれば助平である。而して辯護人を以て之を見る。戀愛由來神聖に非ず。畢竟狂の作用に過ぎない。胸中一戀字。

擲脱し來れば。氣爽淨。心自在。人生一戀字。擲脱し去らず。氣愜々。心悶々。狂にあらずして何ぞや。故に曰く。戀人の戀情は。狂人の狂情と同じことである。月は冷に。風聲は死す。警視廳裡鐵窓の夢。如何に被告を苦めたでしよう。威容近くべからざる警官前に在り。態度戰慄す可き偵吏後に在り。怪疑の囚人。又房を同うして眠る。怒るが如く。罵るが如く。慰むるが如く。勞はるが如く。而して一意専心。被告の自白を要求しつゝ待つて居る。薄志の人。戀狂の徒。其意を迎へて戀人を救ひ。愛人を救ひ。恩人を救ひ併て彼等の嫌疑を解かんことを覺悟するは。誠に事理不得止次第ではありますまいか。身に覺なき罪ではあるけれども。前日。既に弊肉事件を自白し。又別に都築富五郎氏を殺して財を奪へる事件あり。刑死。到底免るべきにあらず。當此時被告。如何ぞ自白を躊躇致しましやうや。辯護人は思ふ。更に幾多の殺人事件を提供する。恐くは悉く自白したに相違ない。被告の心身を支配す可き戀の女神は兎はれんとせり。之を耳にせる被告。身を

殺して。神を救はんとするは。薄志の痴人たり。戀愛の狂者たる被告の信念としては寧ろ當然である。豫審決定の基本。自白経過の由來は。先づこゝんなものであります

(19) 自白の解剖 (其二) (毒殺問題)

豫審判事。並に検事。其金城鐵壁とせる自白を寸断して完膚なからしむるは。辯護人の職責である。實に被告は。大膽にも。野口寧齋。乃ち愛妻の兄。義理ある兄を毒殺せり。又絞殺せりと自白したるは事實である。而も毒殺。絞殺。同時に二様の申立をして居るのである  
豫審第六回被告訊問調書。劈頭第一の問に曰く『本年五月十一日。野口寧齋が死亡したることは。無論。汝知つて居る筈なるが。如何なる原因で死亡したるか。夫れを知つて居るか』と。然れども。第六回訊問の前。本

問起り來るべき動機なく。亦牽聯せる事實無く。河合氏事件と同じ。眞に突兀來である。而して被告言下に答へ。『私は今日になつて匿すことなく申上げます』と云つて居る。『無論其方の知つて居る筈じや』と云ふと雖も。其知つて居る筈が分らない。『今日になつて匿すことなく申上ます』と云ふと雖も。前に匿したることはない。本問以前の豫審調書全部。之を通讀して。隠蔽の記事無く。又故人殺傷の加害者として審訊せられたる記事さへも見當らぬ。問突如。答又突如である  
乍併。被告は。二個の豫審廷を有す。曰く。法律の豫審廷。曰く警察の豫審廷である。假に被告の意志を忖度し。從來は。警察の豫審廷に於て。隠蔽甚だ助めたりと雖も。今日は。法律の豫審廷である。何をか蔽はんやと云ふに在りとしようか。果して然らば。警察の豫審廷之を準備し。法律の豫審廷之を繼受したるものとなる。突兀來の消息。茲に始めて解し得らるゝのであります。自白に云ふ  
實は十一日の午後七時過に。一太郎寧齋宅の勝手往つて。脅威に

「ストリキニーネを渡しました。私は豫て其前同月五六日頃、清水谷の公園で曾恵に面會した時に、色々と身の上を話して、兄が今日まで我々を虐待するのにも、兄の悪意ではあるまい。全く病氣の爲であろうと話し合つたことがあります。其時に薬を上げるから、それを兄に飲まして呉れよと申しました。曾恵は毒薬とは知らなかつたことと思ひます。前々申上る如く、兄は病氣の爲に八ヶ間敷云ふのであろうと申したのですから、病氣の特効薬であろうと信じてたろうと思ひます。それで十一日に前申立の薬を渡しましたから、曾恵は夫れを服用せしめた爲に、死した事と、信じて居りました。

毒殺の自白。斯の如し。然れども、這是、豫審判事と雖も、檢事と雖も、全然虚白として信を拂はざる所のものに係つて居る。試に其所因を説いて見よ。

第一。五月十一日の黄昏。被告。曾恵子を野口家に訪ひ。「ストリキニーネを交附したる證據無く。第二。五月五六日の交。曾恵子に。清水谷の公

園に會し。義兄の虐待を以て疾病に歸し。薬物を贈て。服せしめんとしたる證據無く。第三。情を知らざる曾恵子。之を病兄に侑め。説くに。治癒の特効を以てしたる證據なく。故人歎んで之を服用したる事實も無い。之を曾恵子の供述に見るも符合す可き節なく。眞個空中の樓閣である。唯。茲に注意す可きは。應答の間。偶然。戀愛狂の證據。實現せる一事である。檢事は。被告を以て惡魔の化身と論せらるれども。戀愛に心迷ひ。男三郎の男三郎にあらず。曾恵の男三郎なりとの妄念に驅られ。累の戀人に及ばんことを懼れ。ストリキニーネは之を曾恵子に渡したりと雖も。彼は毒薬たることを知らずと回護して居る心根は察するに餘あるではないか。戀の女神。前に在り。身を以て。神に代らんが爲め。自白は群疑を解くべく彼の口を藉りて提供せられたのである。乃ち提供せられたりと雖も。願みれば冤枉である。當時野口家にあらざりし被告。自ら薬物を侑めたりとせん。人の信ずるものはない。勢。他人の手に託したることに装はねばならぬ。曾恵の名。於是乎現れぬ。然れども。累の戀人に及ぶは心事忍び

さるところ。そこで曾恵子、情を知らず。我又言明したることなしとは同  
 護せられたものと見へる。飽迄も。戀神を庇護せる形迹存し。戀愛狂の本  
 體。機微の間に實現致して居ります。要之。故人を殺したるは我れ。曾  
 恵子與り知らずと云ふのである。狂人苦衷諒とすべきにあらずや。而して  
 又。毒殺の自白。依然時の疑が残る。被告云ふ。『勝手口に往きは午後七  
 時頃である』と。故に若し。曾恵子藥を侷めたりとせば。八時か九時か。將  
 た十時か。證據上之を認むるに足るべきものは無い。判事問て曰く。『故人  
 死亡の時期如何』と。被告答へて曰く

十一日の晩方と承知しました。實は其後新聞でも毒殺と云ふ事が書  
 いてあつた趣を。監獄で或人から聞きましたから。私の與へた藥を曾  
 恵が飲ましたこと、いよく信じました  
 漠然。晩方と云ふ。時の疑。遂に解けず。獄裡。毒殺の談を聞き。藥物  
 の効を知り。毒殺の自白をなしたりと云ふに至り。疑雲益々晴れざること  
 となる。人をして。愈々自白の眞偽を疑はしむることとなる。果せるかな。

豫審判事石井君。眼光炯々炬の如し。更に問を發して曰く

其方は自白すると稱し。毎々事實を捏造し。其一部に就ては。一時  
 逃れの策を講じて居る様であるが。何故に有りの儘に申立をせぬか  
 一大鐵槌は下されたり。被告固執。動かざること石の如し。判事、ストリ  
 キニーネの力。能く人命を絶つに足らざるを看取し。問は進んで藥物の効  
 用論に及された。『汝は藥物の事も大分研究して居る様であるが。ストリキ  
 ニーネの中毒の効果は何時間を経て顯はるか』と。鋭鋒當る可からずで  
 ある。被告忽ち言窮し辭塞り。即時に前言を翻して曰く  
 段々と偽りを申上げて申譯がありませぬが。今度こそは。眞實の申  
 立を致します。私が忍び入つて絞殺したに相違ありませぬ  
 毒殺の自白は。瞬間に絞殺の自白と變更せられたのである。毒殺の自白  
 に。判事を欺き。之に依て戀人愛人恩人を救はんと試み。運拙ふして馬脚  
 顯はれ。變じて絞殺の自白となつて來たのである。乃ち一面には。被告虚  
 白の證と爲り。一面には。被告苦衷の證となるのであります。誠に奇怪千



萬なること、相成りました。於是、辯護人は諸公に訴へる。石井判事。若し毒殺の自白に満足し。本件を終結したならばどうである。検事は公訴を抛棄し。辯護人は凱歌を奏したに違ない。自白歓迎の危険。論ずれば論ずる程。戦慄の思が深くなる。

(20) 自白の解剖 (其二) (絞殺問題)

被告曰く。「段々と偽りを申上げて申譯がありませぬ」と。然れども。段々と偽りを云ひしこと無く。只毒殺を變じて絞殺としたる迄のことである。被告又曰く。「今度こそは眞實の申立を致します」と。今度こそではない。今が始である。終りに。一聲高く叫んで曰く。「私が忍び入って絞殺したに相違ありませぬ」と。毒を變じて絞となす。自白變更の徑路。實に斯の如しである。而して判事の意見之に適中せしものと見へ。眞實として歓迎せ

られ。豫審の城廓は。之に依て築かれたるもの、如くに感じられる。然るに。判事又。彼の術中に陥るを危険とし。問は轉じて。順序に及ぼされたのである。被告曰く

私は十三日と云ふ日を大邊嫌ひますが。其前即ち一太郎寧齋が死亡したと稱する夜。十一時過かと思ひます。門から忍び入つて。一太郎の病室に入り。私が絞殺したので。他のものは誰も關係しませぬ。被告は圖解し度旨申立て。用紙を求めたるに因り之を與へたるに。本圖書末尾に添付する如く自ら圖面を作れり。此圖に示す如く。自ら門を開けて邸内に入り。庭との間の木戸口を過ぎて。小路と書いた方へ進み。此處に面したる窓の戸を開いて。窓の傍の部屋に入り。夫れから玄關と中庭との間にある部屋。即ち私が野口に居る頃居た部屋に。暫く潜んで様子を伺ひ。客室に寝て居た一太郎の枕元に行つて。紐を以て。絞め殺した譯です。之を粉碎して御覽に入れることは。容易の事である。十一時過。邸門に

忍び。寢室に故人を絞殺せりと云ふは偽にして。榮子の調書。證して餘ありと思ふ。曰く「此時家人猶未だ寝ねず。故人纔かに褥に上りしに過ぎず」と。被告は故らに言を添へ。母妻與り知らずと云ふ。然れども若し然らば知らざるの謂無し。如何にして邸門より忍入りしや。門。開かれしか。門。閉されしか。門。閉されしとせば。如何にして之を踰へしか。如何にして門を抜きしか。判事何の問ふ所無く。被告却て自ら圖して之を似すとけ。抑も何事である。君子を欺くに。其道を以てせるに外ならぬのである。然り而して圖を以て答を補ふは。被告慣用の手段にして。毎々之を見る。河合氏事件然り。都築氏事件然り。敢て珍とするには足りませぬ。問者の腹心に魅入して。満足を與へ。一見。信を措かしめんとするは被告の常套法にして。例に依て例を趁ひしに過ぎませぬ。決して真情の流露ではござりませぬ。從て之を信ずるは。偶以て被告の爲に陷穽せらるゝのである。況や圖解前に於ける忍入りし時。忍入りし方法に對照せば。虚偽の言たる。彰明較著。一點の疑も無いです

圖に示す如く。自ら門を開いて邸に入りしと云ふ。門閉されしこと明かである。左すれば外部。手を入れ。門を撤したるものゝ如くに見ゆる。然れども。撤門。決して如此容易の業にあらず。苦心懺悔。或は成功せん。唐突の間。眼を前後に注ぎ。耳を左右に傾け。心後れ氣沮むの時。構思妙案。突如として左様に容易に。浮び出るものではない

檢證の結果。門上。斜に小刀を以て削截したる痕あるを見。破門の證となすは。其一を知て未だ其二を知らざるものである。削痕點々。決して一再の迹ではありませぬ。既に然らば。先是。被告屢次。之を試み。這般の事。例に依て例を趁ひしものとして。證迹印せらるべき筈である。況や其果して刀痕なるや否やも頗る疑しい

次に庭屏を過ぎ。一條の細逕に沿ひ。窓戸を開きたりと云ふ。法廷は檢證の結果。必ず此供述を否定せらるべきものと信ずる。忍で邸に入る。入り難くして。顯れ易き方面を辿るの要焉んか。在る。轉じて裏門に廻れば。入り易して。顯れ難き所甚多し。門往來に接せりと雖も。人多く通行せず

前後顧念なく。左右愛慮なし。一飛一躍、事頗る容易であります。而して細逕窓あるの邊、逾門縫かに數歩を出でずして達することを得るのである。若し被告の言を信じ、表門、邸に入りしとせば、逾ゆべき門二つ。抜き難き門一つ。耳を近隣の家に向け、目を來往の人に注ぎ、左顧右呵、幾回か心を警戒に配ばらねばならぬ。而して窓は却て遠いのである。案内熟知の被告、何を苦んで、彼を取り之を舍つるの愚を學びましたようや。

裏門、左折して進むこと二三歩にして、浴房があります。又相隣して塙塙が横つて居る。高さ數尺、之を逾る又甚易々である。而して毫も人の耳目に觸れず、塙側、新聞を配達する車臺あり、逾越縫に一投足の勞にして足りる。凭の如く邸に入るの道は、簡易にして且自在である。好で迂餘曲折の方面を擇ぶの要は無いです。其薄金を用ひ、窓を破り、耳聰に目敏なる、老母の室に入ると云ふに至り。私は檢事の所謂智慧の人たる被告の行動として、信ずることは出来ませぬ。

假に一步を譲り、表門を開き、庭扉を過ぎ、細逕に沿ひ、窓戸を破りた

りと致しましたよう。開閉出入、之を再びして、音響耳朶に徹せざるべき筈はなかるまい。時は是、午後十一時、家人猶未だ寝ねず、而して何人も之を耳にせずとは、實に奇怪の現象ではありませぬか。老母榮子、耳聰に目敏、鼠鳴一聲、忽ち眼を破るの人である。深更時々、故人に喚起さるゝことあり。未だ曾て目癒めすと云ふことなしと申して居る。故人警戒の念特に深く、終宵安眠せしこと絶て無しと稱せられ居る。而して此二人者、更に音響を感せずとは、誠に不可思議千萬と云はねばならぬ。是故に五月十一日の夜、耳聰の人、耳聰ならず、目敏の人、目敏ならず、不眠の人、熟睡せりとの立證あるにあらざれば、被告の自白は、根本に於て信憑力を失て仕舞ふ

凭くて、被告は窓に沿ひたる七疊半の室に、君子の顔を眺むること之を久ふし。進みて四疊半の室に潜み、機を窺ひ、既にして八疊の室に入り、紐を以て故人を絞殺したりと云ふのである。七疊半の室三個の箆筒あり、一個の火爐あり。其他の器具、亦雜然として充填す。榮子、曾惠子、君子

寢臥の處は乃ち此處である。殆ど足を容るゝの餘地もありませぬ。而して枕頭 君子の顔を凝視する久之とは眞か偽か。緩漫にも似たり。大膽にも過ぎたりと思ふ。事の發覺を恐れ。暇々競々。薄氷を踏める被告の態度として。辯護人は信じ能はざるものである。薄き氷の上に拵持つ足を運び。顯れ易き所に。目敏き人を控へ。君子の顔を眺めて悠揚迫らず。是れ被告の企て、及びべきことでありましようか。況して明燈々たる洋燈の光は、室の全體を照して。空隙を餘さぬのである。

直に七疊半の室に接近せる故人の室八疊の間に入らずして。故らに襖を越へて四疊半の室に潛み。機を窺ひしとは。蓋し偽であらう。斯室 故人の室を窺ふに難きは。臨檢の結果。證し得られる。故人の室 母妹の室。日没すれば。襖を撤して一室となる。名別室にして。實同室である。君子の顔を眺むれば。同時に故人の顔も窺ひ得らるゝのである。距離の差。約二三尺に過ぎない。然るに之を是れ爲さずして。潛んで他室に匿る。事の實際に遠かるも太甚しいじやありませんか。事實は最良の證據なり。四疊

(21) 自白の解剖 (其三) 絞殺問題

半の室。八疊の室を窺ひ能はざるは事實である。辯護人絞殺の自白を否定する第一義。實に爰にありて存するのである。斯の如くにして邸に入り窓戸を開き。斯の如くにして七疊の室に君子の顔を眺め。斯の如くにして四疊の室に機を窺ひ。斯の如くにして八疊の室に故人を殺す。辯護人は單に常識に問ふて。虚誕の供述なりと斷定することを憚りませぬ。更に之を各般の事情に綜合參酌せば。自白畢竟虚白に過ぎざる所以。掌を指すが如しである。

絞殺の言。信すべからざること右の通にして。豫審判事實に感を同くせられ。問は進で其方法に及れました。判事曰く『汝紐を以て殺せしと云ふ。敢て問ふ如何なる紐ぞ』と。又問ふ『紐にして索痕生せず。抑も如何なる

ものぞ」と。蓋故人屍體。索痕を印せず。紐の言。輒く信すべからず。乃ち此問の由て起る所以である。被告忽ち前言を翻して曰く。「否紐にあらず手拭なり」と。判事云。「然らば何處の手拭なるか」と。被告云。「和田宅より持出し今現に裁判所に押收せらるゝものにして。絞殺後依然として使用せり」と。速問速答。刑に甘じて死の手を俟つものゝ如くである。然れども。前に紐と云ひ。後に手拭と云ふ。一事の辯明。二機に亘る。孰れを信とし。孰れを偽とすべき。大に惑はざるを得無い。而して檢事は之を否認し。衣紋攻にして。柔道の作用に依て殺したるものであると論せらる。於是。更に疑訝の念が深くなつて参ります。而して衣紋攻の説を確し可き證據一もある無く。情供としても。自白としても。發見することが出来ないのです。是恐くは檢事獨創の見である。乍併。絞殺の方法。結局不明に歸し。判事檢事辯護人交もく意見を異にするは。至極面白い。然るに石井君。獨り始より手拭論に満足し。之に對する問答は序を趁ふて開始せらる。乃ち問ふて曰く。「手拭を通し又は之を細ひ。覺られなかつ

たか」と。蓋故人眼を破り。之を覺知すべきは當然である。乃ち重ねて此問の由て來る所以である。被告答て曰く。「巧に遣りましたから覺られませぬ」と。誠に判事は巧みに被告に遣られたのである。判事曰く。「一太郎は抵抗したか。不眠症の人。目醒め易く。意志強固の人。力抗するに足る。此問決して輕視すべからず。被告答て曰く。「何等抵抗しなかつた様です」と。手拭問題に關する判事と被告。應答の顛末は。今述ぶる所の通である。而して依て得たる白白は。死時の事。死因の事は暫く譲り。故人不眠症を患ひ。家母耳聰に目敏。此二事直に以て粉碎するに足りず。如何なる虚弱の身と雖も。無事の恩人を殺さんとして來れる惡漢に抵抗することをなさずして。唯命是從ひ。故なく一身を捨つるの愚を學ぶべき道理がない。手以て抵抗すべく。口以て叱咤すべきは。人の常情にして。理の當然である。況や。明晃々たる洋燈は。室の全體を照して白晝を欺くのである。容姿映すべく。風貌看取し得らるべく。柔軟の人と雖も。死の利那に迫れる

瞬間であります。瞬眼一番。被告に抵抗せず。被告を叱咤せず。悲鳴一聲。慈母を呼ばず。少妹を叫ばずとは。人情有るべからざるのことである。判事は兇行の時を以て午前二時に擬せらる。思ふに熟睡中の行爲と推定し。故人知らず。家人悟らざるの間に決行せられたるものと認められたのであらう。果して然らば。證據上。二時の基く所を明瞭にすべき責任を負われねばならぬ。用意周到なる石井君。更に問を發すらく。『汝若し失敗又は發覺する時は如何なる考であつたか』と。被告曰く

自ら毒を仰いで死するか。又は刃に伏して死する考で。押收されてある硝酸ストリキニーネのサツク入。及短刀を持って行きました。其短刀はお茶の水から騎河臺の降口の方の右側の刀剣屋で買ったので。長さ一尺三四寸位でしたが。其後間もなく同家に賣りました。同年三月頃支那に行く人に遣る積りで買ったのです

毒を仰いで死する。是故に硝酸ストリキニーネを携帯したのである。刃に伏して死する。是故に短刀を用意したのである。石井君悉く首領し。絞

殺の自白に多大の確信を拂ひ。審訊遂に。牽連せる各條各節に及び。本件は被告の所爲として。有罪の豫審終結を見るに至りました。毒を仰いで死する。刃に伏して死する。辯護人は。二様の覺悟を迎ふるに於て。奇怪至極の感を生ぜざるを得ない。我聊か吏を知る。然れども。事敗れ。覺悟に二様の準備をなせるものは。古今東西を通じて。未だ曾て其例あるを聞きませぬ。一敗地に塗る。刃に伏すべく刀剣を用意し。毒を仰ぐべく藥劑を準備す。世間豈如此の事例がありましようか。況や被告は戀愛の狂人。愛に溺れて心神昏迷し。別を深思熟慮に告げたる人である。失敗の豫想や。覺悟の準備に。考慮を凝すの違はありますまい。要之。死時に就ては。十一時か。十二時か。一時か。將た二時かと云ふ疑あり。死因に就ては。天命か。自殺か。將た他殺かと云ふ疑あり。他殺とせんか。毒殺か。將た絞殺かと云ふ疑あり。論じて殺害の方法に及べば。紐か手拭か將た衣紋攻か。と云ふ疑あり。失敗の覺悟に關し。毒か。刃かと云ふ不可思議なる二現象あり。其他豫審中。常に秘密の事實を知り。鑑定中。豫め檢案の事項を知

る。被告自白。果して幾何の對價を拂ひ得らるゝでしよう

(22) 證據の考覈

自白を解剖して。信憑するに足らざる所以は。前來の辯論之を盡せり。而して他に反對證據なきが故に。本件無罪たること寸毫の疑なしと存する。疑似は實有のものとなさんよりは。虚無のものとなすべしとは。法律の原則であります。而して疑似の自白。往々にして法廷の神聖を瀆することあるは。古より然りである。然り而して。本件自白以外何物があるのです。利益の證はありと雖も。不利益の證は無いのである。試に訴訟記録を採つて。關係人の供述を朗讀致します。野口曾恵子は曰く

問 寧齋事一太郎が死亡したることを發見したのは。本年五月十二日の朝に相違無いか

答 左様です  
問 何時頃。誰が最初に發見したか  
答 午前六時前後に。私が初めて發見しました  
問 如何なる折に發見したか  
答 何時も私が一番後に起きます。私の目の覚める前に。大抵兄は目を覺して居るのですが。其朝私が床の上に起き上つて。寢衣のまゝ、何心なく兄の部屋を見ます。私共寢室と兄の寢室との間の唐紙が開いて居りますから直ぐに見へるのです。兄が平素は眞直に寢て居るのに。少しく横に乗り出し。夜着は胸の邊り迄掛らずにありまして。兄の様そんなにして居ては。風を引くではないかと云ひながら。寢衣の儘。兄の部屋に往て。夜着を被せて遣らうと思ひましたら。兄の身體の何處か。私の手に觸れ。大變冷たく感じましたから。直ぐに母を呼んで兄さんが。どうかしたと云つたのです  
問 冷めたく感じた爲め。何か變事はありはせぬかと疑つたので。

兄を呼んで見たのか

答 母を呼んで。母が来てから。共に兄を呼び掛けました

問 十二日の朝は。兩室の間の唐紙は。常の如く開いて居つたか

答 左様です。何時も開けて寝るのです

問 被告と母は七疊半の室に南枕に。そうして母は其西側の方に。被

告の兄は隣の八疊の室に東枕に。母の寢床に枕を向けて寝るのか

答 左様です

問 夜は何時に寝るか

答 十時を打つてから例の如く。詩文の預りがあるものを分けたり。

新聞の切抜くべきものを選つたりして。取片付て大抵十時半頃に寝

ます

問 最終に寝たのは誰か

答 自分です

問 諸所の戸締りをしたのは誰れで。下女は何時頃に寝たのか

答 戸締りは玄關を除く外。夕方になると下女が締めます。門も夜分は

締めて置いて。玄關を格子戸のまゝにして置きます。そうして寝

る時に。即ち十時過ぎに。玄關は締めるのです。夫れは矢張下女が

致しました。それから間もなく下女は寝たのです

問 下女が寝てから。被告の寝たのは何時か

答 十一時前でした

問 其十一日の晩に寝る迄。別に一太郎の身體には特に加減が悪いと

云ふ様な事はなかつたか

答 左様な事はありませぬでした。尤も一週間許り前に大層咽喉が悪

いと云ふて。丁度浦島が来たので見て貰ひ。含嗽をしると云ふので。

其後含嗽をして居りました。併し夏になると。熱の差引があるので。

體温を計つては。熱の高い時には。服薬することもありますが。同

日は別に悪いと云ふこともありませぬでした。十一日の午後一時頃

に七度八分とか。八度とかあると云ふので。用心のためと申して。



御覽に入れた、キニーネの丸薬三粒を用ひました

問 同夜就眠してから。何處か苦しいと云ふ様な聲がするとか。模様があつたとか云ふ事はなかつたのか

答 少しも知りませぬ。殊に自分は寝ると中々起きないので知りませんでした

問 併し同夜何人か被告宅に忍び入つた模様がありはしなかつたのか

答 左様の事はありませんでした

問 同夜下女が締りをしたに相違ないかも知らぬが。如何なる間違か何處かの締りが落ちて居つた様なことはないか

答 ない様です。但し十一日夜七時頃に椽側の七疊半の前最終の戸を開けて。丁度松平家の角の四ツ辻の所に高い電燈が點いて。奇麗でしたから。前夜にも見せたことがありますが。其時にも兄に奇麗です。御覽なさいと云ふて見せました。其時に私が後の締りをよくしたと思ひます

問 十一日の晩に寝てからでなくも。同じ處で君子に小用をさせて。戸締りを忘れた様なことはありはせぬか

答 先刻申立た時に明けてから。朝まで。左様なことはありませぬと思ひます

問 十一日の晩。若し誰人か。被告宅に忍び入つたとすれば。何處から這入つたか心當る様な事はないのか

答 別にありません。便所の掃除口からでも這入らなければ這入る所はないと思ひます

問 尚ほ一太郎が死して居た當時の事に就て尋ぬるが。被告が発見した時は。一太郎は寢床から幾ら離れた處に。幾ら程顔を離して居たのか

答 寢床から七八寸離れた所に顔がありました

問 顔の邊りに。何か吐いたものでもあつたか

答 涎であるか。何か鼻に濡れた處があつたと母が申しました

問 血が出て居たか  
 答 敷布に少し付いて居りました  
 問 枕は如何  
 答 氣附きませぬ  
 問 枕の邊にはハンカチーフがあつたか  
 答 ありませぬ  
 問 血は髭について居たとか。又は口の廻りに何かついて居た様な事はないか  
 答 奇麗の様でした  
 問 顔は如何なる色かして居た  
 答 平素と變りない顔でした。一體平素の顔色は黒味を帯びて。黄色の方ですが。何れかと云へば。赤味差して居る様に其時思ひました  
 問 眼は如何  
 答 半開でした。平素の様に思ひます。一體兄は眼の筋が平素から

赤らんで居りますから。それだけならば特に記憶して居りませぬ  
 問 咽喉又は胸部に病氣の爲に變色等はなかつたか  
 答 時に依ると。赤斑點を生ずることがありましたが。其當時にはなかつたと思ひます  
 問 然るに死した當時は。頸又と胸腹に色々變りし所はありはせぬか  
 答 胸腹の方は見ませぬ。頸に變つた處もなかつた様でした  
 問 皮膚は一般に麻痺して居つて。平素痛痒を感じなかつたか  
 答 全く感じないではありませぬが。全體の皮膚が多少薄氣味でした。それが爲め。火傷などすることがあります(以上明治三十八年八月二十九日作成被告人野口曾恵子第二回豫審訊問調書摘要)  
 野口榮子は曰く  
 一 翌朝は五時頃に。下女が起きて雨戸などを皆な開けました。夫れから湯でも沸かす頃。私も起きて臺所の方に手傳を致しました。夫れから娘曾恵が起きまして。兄を起して居たようですが。大變だと

申しますから駆け付けました。そうして聲をかけたましたが。それは通じませぬ。夫れから醫者を早くと申して。木澤方に初めは下女次は車夫。次ぎに曾恵が参りました。

一 太郎の死に就ては。何も異状は認めませぬ。枕と敷布などに血が少し許り着いて居りました。又疊の上に少し許り濡めりし所がありました。又一太郎の顔は別に異状はない様子でした。赤斑などのあるは氣付きませんでした以上明治三十八年七月二十四日作成野口榮子検事廷聴取書摘要

問 其十一時頃には。一太郎は別に病氣が悪いと云ふようなことはなかつたか

答 一週間許り前に熱が出たことがあつて。其頃から食事が進まない傾きがあつて。丁度其頃に浦島が來ましたから見て貰つたら。解熱劑も必用であるが。咽喉が大變荒れて居る。咳嗽が出るのも其爲めであるから合嗽するのが良いと云ふので押収になつた丸薬を用ひ。且つ合

嗽を致しました。併し十一日頃は別に變つたこともなく只比較して食事少いかと思ひました。

問 結局十一日の晩に。一太郎が寝たのは何時頃か

答 十一時頃です

問 最終に寝たのは誰か

答 曾恵が一太郎に衣物を着替へさせたり。夜具を掛けたりして。夫れから小供の襦袢なども始末して寝るのですから最終です

問 戸締りは誰がするのか

答 下女が致します

問 七疊半の部屋に當る北口の窓も矢張下女が締りをするか

答 左様です

問 就眠後。怪しい者が忍び入つた様なことは全く氣付かなかつたか  
答 少しの音がしても。目がさめる積りですが同夜は何事もない様で  
した

問 翌朝は誰が一番先に起きたのか

答 下女が先きに起きて諸方の戸を開けました

問 絶命して居ることは誰が発見したのか

答 智恵です。智恵が毎朝一太郎を起して着物の世話をするのですが私は一應女中部屋から勝手に寄つて、それから四疊の室に行きました。其朝一太郎が髀肉をすり削いて居たので、膏藥を延ばして遣らうと思ふて、夫れを拵へてから、又勝手の方へ行くと、智恵が其時に起きて一太郎の部屋に行つて、兄様くと呼んで起して居る様でしたが、大變です如何かしたと呼ぶので、驚いて私も走つて行きました。夫れが丁度午前五時半頃です。夫れから水などを呑せ。頻りに呼びました。如何とも蘇生しないので、下女を走らせ。車夫を走らせ。續いて智恵も遣つて、醫者を迎へました。午前六時頃に、木澤が來て呉れましたが、一見して最早遅いとのことでした。

問 如何なる位置になつて、絶命して居つたか

答 蒲團から南方へ肩先き位を乗り出して居た様ですが、私の行つた當時には智恵が已に抱いて居たかと思ひます

問 何處かに血が出て居たか

答 枕に食指位大の長さの血痕がありました。敷布には只今残つて居る痕跡丈の長さの血痕があつたのです。夫れは押收の分です

問 顔には血痕等はなかつたか

答 奇麗でした

問 眼は開いて居たか

答 平素も半ば開いて眠るのです。其時には私が手にて閉ぢさせました

問 た

答 眼の中が赤くはなかつたか

問 答 氣付きませんでした

問 顔の色は平素よりは寧ろ赤い位ではなかつたか

答 矢張氣付きませんでした。疊の上に顔があつた邊に、直径二寸餘